

令和5年第1回臨時会 目次

令和5年4月21日（金曜日）

議事日程第1号	1
本日の会議に付した事件	2
出欠席議員氏名	3
説明のため出席した者の職氏名	4
事務局職員出席者	4
開 会	5
開 議	5
議会報告 議会運営委員長報告	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
議第3号 令和5年度南陽市一般会計補正予算（第1号）についての専決処分 の承認を求めることについて	6
提案理由説明 市 長	6
質 疑	7
採 決	7
議第26号から議第28号まで計3件	7
提案理由説明 市 長	7
総括質疑	7
議案付託表	10
（総務常任委員長報告）	
議第26号から議第28号まで計3件	11
採 決	12
発議第2号 議会機能等検討特別委員会の設置について	13
提案理由説明 山口正雄議員	13
質 疑	13
採 決	13
議会機能等検討特別委員会委員の選任について	14
議第25号 令和5年度南陽市一般会計補正予算（第2号）	14
提案理由説明 市 長	15
予算特別委員会の設置について	15
議案付託表	16
（予算特別委員長報告）	
議第25号 令和5年度南陽市一般会計補正予算（第2号）	17

採 決	17
市長挨拶	17
閉 会	18

令和5年第1回臨時会
予算特別委員会 目次

令和5年4月21日（金曜日）

出欠席委員氏名	19
説明のため出席した者の職氏名	20
事務局職員出席者	20
本日の会議に付した事件	21
開　　会	21
議第25号 令和5年度南陽市一般会計補正予算（第2号）	21
採　　決	21
閉　　会	21

令和5年6月定例会 目次

令和5年5月31日（水曜日）

議事日程第1号	33
本日の会議に付した事件	34
出欠席議員氏名	35
説明のため出席した者の職氏名	36
事務局職員出席者	36
会期日程表	37
開 会	38
開 議	38
議会報告 議会運営委員長報告	38
会議録署名議員の指名	39
会期の決定	39
諸般の報告	39
報第1号から報第5号まで計5件	39
説 明	39
市長	39
総括質疑	40
同意第1号 南陽市固定資産評価審査委員会委員の選任について	40
提案理由説明	40
市長	40
質 疑	41
採 決	41
同意第2号から同意第6号まで計5件	41
提案理由説明	41
市長	41
質 疑	42
採 決	42
議第30号から議第32号まで計3件	43
提案理由説明	43
市長	43
総括質疑	43
議案付託表	44
議第29号 令和5年度南陽市一般会計補正予算（第3号）	45
提案理由説明	45
市長	45
予算特別委員会の設置について	45
議案付託表	46
日程第20 請願の付託	47
請願付託表	48
散 会	49

令和5年6月5日（月曜日）

議事日程第2号	51
本日の会議に付した事件	51
出欠席議員氏名	52
説明のため出席した者の職氏名	53
事務局職員出席者	53
一般質問表	54
開 議	70
一般質問	70
山口裕昭議員	70
1. 熱中症の予防について	70
2. 幼稚園バスの安全装置について	71
島津善衛門議員	80
1. 事務効率の向上について	81
高橋一郎議員	89
1. 障がい児保育・教育の現状と課題	90
2. 学校給食の完全無償化	90
3. 準公共交通・交通弱者への支援	90
4. 「湯こっと」1周年で改善すべき課題	91
5. 「四季南陽」の事業、収支計画	91
佐藤 明議員	100
1. マイナンバーカード混乱、システムの「安全性」が崩れて いる状況について	100
散 会	108

令和5年6月8日（木曜日）

議事日程第3号	109
本日の会議に付した事件	109
出欠席議員氏名	110
説明のため出席した者の職氏名	111
事務局職員出席者	111
開 議	112
一般質問	112
板垣致江子議員	112
1. 子育て支援の充実に病児保育を	112
2. 観光地としての公衆トイレのあり方について	113
高岡亮一議員	122

1. コロナ禍総括	122
2. 「マスク化社会」からどう抜け出すか	123
3. 「Global and Innovation Gateway for ALL (全ての児童・生徒のための世界につながる革新的な扉)」を意味するGIGAスクールが具体化して2年が経った。その成果について質問します。	124
散 会	131

令和5年6月16日（金曜日）

議事日程第4号	133
本日の会議に付した事件	133
出欠席議員氏名	134
説明のため出席した者の職氏名	135
事務局職員出席者	135
開 議	136
議会報告 議会運営委員長報告	136
議案の訂正について	136
提案理由説明	市長 136
質 疑	136
採 決	137
散 会	137

令和5年6月21日（水曜日）

議事日程第5号	139
本日の会議に付した事件	139
出欠席議員氏名	140
説明のため出席した者の職氏名	141
事務局職員出席者	141
開 議	142
議会報告 議会運営委員長報告	142
表彰状の伝達	142
(総務常任委員長報告)	
議第30号 南陽市赤湯財産区温泉条例の一部を改正する条例の制定について	145
質 疑	145
採 決	146
(文教厚生常任委員長報告)	
議第31号 南陽市児童館条例の一部を改正する条例の制定について	146
質 疑	146

採 決	146
(産業建設常任委員長報告)	
議第 3 2 号及び請願第 1 号の計 2 件	146
質 疑	147
採 決	148
(予算特別委員長報告)	
議第 2 9 号 令和 5 年度南陽市一般会計補正予算 (第 3 号)	148
質 疑	148
採 決	148
委員会報告書	149
議案・請願審査結果表	150
(追加議案)	
議第 3 3 号 令和 5 年度南陽市一般会計補正予算 (第 4 号)	152
提案理由説明 市 長	152
議案付託表	153
(予算特別委員長報告)	
議第 3 3 号 令和 5 年度南陽市一般会計補正予算 (第 4 号)	154
質 疑	154
採 決	154
発議第 3 号 食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見書の提出について	154
提案理由説明 島津善衛門議員	154
質 疑	155
採 決	155
市長挨拶	155
閉 会	156

令和5年6月定例会
予算特別委員会 目次

令和5年6月16日（金曜日）

出欠席委員氏名	157
説明のため出席した者の職氏名	158
事務局職員出席者	158
本日の会議に付した事件	159
開　　会	159
議第29号 令和5年度南陽市一般会計補正予算（第3号）	159
採　　決	169
散　　会	169

令和5年6月21日（水曜日）

出欠席委員氏名	171
説明のため出席した者の職氏名	172
事務局職員出席者	172
本日の会議に付した事件	173
開　　議	173
議第33号 令和5年度南陽市一般会計補正予算（第4号）	173
採　　決	175
閉　　会	175

令和5年第1回臨時会

南陽市議会会議録

(第409号)

南陽市議会事務局

令和5年4月21日（金曜日）

本 会 議

令和5年4月21日（金）午前10時00分開会・開議



議事日程第1号

令和5年4月21日（金）午前10時開議

議会報告 議会運営委員長報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 承第 3号 令和5年度南陽市一般会計補正予算（第1号）についての専決処分の承認を求めることについて

日程第 5 議第 26号 南陽市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議第 27号 南陽市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議第 28号 南陽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(総務常任委員長報告)

日程第 8 議第 26号 南陽市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議第 27号 南陽市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 10 議第 28号 南陽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 11 発議第2号 議会機能等検討特別委員会の設置について

日程第 12 議会機能等検討特別委員会委員の選任について

日程第 13 議第 25号 令和5年度南陽市一般会計補正予算（第2号）

日程第 14 予算特別委員会の設置について

(予算特別委員長報告)

日程第 15 議第 25号 令和5年度南陽市一般会計補正予算(第2号)

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

出 欠 席 議 員 氏 名

◎出席議員（17名）

1 番	伊 藤 英 司	議員	2 番	佐 藤 憲 一	議員
3 番	山 口 裕 昭	議員	4 番	島 津 善 衛 門	議員
5 番	高 岡 亮 一	議員	6 番	高 橋 一 郎	議員
7 番	舩 山 利 美	議員	8 番	山 口 正 雄	議員
9 番	片 平 志 朗	議員	10 番	梅 川 信 治	議員
11 番	川 合 猛	議員	12 番	高 橋 弘	議員
13 番	板 垣 致 江 子	議員	14 番	高 橋 篤	議員
15 番	遠 藤 榮 吉	議員	16 番	佐 藤 明	議員
17 番	殿 岡 和 郎	議員			

◎欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

白岩孝夫	市長	大沼豊広	副市長
穀野純子	総務課長	嶋貫憲仁	みらい戦略課長
佐野毅	情報デジタル 推進主幹	高橋直昭	財政課長
板垣幸広	税務課長	高野祐次	総合防災課長
竹田啓子	市民課長	尾形久代	福祉課長
大沼清隆	すこやか子育て 課長	嶋貫幹子	ワクチン接種 対策主幹（兼） 観光振興主幹
寒河江英明	農林課長	長沢俊博	商工観光課長
川合俊一	建設課長	佐藤和宏	上下水道課長
高橋宏治	会計管理者	長濱洋美	教育長
鈴木博明	管理課長	佐野浩士	学校教育課長
山口広昭	社会教育課長	土屋雄治	選挙管理委員会 事務局長
矢澤文明	監査委員事務局長	山内美穂	農業委員会 事務局長

事務局職員出席者

安部真由美	事務局長	太田徹	局長補佐
小阪郁子	庶務係長	丸川勝久	書記

~~~~~

## 開 会

○議長（船山利美議員） 御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いします。

おはようございます。

御着席願います。

開会前に、恒例によりまして4月1日付で人事異動がありましたので、ここで職員を紹介いたします。

初めに、議会事務局の異動職員を私から紹介いたします。

庶務係長、小阪郁子であります。よろしくお願いたします。

次に、当局側の御紹介を大沼副市長より願いたします。

○副市長 おはようございます。

4月1日付で職員の人事異動の発令をいたしましたので、異動の課長級職員を紹介させていただきます。

議員各位より向かって左側から順に申し上げます。

初めに、1列目でございます。

税務課長、板垣幸広。

続きまして、3列目でございます。

ワクチン接種対策主幹（兼）観光振興主幹、嶋貫幹子。

農林課長、寒河江英明。

農業委員会事務局長、山内美穂。

次に、右側に移ります。

1列目でございます。

会計管理者（兼）会計課長、高橋宏治。

続きまして、2列目でございます。

監査委員事務局長、矢澤文明。

以上でございます。どうぞ御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 以上で紹介を終わります。

去る4月14日告示になりました令和5年南陽市議会第1回臨時会を開会いたします。

~~~~~

開 議

○議長 ただいま出席されている議員は17名全員であります。

よって、直ちに会議を開きます。

なお、当局より説明員、青木 勲代表監査委員は、都合により欠席する旨、通知がありましたので、御報告いたします。

本日の会議は、お手元に配付してございます議事日程第1号によって進めます。

~~~~~

## 議会報告 議会運営委員長報告

○議長 ここで、本臨時会の運営等について、議会運営委員長より報告を願います。

議会運営委員長 山口正雄議員。

〔議会運営委員長 山口正雄議員 登壇〕

○議会運営委員長 おはようございます。

私から、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日招集されました令和5年第1回臨時会の運営について、去る4月18日午前10時より議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果について報告いたします。

本臨時会に提案されます議案は、承認案1件、条例案3件、補正予算案1件、発議案1件の計6件であります。

当局より総務課長及び財政課長の出席を求め、提出議案の説明を受け、協議いたしました結果、本臨時会の会期を本日1日とすることに決しました。

次に、議案の審査について申し上げます。

まず、承認案1件につきましては、提案理由

説明、委員会付託省略、質疑、討論、表決の順で行うことといたしました。

次に、条例案3件につきましては、一括議題とし、提案理由説明、総括質疑の後、総務常任委員会に付託し、本会議休憩中、委員会を開催し審査、審査終了後、委員長報告、質疑、討論、表決の順で行うことといたしました。

次に、発議案1件につきましては、提案理由説明、委員会付託省略、質疑、討論、表決の順で行うことといたしました。

最後に、補正予算案1件につきましては、提案理由説明、質疑省略、予算特別委員会設置、同委員会に付託し、本会議休憩中、委員会を開催し審査、審査終了後、委員長報告、質疑、討論、表決の順で行うことといたしました。

以上、本臨時会の運営について、議会運営委員会において協議決定いたしましたので、議員各位の御賛同と御協力を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長が指名いたします。

会議録署名議員は、8番山口正雄議員、13番板垣致江子議員の両議員を指名いたしますので、よろしくようお願い申し上げます。

~~~~~

### 日程第2 会期の決定

○議長 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期については、先ほどの議会運営委員長報告のとおり、本

日1日といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決しました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長 日程第3 諸般の報告であります。

本臨時会に説明のため、出席を求めた者の職、氏名は別紙のとおりでございますので、御了承願います。

~~~~~

### 日程第4 承第3号 令和5年度南陽市一般会計補正予算(第1号)についての専決処分の承認を求めることについて

○議長 日程第4 承第3号 令和5年度南陽市一般会計補正予算(第1号)についての専決処分の承認を求めることについてであります。

この際、市長より説明を求めます。  
市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 おはようございます。

ただいま上程されました承第3号 令和5年度南陽市一般会計補正予算(第1号)についての専決処分の承認を求めることについての承認案1件につきまして、提案理由を申し上げます。

補正の内容は、食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に、児童1人当たり5万円を給付する、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費を新規追加するものであり、財源につきましては、国庫支出金で措置いたすものでございます。

以上、承認案1件につきまして、提案理由の



説明を申し上げましたが、御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 お諮りいたします。ただいま議題となっております承第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、承第3号は委員会付託を省略することに決しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。承第3号 令和5年度南陽市一般会計補正予算(第1号)についての専決処分の承認を求めることについては、これを承認したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、承第3号は承認することに決しました。

~~~~~

日程第5 議第26号から

日程第7 議第28号まで計3件

○議長 日程第5 議第26号 南陽市税条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第7 議第28号 南陽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてまでの条例案3件を議事の都合により一括して議題といたします。

この際、市長に対し提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 ただいま上程されました議第26号 南陽市税条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第28号 南陽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてまでの条例案3件につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

初めに、議第26号 南陽市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税種別割に係るグリーン化特例の適用期限延長などについて、所要の改正を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第27号 南陽市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、申し上げます。

本案は、地方税法等の一部改正による条項のずれに伴い、所要の改正を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第28号 南陽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、申し上げます。

本案は、地方税法等の一部改正に伴い、課税限度額の引き上げや低所得者に係る軽減措置の拡充などについて、所要の改正を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

以上、条例案3件につきまして、一括して提案理由を申し上げましたが、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 これより質疑に入ります。

ただいま議題となっております議案3件について、総括して質疑ございませんか。

16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 市長に何点か質問いたします。

議第28号の件であります。今回の提案は、第1点目は、課税限度額の後期高齢者の2万円の引上げと。それから2点目は、軽減判定基準

額の引上げと、5割軽減あるいは2割軽減、これを引き上げると、こういうふうな状況であります。

先ほどの市長の説明では、値上げの根拠等々については語らず、この根拠、理由をお尋ねしたいというふうに思います。

それから、2点目であります。今まで毎年のように、限度額が引き上げられてきました。こういう状況の中で、今、物価高騰も含めてコロナ等々、様々な、お年寄りにとって困難性を増している状況の中での引上げは、私はいかかなものかと、このように思っているところあります。

そこで、お尋ねしたいんですが、この引上げというのは、私から言わせると上意下達式というんですか、上位法によって国が決めたものを末端の自治体に下ろすと、こういうことであります。したがって、末端の自治体の職員は、非常に矛盾を感じているのではないかと、私こう思うんですね。

なぜならば、国で決めたことを、さっきも言ったように上意下達式的なそういう方法でやっている。しかも、市長も御承知のように、この国保の税率、所得割とかあるいは、今は資産割はないんですけれども、均等割とか平等割を各自治体の裁量で決めるわけですね。なぜ、限度額について国で決めておきながら、税率は末端とするのか、非常に矛盾を感じるのではないのかなと、このように思います。

ですから、私は、限度額も含めて地方自治体の裁量で、その地方に合ったような仕掛けをしていくのが、本来の在り方ではないのかなと思いますが、その2点だけまず最初に、お尋ねいたします。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

1点目の限度額引上げの根拠でございますが、国におきましては、限度額を引き上げることで、税率を引き上げることなく、必要な財源の確保をすることができるため、改正しているという考え方というふうに承知をしているところです。

2点目の制度の在り方につきましては、国民が等しく必要な制度を享受できるようにすることが、国の責務であるというふうに思っております。

一方で、その地方自治体それぞれの在り方をきちんと斟酌してもらおうということも必要だと思っておりますが、この点につきましては、その時々で大きくそのあるべき姿が変わるものだろうというふうに思っております。そうした状況をしっかり踏まえて、国民が必要な行政サービスを受けられるようにというような要望を継続してまいりたいと考えております。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 市長、ちょっと勘違いしているのではないのかなと私は思うんですけれども。というのは、国でその限度額を決めて、末端の自治体で税率を決めて、賦課するわけですね、市民に。

それよりも、やはりそれぞれの自治体に合ったような限度額にして、そして税率も一緒に末端の自治体で決めていくと、これが本来の在り方ではないのかなと私は思うんですけれども。市長のおっしゃる、何て言うの、国の財政難とか色々言っているようなんですけれども、これは国よりも末端の自治体のほうが非常に大変なわけですよ、今。

だから、国の交付税が措置されたり県からの補助金とかいろいろあるわけですから、そういう状況の中で、またぞろ限度額を簡単に決めて、そして末端に下ろしてくると。例えば、これは子供の均等割ですけれども、国がようやく半額にしたわけですよ。これは地方自治体、公共団体が、国に、市長会も含めて、子供に対して、

子供からも国保税を取るなんていうのは、本来はあってはならないわけでしょう、市長、そう思いませんか。ですから、私は声を大にして言いたいんです、これ。どうですか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 子供の均等割の改正については、まさしく市長会でも全会一致して国に要望していたことであって、今回の改正は、時期はようやくということではあったにせよ、よかったなというふうに思っております。それだけでなく、この制度の在り方自体が、議員がおっしゃるような在り方も望ましいと思いますけれども、一方でその町の規模とか状況によって、限度額を大きく引き上げなければいけなかったり、あるいは低くできるというような格差が生じることも望ましくないというふうに思っております、担税力のある一定の所得がある方の限度額の引上げというのは、私はやむを得ないかなというふうに思っておりますが、低所得の方への配慮とか、そういったところについては、力を入れてもらいたいと思っております。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 市長、私、思うんですけども、そういう上意下達式的な方法で、かまあず下ろしてくるわけだ。本来ならば、健康保険とか、教育とか、医療とか、そういったものは、本来ならば国できちんと責任を持ってやると、負担をかけないように、そのくらいしない限り、これからの日本の先々というのは、私は非常に少子化というのはますます増えると、こう言わざるわけですよ。

ですから、市長会等でも、この限度額や、あるいは末端の地方自治体での税率の問題等も含めて、これ大いに議論して、そこから始めて、そしてこれからの課題等々について、やっぱり議論していただきたいものだなと、このように思いますが、本会議は3回までしかできません

ので、その辺どうでしょうか市長。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 まさしくその国とそれから地方のそれぞれの現場の行政を担う自治体との議論、しっかり地方の実情を伝えるということが大事だというふうに思っております。そうしたことも含めて、特に国には、国の負担をもう少し増やしていただかないと、地方それぞれで均等なサービスをすることができないという実情がありますので、そういった議論はしっかり行ってまいりたいと思います。

○議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、会議規則第37条第1項の規定により、別紙議案付託表のとおり、所管の総務常任委員会に付託いたします。

なお、本議案の審査は、この後の本会議休憩中に、総務常任委員会を開催し審査願います。

○議長　ここで、暫時休憩いたします。
再開は予鈴にてお知らせいたします。
午前10時22分　休　憩

午前10時45分　再　開

○議長　再開いたします。
休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

(総務常任委員長報告)

日程第 8 議第26号から

日程第10 議第28号まで計3件

○議長　日程第8 議第26号 南陽市税条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第10 議第28号 南陽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての議案3件について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 山口裕昭議員。

〔総務常任委員長 山口裕昭議員 登壇〕

○総務常任委員長　おはようございます。

私から総務常任委員会の報告を申し上げます。本臨時会において、当委員会に付託されました議案3件について、先ほど第2委員会室において、関係課長等の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第26号 南陽市税条例の一部を改正する条例の制定についてを申し上げます。

本案は、地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うもので、当局から主な改正内容について説明がありました。

初めに、個人市民税の1点目、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化についてであります。

年末調整のときに給与支払者へ提出する扶養親族等申告書の記載内容が前年と同じであれば、

異動がない旨を記載して提出ができるもので、令和7年1月1日以降の提出分から適用されるものであること。

2点目の森林環境税に関する規定の整備については、森林環境税は国税ではあるが、個人市民税と併せて賦課徴収をするため、規定を追加するもので、令和6年度から適用となり、税率は年額1,000円であること。

3点目の肉用牛売却による農業所得の免税特例の延長は、適用期限を令和6年度から令和9年度に延長し、また、4点目の優良住宅地の造成等に係る長期譲渡所得の軽減税率適用の延長は、適用期限を令和5年度から令和8年度に延長するもので、それぞれ特例の期限を3年間延長するものであります。

次に、軽自動車税の1点目、道路交通法等の改正により新設された特定小型原動機付自転車への対応は、令和5年7月1日より電動キックボードが特定小型原動機付自転車に区分されることから、種別割の税率を2,000円とする規定を追加するものであること。

2点目のメーカーの燃費・排ガス不正による納付不足額の加算割合の引上げは、メーカーが不正に燃費区分を操作し販売した車両の環境性能割と種別割の税額不足分については、不正を行ったメーカーが納税義務を負うが、その際、加算される加算金の割合を10%から35%に引き上げる改正で、令和6年1月1日以後に取得された車両に適用になること。

3点目の種別割のグリーン化特例の適用期限の延長は、燃費性能等の優れた自動車の普及を目指す観点から、新車に係る翌年度の種別割を燃費性能等に応じて軽減しているが、普及を後押しするため、電気自動車等は75%の軽減を令和7年度取得分まで、ガソリン車は営業車を対象を重点化し、50%の軽減を令和7年度取得分まで、25%の軽減を令和6年度取得分までそれぞれ延長するものとの説明がありました。

委員からは、森林環境税の対象者について質問があり、おおむね市民税の均等割が課税されている方が対象であるとの説明がありました。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議第27号 南陽市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてを申し上げます。

本案は、地方税法等の一部改正による条項のずれの整理を図るものであります。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議第28号 南陽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを申し上げます。

本案は、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

初めに、課税限度額の引上げについては、高所得層にも応分の負担を求めるため、後期高齢者支援金等課税額の限度額を2万円引上げ、20万円から22万円にするもので、基礎課税額と介護納付金課税額は据置きとし、改正後の限度額の総額は102万円から104万円になること。

次に、軽減判定基準額の引上げは、中所得層の負担軽減を図るため、5割軽減の判定基準額を28万5,000円から29万円に、2割軽減の判定基準額を52万円から53万5,000円に引上げ、軽減措置の拡充を図るもの、との説明がありました。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 これより質疑に入ります。

ただいまの総務常任委員長の報告に対し、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第26号 南陽市税条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第28号 南陽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてまでの議案3件について、総務常任委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 ただいま総務常任委員長の議第28号 南陽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、ただいま報告がありました。全会一致で決まったそうです。そういう報告でありました。

私は、先ほど総括質疑の中で、様々市長と御意見を交わしてまいりました。

これからもこの問題について、いろいろと議論していきたいなどこのように思っております。

しかも、後期高齢者の課税額の限度額の引上げ、あるいは、判定基準の軽減税率の引上げ等々、私は、先ほど申し上げたとおり、引上げにするやり方、手法について、問題ありと、異議ありとこのように考える一人であります。

したがって、この第28号については、反対の態度を表明いたします。

以上です。

○議長 ただいまの総務常任委員長の報告に対し、16番佐藤 明議員より、議第28号 南陽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について異議がありましたので、分割して採決を行います。

初めに、議第28号 南陽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。議第28号の採決は、起立

採決により行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。議第28号 南陽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 御着席願います。

起立多数であります。よって、議第28号は原案のとおり決しました。

次にお諮りいたします。議第28号を除く議案2件について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、議第28号を除く議案2件については、原案のとおり決しました。

~~~~~

日程第11 発議第2号 議会機能等検討特別委員会の設置について

○議長 日程第11 発議第2号 議会機能等検討特別委員会の設置についてを議題といたします。

ここで、提案理由の説明を求めます。

8番山口正雄議員。

[8番 山口正雄議員 登壇]

○山口正雄議員 私から発議第2号 議会機能等検討特別委員会の設置について、提案理由を申し上げます。

近年、全国の地方議会において投票率の低下や無投票当選の増加傾向が強まっており、議員の成り手不足への対応が喫緊の課題となっております。

国においては、昨年12月に地方自治法の一部を改正する法律が可決、成立するなど、そうし

た課題を解決するための制度改正や環境整備が図られてきております。

本市議会においても来年3月に議員の任期満了を迎えることから、会派会長会で協議し、こうした国の動きに合わせ、議会機能のさらなる強化を図るための方策を検討すべきであるとの結論に至ったものであります。

つきましては、近年の内外の情勢等も踏まえ、議員が市民の代表としての責務を深く自覚し、懸命な議会活動を行い、市民の負託に応えるために、議員定数や報酬、議員としての倫理強化など調査研究を行うため、委員6名で構成する議会機能等検討特別委員会を設置するよう提案するものであります。

議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案の理由といたします。

○議長 お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第2号は、会派会長会全員の賛成を得て提案されたものであります。よって、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、発議第2号は、委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。発議第2号 議会機能等検討特別委員会の設置については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、発議第2号は、原案のとおり可決いたしました。

~~~~~

## 日程第12 議会機能等検討特別委員会委員の選任について

○議長 日程第12 議会機能等検討特別委員会委員の選任についてであります。

ただいま設置されました議会機能等検討特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名いたします。

特別委員に、

- 11番 川 合 猛 議員
- 12番 高 橋 弘 議員
- 13番 板 垣 致江子 議員
- 14番 高 橋 篤 議員
- 16番 佐 藤 明 議員
- 17番 殿 岡 和 郎 議員

以上、6名を指名いたします。

直ちに、議会機能等検討特別委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いいたします。

○議長 ここで暫時休憩いたします。  
再開は予鈴をもってお知らせいたします。  
午前11時01分 休 憩

午前11時18分 再 開

○議長 再開いたします。

休憩中に議会機能等検討特別委員会が開催され、正副委員長の互選が行われました。

その結果が議長に届けられましたので、御報告いたします。

委員長は、14番高橋 篤議員、副委員長は、12番高橋 弘議員の両名であります。

ここで委員長に就任いたしました高橋 篤議員から、登壇の上、御挨拶をいただきます。

委員長、高橋 篤議員。

〔議会機能等検討特別委員長 高橋 篤議員  
登壇〕

○議会機能等検討特別委員長 皆さんこんにちは。

ただいま議会機能等特別委員会の委員長を御指名いただきました高橋であります。

この委員会は、市議会としてもしっかりとしたものを残す委員会だと私は思っております。

市民の皆様にともしっかりとした議会を啓蒙し、そして、我々も身を引き締めてこの委員会を進めさせていただきたいと思っております。

委員はもとより議員の皆様これからも御協力をお願い申し上げ、御挨拶とさせていただきます。

よろしくをお願いします。（拍手）

○議長 ありがとうございます。

次に、副委員長に就任いたしました高橋 弘議員から、自席により御挨拶をいただきます。副委員長、高橋 弘議員。

○議会機能等検討特別副委員長 ただいま議会機能等検討特別委員会の副委員長を御指名いただきました高橋でございます。

今、委員長が申し上げましたとおり、市民の方々、また議員の方々も非常に関心のある議案だというふうに思っております。

委員長を補佐して、しっかりと議論していきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。（拍手）

○議長 ありがとうございます。

~~~~~

日程第13 議第25号 令和5年度南陽市一般会計補正予算（第2号）

○議長 日程第13 議第25号 令和5年度南陽市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

この際、市長に対し提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 ただいま上程されました議第25号 令和5年度南陽市一般会計補正予算（第2号）の補正予算案につきまして、提案理由を申し上げます。

補正の内容は、議会機能等について検討を行う特別委員会に係る事業費の追加。

電力・ガス・食料品等の価格高騰により、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し、1世帯当たり3万円を給付する、電力・ガス・食料品等価格高騰生活支援給付金給付事業費の新規追加であり、財源につきましては、国庫支出金、基金繰入金で措置いたすものでございます。

以上、提案理由を申し上げますが、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長 市長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。質疑は、予算特別委員会において行うこととし、この際、質疑を省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、この際、質疑を省略することに決しました。

~~~~~

#### 日程第14 予算特別委員会の設置について

○議長 日程第14 予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。

議第25号の補正予算議案を審査するため、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を

設置することに決しました。

議第25号の補正予算議案は、ただいま設置いたしました予算特別委員会に付託いたします。

なお、先ほどの議会運営委員長報告のとおり、この後の本会議休憩中に予算特別委員会を開催し審査願います。



○議長　ここで暫時休憩いたします。  
再開は予鈴をもってお知らせいたします。

午前11時24分　休　憩

午前11時33分　再　開

○議長　再開いたします。  
休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

(予算特別委員長報告)

**日程第15 議第25号 令和5年度南陽市
一般会計補正予算(第2号)**

○議長　日程第15 議第25号 令和5年度南陽市一般会計補正予算(第2号)について、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長 殿岡和郎議員。

〔予算特別委員長 殿岡和郎議員 登壇〕

○予算特別委員長　私から予算特別委員会の御報告を申し上げます。

本臨時会において当委員会に付託されました案件は、令和5年度一般会計補正予算1件であります。

これを審査するため、先ほど委員会を開催し、審査を行いました。

当委員会は、議長を除く全員で構成されておりますので、審査経過などは省略し、結果のみを報告させていただきます。

議第25号 令和5年度南陽市一般会計補正予算(第2号)は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、予算特別委員会の報告といたします。

○議長　これより質疑に入ります。

ただいまの予算特別委員長報告に対し、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長　質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第25号 令和5年度南陽市一般会計補正予算(第2号)は、予算特別委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　御異議なしと認めます。よって、議第25号は予算特別委員長報告のとおり決しました。

最後にお諮りいたします。本臨時会において議決されました議案の中で、整理を要するものについては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　御異議なしと認めます。よって、整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決しました。

以上をもって、本臨時会に提案されました議案の審査は全て終了いたしました。

~~~~~

**市長挨拶**

○議長　ここで、市長より発言を求められておりますので、これを認めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長　令和5年第1回臨時会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本臨時会におきましては、御提案申し上げました議案につきまして、慎重に御審議を賜り、全議案とも原案のとおり御承認、御可決をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

さて、およそ3年前から始まった新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが、来月8日には2類から5類に引き下げられることにより、大きな転換点を迎えます。

5月から始まる新型コロナ2価ワクチン春接種の準備を進めるとともに、これまで蓄積されてきた感染予防対策の知見を生かしながら、観光やスポーツ、文化、芸術活動など社会活動、経済活動が活性化することを期待しております。

今後とも、なお一層の御協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

春の風物詩であります山形県縦断駅伝競走大会が27日から開催され、29日の最終日に南陽市を通過いたします。今大会では、久しぶりに声を出しての応援が認められております。総合11連覇を目指している南陽・東置賜チームに大きな御声援をお願い申し上げます。

結びになりますが、議員各位におかれましては、時節柄、御自愛をいただきまして、各般にわたり、御健勝にて御活躍されますよう、心から御祈念申し上げまして、御礼の御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

~~~~~

閉 会

○議長 これをもちまして令和5年南陽市議会第1回臨時会を閉会いたします。

御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いいたします。

どうも御苦労さまでした。

午前11時39分 閉 会

南陽市議会議長 船 山 利 美
会議録署名議員 山 口 正 雄
同 板 垣 致江子

令和 5 年第 1 回臨時会

4 月 2 1 日（金曜日）

予算特別委員会

令和5年4月21日（金）午前11時25分開会



殿 岡 和 郎 委員長

島 津 善 衛 門 副委員長

出 欠 席 委 員 氏 名

◎出席委員（16名）

1番	伊 藤 英 司	委員	2番	佐 藤 憲 一	委員
3番	山 口 裕 昭	委員	4番	島 津 善 衛 門	委員
5番	高 岡 亮 一	委員	6番	高 橋 一 郎	委員
8番	山 口 正 雄	委員	9番	片 平 志 朗	委員
10番	梅 川 信 治	委員	11番	川 合 猛	委員
12番	高 橋 弘	委員	13番	板 垣 致 江 子	委員
14番	高 橋 篤	委員	15番	遠 藤 榮 吉	委員
16番	佐 藤 明	委員	17番	殿 岡 和 郎	委員

◎欠席委員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

白岩孝夫	市長	大沼豊広	副市長
穀野純子	総務課長	嶋貫憲仁	みらい戦略課長
佐野毅	情報デジタル 推進主幹	高橋直昭	財政課長
板垣幸広	税務課長	高野祐次	総合防災課長
竹田啓子	市民課長	尾形久代	福祉課長
大沼清隆	すこやか子育て 課長	嶋貫幹子	ワクチン接種 対策主幹(兼) 観光振興主幹
寒河江英明	農林課長	長沢俊博	商工観光課長
川合俊一	建設課長	佐藤和宏	上下水道課長
高橋宏治	会計管理者	長濱洋美	教育長
鈴木博明	管理課長	佐野浩士	学校教育課長
山口広昭	社会教育課長	土屋雄治	選挙管理委員会 事務局長
矢澤文明	監査委員事務局長	山内美穂	農業委員会 事務局長

事務局職員出席者

安部真由美	事務局長	太田徹	局長補佐
小阪郁子	庶務係長	丸川勝久	書記

本日の会議に付した事件

議第25号 令和5年度南陽市一般会計補正予算
(第2号)

~~~~~

開 会

○委員長(殿岡和郎委員) これより予算特別  
委員会を開会いたします。

ただいま出席されている委員は16名全員で  
あります。

これより予算の審査に入ります。

本委員会に付託されました案件は、令和5年  
度補正予算1件であります。

~~~~~

議第25号 令和5年度南陽市一般会計補正
予算(第2号)

○委員長 それでは、議第25号 令和5年度南
陽市一般会計補正予算(第2号)について審査
を行います。

当局の説明を求めます。高橋直昭財政課長。

[財政課長 高橋直昭 登壇]

○財政課長 [令和5年第1回臨時会 予算に
関する説明書により 議第25号
について説明] 省略別冊参照。

○委員長 この際、委員各位並びに当局にお願
い申し上げます。

質疑、答弁は、ページ数、款項目を明示し、
簡明に行い、議事進行に特段の御協力をお願い
いたします。

これより質疑に入ります。

補正予算書の予算に関する説明書により行い
ます。

歳入歳出全般及びその他・附属資料、8ペー
ジから13ページまでについて質疑ございません

か。

(発言する声なし)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終
結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ありませんか。

(発言する声なし)

○委員長 討論の希望がありませんので、討論
を終結いたします。

お諮りいたします。議第25号 令和5年度南
陽市一般会計補正予算(第2号)は、原案のと
おり可決すべきものと決するに御異議ございま
せんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 御異議なしと認めます。よって、議
第25号は、原案のとおり可決すべきものと決し
ました。

以上で、本委員会に付託されました令和5年
度補正予算1件の審査は、終了いたしました。
慎重な御審議を賜り、誠にありがとうございます。
委員各位の御協力に対し、深く感謝申し
上げます。

~~~~~

閉 会

○委員長 これをもちまして予算特別委員会を  
閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時32分 閉 会

予算特別委員長 殿 岡 和 郎

# 議 案 等

(令和5年第1回臨時会)

令和5年6月定例会

# 南陽市議会会議録

(第410号)

南陽市議会事務局



令和5年5月31日（水曜日）

本 会 議

令和5年5月31日（水）午前10時00分開会・開議



## 議事日程第1号

令和5年5月31日（水）午前10時開議

議会報告 議会運営委員長報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 報第 1号 令和4年度南陽市一般会計予算繰越明許費の繰越額報告について

日程第 5 報第 2号 令和4年度南陽市一般会計予算事故繰越の繰越額報告について

日程第 6 報第 3号 令和4年南陽市水道事業会計予算建設改良費の繰越額報告について

日程第 7 報第 4号 令和4年度南陽市下水道事業会計予算建設改良費の繰越額報告について

日程第 8 報第 5号 南陽市土地開発公社経営状況説明書の提出について

日程第 9 同意第1号 南陽市固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 10 同意第2号 南陽市宮内財産区管理委員の選任について

日程第 11 同意第3号 南陽市金山財産区管理委員の選任について

日程第 12 同意第4号 南陽市池黒財産区管理委員の選任について

日程第 13 同意第5号 南陽市赤湯財産区管理委員の選任について

日程第 14 同意第6号 南陽市沖郷財産区管理委員の選任について

日程第 15 議第 30号 南陽市赤湯財産区温泉条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 16 議第 31号 南陽市児童館条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 17 議第 32号 南陽市道路線の認定について

日程第 18 議第 29号 令和5年度南陽市一般会計補正予算（第3号）

日程第 19 予算特別委員会の設置について

日程第 20 請願の付託

散 会

---

**本日の会議に付した事件**

議事日程第1号に同じ

---

出 欠 席 議 員 氏 名

◎出席議員（17名）

|      |           |    |      |           |    |
|------|-----------|----|------|-----------|----|
| 1 番  | 伊 藤 英 司   | 議員 | 2 番  | 佐 藤 憲 一   | 議員 |
| 3 番  | 山 口 裕 昭   | 議員 | 4 番  | 島 津 善 衛 門 | 議員 |
| 5 番  | 高 岡 亮 一   | 議員 | 6 番  | 高 橋 一 郎   | 議員 |
| 7 番  | 舩 山 利 美   | 議員 | 8 番  | 山 口 正 雄   | 議員 |
| 9 番  | 片 平 志 朗   | 議員 | 10 番 | 梅 川 信 治   | 議員 |
| 11 番 | 川 合 猛     | 議員 | 12 番 | 高 橋 弘     | 議員 |
| 13 番 | 板 垣 致 江 子 | 議員 | 14 番 | 高 橋 篤     | 議員 |
| 15 番 | 遠 藤 榮 吉   | 議員 | 16 番 | 佐 藤 明     | 議員 |
| 17 番 | 殿 岡 和 郎   | 議員 |      |           |    |

◎欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

|           |                        |         |                                             |
|-----------|------------------------|---------|---------------------------------------------|
| 白 岩 孝 夫   | 市 長                    | 大 沼 豊 広 | 副 市 長                                       |
| 穀 野 純 子   | 総 務 課 長                | 嶋 貫 憲 仁 | みらい戦略課長                                     |
| 佐 野 毅     | 情 報 デ ジ タ ル<br>推 進 主 幹 | 高 橋 直 昭 | 財 政 課 長                                     |
| 板 垣 幸 広   | 税 務 課 長                | 高 野 祐 次 | 総 合 防 災 課 長                                 |
| 竹 田 啓 子   | 市 民 課 長                | 尾 形 久 代 | 福 祉 課 長                                     |
| 大 沼 清 隆   | す こ や か 子 育 て<br>課 長   | 嶋 貫 幹 子 | ワ ク チ ン 接 種<br>対 策 主 幹 ( 兼 )<br>観 光 振 興 主 幹 |
| 寒 河 江 英 明 | 農 林 課 長                | 長 沢 俊 博 | 商 工 観 光 課 長                                 |
| 川 合 俊 一   | 建 設 課 長                | 佐 藤 和 宏 | 上 下 水 道 課 長                                 |
| 高 橋 宏 治   | 会 計 管 理 者<br>管 理 課 長   | 長 濱 洋 美 | 教 育 長                                       |
| 鈴 木 博 明   |                        | 佐 野 浩 士 | 学 校 教 育 課 長                                 |
| 山 口 広 昭   | 社 会 教 育 課 長            | 土 屋 雄 治 | 選 挙 管 理 委 員 会<br>事 務 局 長                    |
| 青 木 勲     | 代 表 監 査 委 員            | 矢 澤 文 明 | 監 査 委 員 事 務 局 長                             |
| 山 内 美 穂   | 農 業 委 員 会<br>事 務 局 長   |         |                                             |

事務局職員出席者

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 安 部 真由美 | 事 務 局 長 | 太 田 徹   | 局 長 補 佐 |
| 小 阪 郁 子 | 庶 務 係 長 | 丸 川 勝 久 | 書 記     |

~~~~~

開 会

○議長（船山利美議員） 御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いします。

おはようございます。

御着席願います。

去る5月24日告示になりました令和5年南陽市議会6月定例会を開会いたします。

~~~~~

## 開 議

○議長 ただいま出席されている議員は17名全員であります。

よって、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してございます議事日程第1号によって進めます。

~~~~~

議会報告 議会運営委員長報告

○議長 ここで、本定例会の運営等について、議会運営委員長より報告を願います。

議会運営委員長 山口正雄議員。

〔議会運営委員長 山口正雄議員 登壇〕

○議会運営委員長 おはようございます。

私から、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日招集されました令和5年6月定例会の運営について、去る5月26日、午前10時より議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果について御報告いたします。

本定例会に提案されます議案は、報告5件、同意案6件、条例案その他議案3件、補正予算案1件の計15件であります。

当局より総務課長及び財政課長の出席を求め、

提出議案の説明を受け、議案数及び一般質問の通告を考慮し、協議いたしました結果、定例会の会期を本日から6月21日までの22日間と決した次第であります。

この22日間の会期において、お手元に配付してあります日程表に従い、本会議、各常任委員会及び予算特別委員会を開催し、御審査くださるようお願い申し上げます。

次に、議案の審査について申し上げます。

まず、報告5件につきましては、一括して説明を求め、質疑を行うことといたしました。

次に、同意案であります。まず、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とし、提案理由説明、委員会付託省略、質疑の後、討論省略、表決の順で行うことといたしました。

財産区管理委員の選任5件については、一括上程とし、提案理由説明、委員会付託省略、討論省略後に、1件ずつ質疑、表決の順で行うことといたしました。

次に、条例案その他議案3件につきましては、一括議題とし、提案理由説明、総括質疑の後、所管の各常任委員会に付託といたしました。

次に、補正予算案1件につきましては、提案理由説明、質疑省略、予算特別委員会設置、同委員会に付託の上、審査をしていただくことといたしました。

次に、一般質問であります。通告議員は6名でありますので御報告いたします。

最後に、請願について申し上げます。

受理いたしました請願は1件であります。別紙請願付託表により、所管の産業建設常任委員会で審査することにいたしましたので、御了承をお願い申し上げます。

以上、本定例会の運営について議会運営委員会において協議決定いたしましたので、各議員の御賛同と御協力を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長が指名いたします。

会議録署名議員は、11番川合 猛議員、14番高橋 篤議員の両議員を指名いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期については、先ほどの議会運営委員長報告のとおり、本日より6月21日までの22日間といたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日より6月21日までの22日間と決しました。

~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

○議長 日程第3 諸般の報告であります。

本定例会に説明のため出席を求めた者の職、氏名、議員派遣の報告、議会庶務報告、定例監査報告について、別冊諸般の報告のとおりでございますので、御了承願ひます。

~~~~~

日程第4 報第1号から

日程第8 報第5号まで計5件

○議長 日程第4 報第1号 令和4年度南陽市一般会計予算繰越明許費の繰越額報告についてから、日程第8 報第5号 南陽市土地開発公社経営状況説明書の提出についてまでの報告5件を、議事の都合により一括議題といたします。

この際、市長より説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 おはようございます。

ただいま上程されました、報第1号 令和4年度南陽市一般会計予算繰越明許費の繰越額報告についてから、報第5号 南陽市土地開発公社経営状況説明書の提出についてまでの報告5件につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

初めに、報第1号 令和4年度南陽市一般会計予算繰越明許費の繰越額報告について申し上げます。

本案は、令和4年度予算に計上しました議会ICT環境整備事業費を始めとする各種事業につきまして、年度内に事業完了が困難であることから、繰越明許費として令和5年度に繰り越したため、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、御報告するものでございます。

繰越額につきましては、繰越計算書を御覧いただきたいと存じます。

次に、報第2号 令和4年度南陽市一般会計予算事故繰越の繰越額報告について申し上げます。

本案は、令和4年度予算に計上しました消防団装備整備事業費につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響による資材調達及び生産の遅延のため、年度内に事業完了が困難であることから、事故繰越として令和5年度に繰り越したため、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、御報告するものでございます。

繰越額につきましては、繰越計算書を御覧い

ただきたいと存じます。

次に、報第3号 令和4年南陽市水道事業会計予算建設改良費の繰越額報告について申し上げます。

本案は、令和4年度に予算計上した事業のうち、水道施設中央監視装置のクラウド化について、半導体など電子機器の世界的な需要逼迫に伴い、納期に遅延が生じたことから、年度をまたいで実施した案件の1件を建設改良費繰越額として、地方公営企業法第26条第3項の規定により、御報告するものでございます。

繰越額につきましては、繰越計算書を御覧いただきたいと存じます。

次に、報第4号 令和4年度南陽市下水道事業会計予算建設改良費の繰越額報告について申し上げます。

本案は、令和4年度に予算に計上した事業のうち、雨水事業において、国の補正予算により3月に補助の追加を受けたため、事業執行を翌年度に繰り越す案件の1件を建設改良費繰越額として、地方公営企業法第26条第3項の規定により、御報告するものでございます。

繰越額につきましては、繰越計算書を御覧いただきたいと存じます。

次に、報第5号 南陽市土地開発公社経営状況説明書の提出について申し上げます。

本案は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、南陽市土地開発公社から提出された令和4年度経営状況及び令和5年度事業計画につきまして御報告するものでございます。

初めに、令和4年度事業についてでございますが、市道六角町富貴田線用地を先行取得し、南陽市に売却いたしました。これをもちまして、本先行取得用地の処分は全て完了しております。

財務状況につきましては、財産目録及び貸借対照表のとおりでございます。

次に、令和5年度の事業計画でございますが、現段階で具体的な事業計画はございませんが、

市から代行用地取得依頼や工業団地造成等の要請があった場合に対応できるよう、一定の予算を計上しております。

詳細につきましては、決算書及び予算書を配付しておりますので、御覧いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長 ただいまの報告5件について、総括して質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

報第1号から報第5号までの報告5件につきましては、報告事項でありますので、御了承をお願いいたします。

~~~~~

#### 日程第9 同意第1号 南陽市固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長 次に、日程第9 同意第1号 南陽市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

この際、市長に対し提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 ただいま上程されました、同意第1号 南陽市固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由を申し上げます。

本委員のうち1名が本年6月30日をもって任期満了となりますので、議案書記載のとおり、再任の1名を適任と認め選任したいので、御提案申し上げるものでございます。

御審議の上、御同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第1号は、会議規則第37条第



3項の規定により、委員会付託を省略いたしました  
と思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、同意  
第1号は委員会付託を省略することに決しまし  
た。

これより質疑に入ります。質疑ございませ  
んか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終  
結いたします。

お諮りいたします。同意第1号は討論を省略  
いたしたいと思っております。これに御異議ござ  
いませぬか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、同意  
第1号は討論を省略することに決しました。

お諮りいたします。同意第1号 南陽市固定  
資産評価審査委員会委員の選任について、これ  
を同意したいと思っております。これに御異議ござ  
いませぬか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、同意  
第1号は同意することに決しました。

~~~~~

日程第10 同意第2号から

日程第14 同意第6号まで計5件

○議長 日程第10 同意第2号 南陽市宮内財
産区管理委員の選任についてから、日程第14
同意第6号 南陽市沖郷財産区管理委員の選任
についてまでの議案5件を、議事の都合により
一括議題といたします。

この際、市長に対し提案理由の説明を求めま
す。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 ただいま上程されました、同意第2号
南陽市宮内財産区管理委員の選任についてから、
同意第6号 南陽市沖郷財産区管理委員の選任
についてまでの同意案5件につきまして、一括
して提案理由を申し上げます。

初めに、同意第2号 南陽市宮内財産区管理
委員の選任について申し上げます。

本財産区管理委員のうち4名が本年6月30日
をもって任期満了となりますので、議案書記載
のとおり、再任の2名と新任の2名を適任と認
め選任したいので、御提案申し上げます。

次に、同意第3号 南陽市金山財産区管理委
員の選任について申し上げます。

本財産区管理委員7名が本年6月30日をも
つて任期満了となりますので、議案書記載のと
おり、再任の5名と新任の2名を適任と認め選
任したいので、御提案申し上げます。

次に、同意第4号 南陽市池黒財産区管理委
員の選任について申し上げます。

本財産区管理委員7名が本年6月30日をも
つて任期満了となりますので、議案書記載のと
おり、再任の1名と新任の6名を適任と認め選
任したいので、御提案申し上げます。

次に、同意第5号 南陽市赤湯財産区管理委
員の選任について申し上げます。

本財産区管理委員のうち3名が本年6月30日
をもって任期満了となりますので、議案書記載
のとおり、再任の3名を適任と認め選任した
いので、御提案申し上げます。

次に、同意第6号 南陽市沖郷財産区管理委
員の選任について申し上げます。

本財産区管理委員7名が本年6月30日をも
つて任期満了となりますので、議案書記載のと
おり、新任の7名を適任と認め選任したいので、
御提案申し上げます。

以上、同意案5件につきまして一括して提案理由を御説明申し上げましたが、御審議の上、御同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第2号から同意第6号までの議案5件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、同意第2号から同意第6号までの議案5件は、委員会付託を省略することに決しました。

次にお諮りいたします。同意第2号から同意第6号までの議案5件は討論を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、同意第2号から同意第6号までの議案5件は討論を省略することに決しました。

これより、各財産区管理委員の選任について、質疑及び同意の表決を1件ずつ行いたいと思っております。

最初に、同意第2号 南陽市宮内財産区管理委員の選任について、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。同意第2号 南陽市宮内財産区管理委員の選任については、これを同意いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、同意第2号は同意することに決しました。

次に、同意第3号 南陽市金山財産区管理委員の選任について、これより質疑に入りますが、その前に、地方自治法第117条の規定により、

4番島津善衛門議員の退席を求めます。

〔4番 島津善衛門議員 退席〕

○議長 それでは、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。同意第3号 南陽市金山財産区管理委員の選任については、これを同意いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、同意第3号は同意することに決しました。

ここで、4番島津善衛門議員の復席を求めます。

〔4番 島津善衛門議員 復席〕

○議長 次に、同意第4号 南陽市池黒財産区管理委員の選任について、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。同意第4号 南陽市池黒財産区管理委員の選任については、これを同意いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、同意第4号は同意することに決しました。

○議長 次に、同意第5号 南陽市赤湯財産区管理委員の選任について、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。同意第5号 南陽市赤湯財産区管理委員の選任については、これを同意いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、同意第5号は同意することに決しました。

○議長 次に、同意第6号 南陽市沖郷財産区管理委員の選任について、質疑ございませんか。
（「なし」の声あり）

○議長 質疑がございませんので、質疑を終わります。

お諮りいたします。同意第6号 南陽市沖郷財産区管理委員の選任については、これを同意いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、同意第6号は同意することに決しました。

~~~~~

#### 日程第15 議第30号から

#### 日程第17 議第32号まで計3件

○議長 次に、日程第15 議第30号 南陽市赤湯財産区温泉条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第17 議第32号 南陽市道路線の認定についてまでの議案3件を、議事の都合により一括して議題といたします。

この際、市長に対し提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 ただいま上程されました、議第30号 南陽市赤湯財産区温泉条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第32号 南陽市道路線の認定についてまでの議案3件につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

初めに、議第30号 南陽市赤湯財産区温泉条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、旅館業者からの温泉供給許可申請に基づき、供給湯量の一部変更を行うため、条

例の一部を改正するものでございます。

次に、議第31号 南陽市児童館条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、児童館の使用制限の規定を見直すほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第32号 南陽市道路線の認定について申し上げます。

本案は、市道3路線を認定するもので、石田団地1号線と石田団地2号線及び長岡西線につきまして、民間の宅地開発道路が完成したことにより、認定するものでございます。

なお、認定路線名等は議案書記載のとおりでございます。

以上、議案3件につきまして一括して提案理由を申し上げましたが、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案3件について、総括して質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 質疑がございませんので、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案3件は、会議規則第37条第1項の規定により、別紙議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~

**日程第18 議第29号 令和5年度南陽市
一般会計補正予算（第3号）**

○議長 日程第18 議第29号 令和5年度南陽市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

この際、市長に対し提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 ただいま上程されました議第29号 令和5年度南陽市一般会計補正予算（第3号）の予算案1件につきまして、提案理由を申し上げます。

補正の主な内容は、赤湯駅構内のサーマルプラザを改修するための設計業務委託料の追加、国県補助及び企業版ふるさと納税を受けて実施する農業関係事業補助金の補正、国事業の採択による中学校部活動の地域移行に向けた準備事業費の整理、各公共施設の修繕工事などであり、財源につきましては国県支出金、寄附金、繰入金などで措置するものでございます。

また、債務負担行為の追加をするものでございます。

以上、補正予算案1件につきまして提案理由を申し上げますが、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長 市長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。質疑は予算特別委員会において行うこととし、この際、質疑を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、この際、質疑を省略することに決しました。

~~~~~

**日程第19 予算特別委員会の設置について**

○議長 日程第19 予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。議第29号の補正予算議案を審査するため、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置することに決しました。

議第29号の補正予算議案は、ただいま設置いたしました予算特別委員会に付託いたします。

なお、予算特別委員会は、日程に従い委員会を開催し、審査願います。



## 日程第20 請願の付託

- 議長 日程第20 請願の付託であります。  
本定例会において受理いたしました請願は、  
1件であります。別紙請願付託表のとおり、所  
管の産業建設常任委員会に付託いたします。

~~~~~

散 会

○議長 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いいたします。

どうも御苦勞さまでした。

午前10時28分 散 会

令和5年6月5日（月曜日）

本 会 議

令和5年6月5日（月）午前10時00分開議



議事日程第2号

令和5年6月5日（月）午前10時開議

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

出 欠 席 議 員 氏 名

◎出席議員（17名）

1 番	伊 藤 英 司	議員	2 番	佐 藤 憲 一	議員
3 番	山 口 裕 昭	議員	4 番	島 津 善 衛 門	議員
5 番	高 岡 亮 一	議員	6 番	高 橋 一 郎	議員
7 番	舩 山 利 美	議員	8 番	山 口 正 雄	議員
9 番	片 平 志 朗	議員	10 番	梅 川 信 治	議員
11 番	川 合 猛	議員	12 番	高 橋 弘	議員
13 番	板 垣 致 江 子	議員	14 番	高 橋 篤	議員
15 番	遠 藤 榮 吉	議員	16 番	佐 藤 明	議員
17 番	殿 岡 和 郎	議員			

◎欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

白岩孝夫	市長	大沼豊広	副市長
穀野純子	総務課長	嶋貫憲仁	みらい戦略課長
佐野毅	情報デジタル 推進主幹	高橋直昭	財政課長
板垣幸広	税務課長	高野祐次	総合防災課長
竹田啓子	市民課長	尾形久代	福祉課長
大沼清隆	すこやか子育て 課長	嶋貫幹子	ワクチン接種 対策主幹（兼） 観光振興主幹
寒河江英明	農林課長	長沢俊博	商工観光課長
川合俊一	建設課長	佐藤和宏	上下水道課長
高橋宏治	会計管理者	長濱洋美	教育長
鈴木博明	管理課長	佐野浩士	学校教育課長
山口広昭	社会教育課長	土屋雄治	選挙管理委員会 事務局長
矢澤文明	監査委員事務局長	山内美穂	農業委員会 事務局長

事務局職員出席者

安部真由美	事務局長	太田徹	局長補佐
小阪郁子	庶務係長	丸川勝久	書記

~~~~~

## 開 議

○議長（船山利美議員） 御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いします。

おはようございます。

御着席願います。

これより本日の会議を開きます。

ただいま出席されている議員は16名で定足数に達しております。

なお、本日の会議に遅れる旨通告のあった議員は、14番高橋 篤議員の1名であります。

よって、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してございます議事日程第2号によって進めます。

~~~~~

日程第1 一般質問

○議長 日程第1 一般質問であります。

本定例会において一般質問の通告のあった議員は6名であります。

一般質問においては、発言される議員、答弁される執行部ともに簡明に行い、その成果が十分得られるよう、そして市民の負託に応えられるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

それでは、順序に従い一般質問に入ります。

山口裕昭議員質問

○議長 最初に、3番山口裕昭議員。

〔3番 山口裕昭議員 登壇〕

○山口裕昭議員 おはようございます。

3番、倫政会の山口裕昭です。

5月8日に新型コロナウイルス感染症が感染法上の2類から5類に変更されてから、もうすぐ1か月になります。少しずつマスクをされていない方を見かける機会も増えてきました。

今この演壇から見る景色も、3月の定例会までのアクリル板越しではなく、本当に久しぶりに遮るものがない状態となっておりまして、少しずつ日常が帰ってきたと実感しているところです。

今後、コロナ以前の日常を少しずつ取り戻していくことで、市内経済も上向いていくことを心から祈念したいと思います。

それでは、通告していた内容について質問を行いたいと思います。

最初に、熱中症予防について伺います。

先週は、台風2号の影響による線状降水帯の発生で関東以南に大変大きな被害が発生いたしました。被害に遭われた方には衷心よりお見舞いを申し上げます。

6月に入ったばかりのこの時期に台風の影響による豪雨災害など、以前は考えられませんでした。報道によると、線状降水帯の発生は数年前から明らかに増えたと言われていています。思い起こしてみれば、自分たちが若い時分には線状降水帯といった言葉自体がなかったように思います。これも地球温暖化による影響と言われており、今後は異常気象が当たり前の時代になっていくのかもしれない。

20年前、35度を超える猛暑日は年に1日あるかないかの本当にまれな現象でしたが、ここ数年は、それこそ何日も続くことがあるような当たり前の現象となってしまいました。最近では、これに伴い熱中症アラートが発令されることとなり、生態系さえも変わろうとしています。

また、熱中症による救急搬送者数は、平成22年度に急増して以来、例年5万人前後で推移し、熱中症による死亡者数は、平成30年から令和2年まで3年連続で1,000人を超えるなど、大変厳しい状況が続いております。

こうした背景を踏まえ、国では令和4年4月に熱中症対策行動指針計画の改定を行い、熱中症対策に取り組んでいくことを決めました。こ

これは、国がこの状況に大きな懸念を持ち、国民の命を守るため実際の行動を起こしたということにほかなりません。

実際に本市で熱中症のために救急搬送された患者を年代別に見ると、2018年のデータでは84.6%、13人中11人で60歳以上がほとんどになっており、また、県内全体で見てもほとんど同じ傾向です。例えば、近年で熱中症搬送者が最も多かった平成25年度では855人中496人が65歳以上と、全体の58%を占めているのが現状です。

高齢者や幼児は自分の体調に関する異変を感じにくいと言われており、特に高齢者はこれまでの経験則により我慢してしまう傾向が多く、より深刻な状況に陥ってしまうこともあると言われております。これは、以前は夏場でもクーラーなしで全然問題なかったという記憶があるため、実際には以前よりかなり暑い状況でも、まだ大丈夫と誤った判断をしてしまうからとも言われています。

このことを踏まえ、以下の質問を行います。

まず(1)2018年9月議会で高齢者世帯のエアコン設置状況について質問を行っていますが、その後、市としては何らかの調査や対応を行っていたのでしょうか。

(2)国では、今年1月から3月末の間で、令和5年度地方公共団体における効果的な熱中症対策の推進に係るモデル事業において、取組を実施する地方公共団体を公募しておりました。これについて調査検討などは行っていたのでしょうか。

(3)として、今回のモデル事業の中にはクーリングシェルター、避暑施設の指定、開放も含まれております。これは2018年9月議会で私が提唱した熱中症シェルターというものと似通った状況に思えます。2018年当時、一般質問で私がこの内容を提唱したときには、あまりよい回答ではなかったように記憶していますが、国の施策となった今後については御検討いただけ

るのでしょうか。

次に、幼稚園バスの安全装置について伺います。

昨年夏、幼稚園バスでの園児置き去りによる事故が発生し、幼児の安全に関して大きな社会問題となりました。それに伴い、昨年9月議会で、市ではいち早く安全装置導入に対する補助を予算化されました。これは人命に直結する問題に対する問題への非常に迅速な対応であり、このこと自体は賞賛に値するすばらしい対応だったと考えています。

ただ、昨年9月の予算委員会で幼稚園バスの安全装置についての予算が提出された際に、私は、人間が確認してボタンを押すことで対策を行う方法の安全装置では本当の意味での対策にならないと申し上げました。これは、人間は同じ内容の仕事を長期間続けると悪い意味での慣れが生じ、例えば今回のような場合、目的はバスの中を見回って園児が残っていないことを確認することであり、後部のブザースイッチを押すことはその手段に過ぎませんが、いつの間にかブザースイッチを押すことが目的にすり替わってしまい、バスの中を見回るといった本来の目的が忘れ去られてしまうことが必ず起きてしまうと考えるからです。

これは、いわゆる人間の行動原理に基づく問題であるため、職員の責任感や職務倫理だけでは回避することは非常に困難であると言わざるを得ません。

実際、ブザースイッチだけの方式が着目されましたが、当初は、その後センサーやビーコンを使用した自動検知式の装置が次々に商品化され、現在では人間がチェックしてボタンを押す方式と自動検知式を併用するシステムが数多く見られるようになっています。

これは、人間はミスをする可能性があるといった根本的な問題に対して、人命に関する問題に対してより確実な対策を行う方向に世の中の

流れが進んできていることの表れだと思います。

このことを踏まえ、以下の質問を行います。

(1) 先日の予算特別委員会での提言を機に自動検知式の検討は行ったのでしょうか。

(2) 先日提言を行ったRF-IDを使用した方法だと、単にバス乗降の確認だけではなく様々な使い道に使用することができますが、これについて調査研究を行ったことはあるのでしょうか。

以上、壇上からの質問といたします。御回答のほどよろしくお願いたします。

○議長 答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 おはようございます。

3番山口裕昭議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、熱中症の予防についての1点目、高齢者世帯のエアコン設置状況調査についてでございますが、高齢者世帯のエアコン設置状況についての調査等は行っておりません。

なお、高齢者の熱中症予防の取組といたしましては、介護保険認定調査員や地域包括支援センター職員が高齢者宅を訪問する際に、さらには、介護予防教室や各種会議において、小まめな水分補給と適度な塩分の摂取による体調管理と併せ、エアコンや扇風機を活用し適切な室温の維持に努められるよう、周知用チラシを配布するとともに積極的に声かけを行っております。

また、市民の皆様には、市報をはじめ出前講座の開催や、通いの場、乳幼児健康相談等の様々な機会を捉えて、熱中症予防対策について広く周知、啓発に努めております。

次に、令和5年度地方公共団体における効果的な熱中症対策の推進に係るモデル事業についてでございますが、本モデル事業は、環境省がより先進的で具体的な熱中症対策を試行、実施する自治体の取組について募集したものであり、

本市としては応募しておりません。

次に、クーリングシェルター、避暑施設の今後の検討についてでございますが、今後、地球温暖化により極端な高温の発生リスクの増加がますます見込まれることから、これまでの熱中症予防の取組に加え、クーリングシェルターの指定、開放についても検討してまいりたいと考えております。

次に、幼稚園バスの安全装置についての1点目、自動検知式の検討についてでございますが、人が確認するいわゆる降車時確認式の安全装置について、全てのバスにいち早く設置すべく令和4年10月臨時会におきまして予算を可決いただき、令和5年3月13日までに市所管の2台、民間施設所管の3台、計5台に設置を完了し運用をスタートしております。

導入の際に御提言を受けて検討した結果、ガイドラインに適合するものとして国が認めた安全装置のリストに掲載され、かつ流通等の状況から本市において年度内に設置可能な機種を選定しました。その後に認められたものも含め、どの機種もヒューマンエラーを補完するものであり、ソフト面での対策も併せて実施することとされています。

今後は実地での運用状況の確認や必要な助言等も行い、安全管理の徹底が図られるよう取り組んでまいります。

次に、2点目、RF-IDを使用した様々な使い道の調査研究についてでございますが、RF-IDは、近距離の無線通信を用いて非接触で情報をやり取りする技術であり、情報を収集し研究を行っております。

安全装置の導入を進めていく時点では、RF-IDを活用した安全装置についてはまだ実証実験の段階であり、現在まで国のリストには掲載されておりません。安全装置以外での利用に関しましても、様々な現場での実証実験を経て今後活用が図られていくものと捉えております。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 最初にですけれども、熱中症のほうについて。

高齢者世帯のエアコン設置状況についての調査していないということで、いろいろあるんですけれども、まず、これ一番感じるのが、調査していないというのは、まず正直論外なんですけれども、熱中症にかかった人がいた場合に、その原因を調査しないとしようがないわけじゃないですか。その中で、原因が、例えばエアコン使っていなかった。暑いのを我慢した。そのときに、ハード的にそこにどういうものがあったのか、あったのに使わなかったのかというのが分からないと対策にならないと思うんです。

これ環境省から出ている熱中症対策に係る地域団体の活動促進についてという資料なんですけれども、これによると、熱中症による死亡者は8割以上が高齢者で、また屋内死亡者の9割はエアコンを使用していない。または、エアコンを所有していなかったというのが23%。だから、持っていないという人もいるんですね。だから2割5分、4人に1人くらい、4件に1件くらいはエアコンを持っていないような家庭で死亡事故が起きているという環境省のデータがあるんです。

何が言いたいかというと、そういうデータがないと、そういう調査結果がないと対応取れないんじゃないのかなと私は思うんです。市長はいろいろ考えることはあると思うんですけれども、私は、そういうデータがないとその先に私は進めないと思うんです。

物事を考えるときに一番最初に必要なのは原因なんですよ。原因が分かれば対策はすぐできるわけで、原因を調べるにはまずデータが必要なんです。それを何で取っていないのかなと私分からないんですけれども、それについて何

かありますか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 御質問にお答え申し上げます。

高齢者に限らず、市内のあらゆる世帯においてエアコンが設置されているかどうかの調査が必要かどうか、これについては何と言ったらいんでしょう、ちょっと難しいんですが、例えば、公共施設において行政が安全性を確保するとかについては、状況について調査して現状を把握して対応するということが必要だとは思いますが、個人宅の、個人の所有されている住宅において何がどうなっているかということを含めて調査する必要があるかどうかということについては、全て調査して現状を把握して何か対応すべきというよりは、やはり熱中症の危険性についての周知、啓発のほうで行政の役割だろうというふうに思っております、エアコンの設置状況についての調査は行ってないということでございます。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 分かりました。

じゃ、ちょっと言い換えますけれども、例えば、熱中症で搬送された家庭がありますよね。御家庭がありましたと。その家庭については調べているような実績はあるんですか。熱中症で運ばれた、搬送されたような患者さんが出たような場合に、そちらのお宅のほうには、そういうエアコン等設置されているかというのは確認されていますか。それについては。

○議長 答弁を求めます。

高野総合防災課長。

○総合防災課長 それでは、私のほうからお答えを申し上げます。直接の回答にならないかもしれませんが、申し訳ございません。

熱中症の関係で、統計的に、南陽市のほうでもいわゆる救急車等で搬送された方の分のデータを消防署のほうで取られておるようござい

ます。その中で、そのときにどういう症状であったかというふうなことについては、それぞれの消防署で取りまとめをしております。

ただ、この部分について一つ一つ報告があるというふうなことはございませんので、その分について、こちらのほうで統計的な部分はいたしておるといふような状況でございます。

以上です。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 取っていないということですよ、ね、結局。取っていないなら取っていないでしょうがないんですけども、私は必要なんじゃないかなという立場なんですよ、ね。そこは分かっていたいただきたいと思うんです。というのは何でかという、さっきも申し上げたように、原因が分からないと、状況が分からないと次に進めないんじゃないかなというのが私の考え方なんです。

市長は今、本当に必要かと言われましたけれども、私はデータは幾らあってもいいんじゃないのかなと、幾らでもあったほうが判断するときの指標にはなるんじゃないのかなと私は思うんです。それが過剰かどうかという部分になってくるとは思うんですけども、市長は過剰だとおっしゃる。私も、確かにそこまで必要かと言われるれば本当に必要かどうかというのは私も何とも言えないですけども、実際は私個人的にはデータは多いほうがいいんじゃないかなと、過剰なぐらいあったほうがいいんじゃないのかなというのが私の立場、立場というか考え方なんです。

その辺については、今までのいろんな経験とか考え方とかそれに関わる部分があると思うので、そこについてはあんまり争うつもりはないんですけども、今回この話をしているというのは、先ほどから言っているように、今回、環境省のほうで熱中症についてのいろんな指針が出たわけですよ。

この環境省のほうの報道発表資料のほうには、地球温暖化の影響が懸念される中、令和3年8月に公表されたIPCC、IPCCというのは国連気候変動に関する政府間パネルというやつなんですけれども、の第6次評価報告書では、地球温暖化の進行に伴い、今後顕著な高温の頻度、強度がますます高まっていくことが予想されており、海外では2年連続して熱波が発生し、甚大な健康被害が生じていると。環境省としては、今後起こり得る顕著な高温も見据えた熱中症対策の一層の促進に向け、法制化も含めた検討を行っているとなっているんですね。

市長も体感的には分かっているとは思いますが、前に比べてすごい暑いじゃないですか。昔こんなに暑くなかったなと自分も思うんです。先ほど壇上でも言いましたけれども、35度なんていうのは本当に年に1回あるかないかで減多になかったのが、最近よくあるじゃないですか。それも、前はお盆ぐらいにすごい暑かったのが、最近7月めめちゃくちゃ暑かったり、6月にもいきなり35度超えたり、何かよく分からないような状況、今までの経験から考えるとよく分からないような状況が続いているんじゃないかなと自分でも思うんです。

そうなったときに、特に、先ほど壇上でも言いましたけれども、年いっている方、私も結構年いってききましたけれども、経験で、前は何かかなったよねと、クーラーなんかなくてもうちわ1つで何とかなるとか、あとは、特にうちの辺りなんかそうなんですけれども、住宅街になってきて、前は、目の前に田んぼがあったりすると気化熱か何かで涼しい風入ってきたんですけども、住宅が増えると、住宅化が進んでくると冷たい風も入ってこなくなるんですよ。だんだん暑くなると。だんだんうちうちの距離が狭くなってくると風も吹かなくなっちゃう。でも、昔は我慢できたからというふうになっちゃうんですよ。

特に最近電気代がすごい上がっているのもったいないって感覚も出てくると思うんですよ。そうなったときに熱中症のリスクというのはすごい高まるんじゃないのかなと自分は思うんです。

クーリングシェルターについて、先ほど市長のほうも今後検討していきたいという話はされていましたが、これすごい大事なことだと思うんですよ。赤湯、町なかに住んでいる人とかそういう人は、近くに大型のショッピングセンターなり公民館も近くにあったり、そういうところで涼むことも可能だと思うんです。ショッピングセンターとか大型の小売店ですか。

ただ、端、郡部というか周辺部に入ってくると、そういうものがないわけじゃないですか。普段からエアコンを設置しているところないというような状況で、でも、やっぱり暑いのはどこも同じで暑いわけですよ、どこにいても。住宅地よりは幾分周りに田んぼとかあって涼しい部分もあるとは思いますが、それでも昔よりは暑いわけですよ。

そうなったときに、我慢しないで近くの公民館さ行って涼んでいろよという優しい施策があってもいいんじゃないのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 あったらいんじゃないかなという施策と、これはなければならぬと、行政の責務であるという施策については、よく考えることが必要だというふうに思います。

ただ、議員がおっしゃっている地球温暖化に伴う熱中症のリスクの高まりという問題意識は、これは地球は温暖化していない論者の方以外は完全に一致していると思います。温暖化して熱中症のリスクが高まったからどうするかというときに、議員がおっしゃっているのは、じゃ、

調査しようと。我々が申し上げているのは、じゃ、エアコンとか扇風機を適切に使おうと。

クーリングシェルターについても今後検討して行って、開放する施設を市民の皆さんにお知らせしようというふうに思っているんですけども、議員がおっしゃっている調査に行った場合、じゃ、設置している世帯が85%で設置していない世帯が15%になったとすると、その15%どうするんだと。100%の設置を目指すということなのかどうかというところが疑問だなというところですよ。

なので、やはり従来の経験でははかれないような熱中症の危険があるので、クーリング施設であるとか様々な対策を取っていきましょうというふうに、みんなで注意を喚起していくことが必要なんじゃないかなというふうに考えています。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 市長が言われていることもすごい分かります。そこは一致するところなんですけれども、私も別に調べて全世帯にエアコンをつけるよというふうな物事のベクトルで考えてはいないんですよ。そういうわけじゃなくて、全世帯にエアコンをどうしてもつけたいというわけじゃない。じゃなくて、どここのどの辺にどういううちがいっぱいあるのかなとか、どういう状況なのかなというのが分かれば、例えば、ここの地区はエアコンついていないところが多いから、じゃ、この後ここにはちょっとそういう場所を設置したほうがいいかなとか、そういうのも見えてくるんじゃないのかなと思ったんですよ。

だから、表面上で見る、例えば8割の世帯にエアコンついてますよじゃなくて、この辺のエリアはほとんどもう90%近くついてるよとか、ここは物すごく少ないよとか、ここは外気温が、例えば普段高いときでは30度超えるよと

か、35度すごい超えてすごい暑い地域だよとか、ここは涼しいからそんなでもないよとか、そういうのが分かれば、設置するときいろんな参考になるのかなと思ったんですよ。だから、単純にここが30%だからとか、ここが90%だからという問題ではないんです。

ただ、そこまでやっちゃうと時間もかかるし、逆に問題も起きるといのは分かるので、それだけがいいとも思わないんですけれども。ただ、これ今回の、これもまた環境省の資料なんですけれども、クーリングシェルターの仕組みの導入について。これの今後の検討の方向性というところに、極端な高温の発生時には熱中症のリスクが高まるため、冷房設備が整っている場所を地域であらかじめ確保することが熱中症リスクの低減につながるのではないかと。地方自治体によりあらかじめ準備されたクーリングシェルターの活用が効果的ではないかと。一部の地域ではこうした取組がもうなされているところもあるよというようなものが出ています。

これから涼しくなることは、世の中が涼しくなっていくということはまずないような気がするんですよね。だんだん世の中暑くなってくるんじゃないのかなと思えるわけです。そうなったときに、ぜひ何か対応してほしいなど。

クーリングシェルターというのは、それがあるからいいわけじゃなくて、当然、市長が前にも、さっきも言われたような周知、啓蒙活動も必要なんですよね。ここに涼しいところあるよというのが分からなかったら行けないわけなんです。だから、そういう周知も啓蒙活動も必要なんですけれども、暑いときに逃げる場所もつけてあげないと大変かなと。

さっきも言いましたけれども、電気代すごい上がっていますよね。そうすると、ちょっとぐらい暑くても電気代もったいないからといって我慢してしまう人もいます。そうなったときに困るので、特に気温が35度過ぎて熱中症

アラートが出たようなときには、ぜひそういう場所をちゃんと確保していただいて、お年寄りとか小さいお子さんとか、そういう方々が避難できる場所をつくってもらいたい。

先ほど市長のほうから検討していくというようなお話があったので、そこについては非常に期待したいなと思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。

時間もなくなりますので、あと、幼稚園バスの件に移りますけれども、これ、市長は先ほど言われたようにまだ国の認可下りていないんですよね、RF-IDとかいうやつというのは。私も分かっているんです。

ただ、ヒューマンエラーというのは必ず起きるんですよ。特に人命がかかっている場所ではヒューマンエラーだからでは済まないわけですので、最近というのは、先ほども言ったように自動検知式との併用というのが増えてきているんですよ。

先ほど演壇でも言いましたけれども、市としてはとにかく早くしたいということで、すぐに予算化して今すぐできることからやったというような状況だと私も思います。それはそれですごいいいことだとは思いますが、今後です。今後必ずヒューマンエラーは起きるので、そうなったときに困るんですよ。何が困るかという、一番思うのは、まず子供さんが、人命に関わることなので、何かあったときには子供さんが一番困ると。

次に困るのは、職員の方たちが過度なストレスになると思うんです。どうしても、自分が確認して全責任を負うのと機械も見ているよでは、全然違うんですよ。

あとは保護者側から考えても、職員の方が見えていますよじゃなくて、機械でも確認していますけれども職員も確認しますのほうで安心できるんじゃないのかなと思うんですよ。

私、工場で働いていた経験上から言って、人

というのは必ずミスを起こすと。どんなに責任感がある人でも必ずやっちゃう。体調とかその日の気分とか、朝出てくるときに母ちゃんとけんかしたとか、そういうふうなのもいろいろあるんですよ。そうするとやっぱり注意力が散漫になるんですよ。いろんな問題があったときに、市でもよくやっていると思うんですけども、ダブルチェックってやるじゃないですか。ダブルチェックって何でやるかという、1回だけのチェックでは必ず漏れる可能性があるからなんです。それは、人間は間違ふから。

だとすれば、私は個人的には、人間というのを排除したほうが私はいいと思います、その部分に関しては。ただ、それだけではやっぱり、人の手関わっていないとやっぱり問題だというのがあって、二次的に人も確認するのはいいとは思いますが、人間が関わる部分を減らしたほうが私はいいと思うんですけども、それに関して市長はどう思いますか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 製造業における製品製造の現場と、そうじゃない行政行為の中の現場とでは、やはりこれも若干違う考えに基づいて行われるものがあるということは、議員と私も認識が一致すると思います。

それで、議員がおっしゃっている新しい技術を使ってできるだけヒューマンエラーが起こらないように、その技術を使ってカバーするという方向性についても完全に一致しております。

ただ、現在はまだ国が認める安全装置のリストにこの技術が掲載されていないことから、南陽市では安全が認められている技術を使った安全装置を設置したということでありまして、今後そういった知見が積み重ねられて、実際に子供さんが送迎が行われる現場でも、この製品は大丈夫だよということが確認された段階では、新しい技術を積極的に導入していくということ

は当然やっていくべきだろうというふうに思います。

ただ、私ちょっと心配なのは、工場生産ラインにおいては、できるだけ人手が関わることでミスが起こらないようにするというのは理解できるわけでありましてけれども、これは運転手の方がちゃんと確認するのかもしれないのかという問題ですので、機械がやっているから大丈夫だよとなって、運転手は確認しなくていいとおっしゃっているわけではないというのは重々承知しているんですけども、機械が見ているから大丈夫だよと必ず人間はなると。そうすると、人間がそもそも確認する気がなくなってしまうと。そちらがむしろ問題かなというふうに思っています。

どこまで行っても機械は機械であって、人間にミスが起こると同様に、機械もミスが起こるものだと私は思っています。なので、一番やはり大事なものは、運転手さんがしっかり確認すると。あと、できれば園の保育士さんも併せてダブルチェックを行うと。そういう子供たちの安全を守る意識というのが最も大切なものだというふうに思っています。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 基本的には一致するんですけども、基本的には。ただ、これちょっとすごい言い方に語弊があるんですけども、私その部分に関しては人間信用していないんですよ。人というのは必ずやっちゃうんで。間違いを起こすんですよ。ヒューマンエラーは必ず起きるんです。必ずやります。さっき市長は機械もミスを起こすと言いましたけれども、機械はミスを起こさないんですよ。機械がミスを起こすのは人間の使い方が悪いからです、はっきり言って。

もう1個、例えば私が言っていたようなRF-IDをつけて確認するというときに漏れが発生するとすれば、機械の故障か人間の使い方が

悪いか、あともう1個は、ICチップ、ICタグを持っていくのを忘れたか、そのくらいだと私は思いますよ。機械自体が正常に動いていれば、まずミスは起こらないです。人間はそうとはいかないと私は思います。その辺が多分考え方の基本的に違うところだとは思いますが、それでも。

RF-IDというのは、私何でこだわっているかというのと、さっきから、RF-IDというのは、私そもそも昔工場にいた経験があって、そのときに半導体の工場とかですごく先進的なものを見てきたんですよね。それがすごいいいなと思ったのは、何千何万という棚の中から、確実にどこにもものがあるかというのを把握できるんですよ。非接触型で、結構数メートルの範囲の中で確認できると。

ただ、ちょっと一つ思うのは、すごいデータ量を保存できるので、正直子供の置き去りのシステムにはオーバースペックなような気はするんですけども、それくらいだと思います。

これ、何で私がいいかと思うかというのが、まず、RF-IDというのは1985年くらいから世界中のありとあらゆる物流の場で使われていて、すごい信頼性があるんですよ、まずは。

それと、あとはほかの対策とは違って発展性があるんですよ。例えば、タグをそのまま使用してリーダーや何かを増やすことで、例えば小学校とか中学校とか、そちらにも対応できるんですよ。今回は一般質問の通告書の中に、回答をいただきたいという中に、市長、課長、教育長とあったと思うんですけども、教育長と書き入れたのは、小学校、中学校とかでも使えるんじゃないのかなと思ったからなんです。

これ、例えば登下校の部分を管理することもできると。実際、今試験的に使われている中では、幼稚園バスの置き去りのほかに、そのほかに登園から下校まで、帰るところまで全部システムで分かるようになって、保護者のほうのス

マホに通知ができるというのがあるんですね。認可はされていないですよ。認可はされていないですけども、そういうのもあるんです。

例えば登下校の確認ができるので、校内に残っている児童生徒の把握が容易になるんですよ。例えば登下校のデータを保護者と共有すると、何時に子供が学校に行ったのか、帰ってきた、学校から出たのかというのが保護者と共有ができる。すごい保護者さんにとっては安心できるシステムじゃないかなと私は思うんです。

あと、もう一点が、例えばADHD、多動性障害の子供さんとかはいると思うんです。そういう児童生徒というのは各学校に今一定数いると思うんですけども、その子供さんたちが、教員が気づかないときに、気づかない間に、授業中などに教室とか体育館を抜け出してしまったと、そういう場合でも、センサーをある程度設置しておけばどこにいるかが分かる。そうすると教職員の方が授業に集中できるんじゃないのかなと思ったりもするわけなんですよ。

あと、一番は、精神的な負担が減るのかなと。この子供いつどこか逃げるか分からねえなみたいな感じで授業しているよりも、集中できるし精神的な負担も減るんじゃないかなと私は思うんです。

あと、これがもう一点なんですけれども、災害とか何か問題が起きたときに、例えば子供さんとか園児をあちこちから1か所に集めて、人数そろっているかどうか確認するわけじゃないですか。それもハンディー機でぱぱっと確認できるんですよ。当然、目視で点呼でも確認した方がいいとは思いますが、ハンディー機で一発でも確認できる。そうするとすごい負担が減るんじゃないかと思うんです。

そういうふうに、今後につながっていくような対策じゃないのかなと私は思うんです。多分今後主流になっていくと私は思うんですよ。今は確かに認可されていないですけども。

例えば、可能かどうかは分かりませんが、メーカーさんのほうとタイアップして実証実験をすとか、そういう方向で考えればすごい有効じゃないのかなと私は思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 今お話を伺っていて思ったのは、人間と製品は違うというふうに思いました。悪い意味じゃないんですけども。

今マイナンバーカードもいろいろ問題があって、一般質問でも取り上げられる予定でありますけれども、番号を付すことでさえも様々な議論がある中で、ICチップ、RF-ID、様々なもので状況を全て把握されることについては、一般の方はみんな嫌がるだろうなど。

ただ、認知症で徘徊の危険があるとか、特殊な状況において、必要やむを得ずその技術を使って、いざというときの御本人とそれから周囲のリスクを軽減するという事は、実際に既に行われてもおりますし、あるだろうなというふうに思います。

ただ、今議員がおっしゃったのは、ほぼ全ての園児さんなり児童にRF-IDをつけてもらえば、いざというときにもすぐ探せるということだと思いますけれども、多分それは、やはり基本的人権との問題になってくるのかなというふうに感じたところでございます。

○議長 学校関係もあったんですが、教育長ありますか。

長濱教育長。

○教育長 ただいまの山口議員の御質問にお答えいたします。

大変可能性が高いということで高く評価されているシステムなんだと思いますけれども、私も十分まだ検討しているわけではございませんので、現段階で言えることは、安全管理には大変有効なシステムなのかなというふうには評価

いたします。

ただ、今市長おっしゃるとおり、全ての児童生徒の居場所の確認という意味で使うことによって、様々な弊害も発生するのかなというふうにも推測いたします。

ですから、こういったシステムについて今後導入できるのか、あるいは導入しないのかについては、まだまだ研究していかなくてはならないのかなというふうに思います。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 すごく慎重な御意見だなと思うんですけども、市長が言われているのは、例えば管理社会という部分で、前マイナンバーカードが議論になったときに、国民全員背番号制とか何かいろいろ話があったじゃないですか。そういう感じの話なのかな、それに近いようなイメージで持たれているのかなと私は思うんですけども、保護者からすればすごい安心だと思えます。保護者さんからすれば自分の子供どこにいるか分かるしと。子供は多分嫌がると思いますけれども、当然。そりゃ私が子供時分にそんなものつけられたらすごい嫌だなと思うので、子供は嫌がると思います、それは。だから、それについてはやっぱり議論は必要だなとは思いますが、安心だとは思いますが。

教育長のほうは、今後いろいろあると思うけれども、すごい有効かもしれないとあまり深くは言わなかったですけども、私、最近つくづく思うんですけども、教職員の方の負担ってすごい大変なのかなと。特にいつ教室から出ていくか分からないようなお子さんがいると、そこには目を配っていかなくちゃいけないし、なかなか大変なんじゃないのかなと思うんですよ。

そうなったときに、確かにどこまでやるのと、どこまで管理するのという問題は必ず出てくると思うんですけども、今後、負担軽減を考えたときに避けて通れないんじゃないのかなと。未来ですよ。今今じゃないですよ。未来的とい

うか、将来的にそういうことも考えなくては
いけないのかなと私は思うんです。

何でこんなことを今この場で何回も言っているか
かというと、先んじてやってほしいなという
のがあるんですよね、できれば。よそがやって
それからじゃなくて、実際始めているところも
あるんです。確かにまだ予算、国の指針には、
方針には従っていないので補助金とかは出ない
んですけれども、やっているところもあるん
です。

お金的に言えば、例えば、メーカー名は言わ
ないですけれども、そんなにかからないやつも
あるんですよ。例えば、タグは導入時に1台当
たり1,500円かかるんですけれども、その後は
1台当たり月100円で利用できる。リーダーは
月額1万円で、リピーターは月額2,500円で利
用できて、100人規模の幼稚園、保育所で計算
すると月の負担は2万5,000円と、そんなでも
ないような気がするんですよね。こういうのも
あるんですよ。これで登下校の確認まではでき
るんです、このやつで。

お金のかけようなんですけれども、こういう
安いやつもあるので、こういうのから実証的に
少しずつやってみても面白いんじゃないのかな
と。何でもかんでも後追いじゃなくて、こうい
うところから一つ新しいのも始めてもいいんじ
ゃないのかなと。

子育てということで市長がよく言われていて、
子育て関係で頑張っているよというところがあ
るわけなので、ぜひ子供たちの安心安全のため
にこういう先進的なこともやっているんだよと
いうのがあってもいいのかなと。思っているの
発言とか、提言なんですけれども、それについて
だけ一言お聞きしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 議員がおっしゃっていることは理解は
もちろんできます。

ただ、一方で、安全のためならもうプライバ
シーは犠牲にしてもいいかということ、そこは
やはり多くの市民の皆さん、保護者も含めて、我
が子の安全とプライバシー、それから、子供の
安心じゃなくて、それは親御さんの安心ですの
で、様々な面で議論があるんだろうなというふ
うに思います。

そういった国民的な、それを許容するような
土壌ができた場合には、私は考え得るなという
ふうに思っております、いち早く導入するに
は、様々な議論がありますので、今後とも議員と
共にいろいろ情報収集、勉強させていただき
たいと思います。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 ぜひ御検討いただいて、何
でもかんでも新しいものがないとは言わない
んですけれども、そういうやり方もあるよとい
うことで、ぜひよそに南陽市ではこういうこと
をやっているんだよということで発信できるよ
うなものになればいいなと思いますので、ぜひ
御検討いただければと思います。

質問を終わります。

○議長 3番山口裕昭議員の一般質問は終了
いたしました。御苦労さまでした。

ここで暫時休憩といたします。

再開は、11時5分といたします。

午前10時49分 休 憩

午前11時05分 再 開

○議長 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

島 津 善 衛 門 議 員 質 問

○議長 次に、4番島津善衛門議員。

〔4番 島津善衛門議員 登壇〕

○島津善衛門議員 おはようございます。

4番、保友クラブ、島津善衛門です。

皆さんは、高知県高岡郡にある小さい村、人

口4,800人の日高村を御存知でしょうか。高知県の県庁所在地、高知市からは西に約16キロほどの内陸の場所に位置し、村全域は水質日本一に輝き、仁淀ブルーと称される清流、仁淀川及びその支流域となっていて、ホタルの乱舞する小川など、貴重な生態系が存在しています。高糖度トマト、シュガートマトや、日本で5割強のシェアを誇る芋けんぴ、中四国最大級の茶畑で作られた土佐霧山茶などが特産品です。

この日高村のふるさと納税返礼品に、フルーツトマトソース・みそセット、寄附金額1万円の商品があります。味にこだわり、糖度にこだわり栽培している日高村自慢のトマト。しかし、小さ過ぎたり大き過ぎたり傷があつたりと、厳しい品質チェックのため規格外となつてしまい、廃棄されていたトマトたち。おいしいのにもつたないという思いから、プロのシェフに指導してもらいながらトマトソースを作りました。化学調味料、保存料は一切使わず、無添加です。

お知らせを見ると、このたびメディアにて本商品を取り上げていただき大反響をいただいております。現在製造が間に合わず、発送にお時間をいただいております。私が見た時点では6か月以上待ちとのことでした。お客様には多大な御迷惑をおかけいたしておりますことを深くおわび申し上げます。何とぞ御理解、御容赦いただけますようお願い申し上げますとなっています。

この商品を開発したのは、特定非営利活動法人日高わのわ会です。地域の困り事を解決するために生まれたNPO法人で、「できる人が、できる時間に、できることを。」を合言葉に、みんなで力を合わせながら様々な形の事業やサービスを展開しています。

2005年に設立して以降、少しずつサービスや事業を広げ、特産品の新ジャンル開拓のほかにもホームヘルプサービス、公共施設の掃除サービス、まるごと預かりチャイルドルームサービ

ス、教育委員会と連携した小学校の総合学習事業「畑クラブ」、地域活性化に向けた連携活動など、どんどん多様化し、行政との連携も増えています。

メンバーは、地元に住む子育て中のお母さんを中心に、高齢者の方や障害を持つ人たちです。それぞれが、働きたいけれども働けない、自分のやりたいことができないなどの悩みを抱えており、一人一人のできることやできる時間をみんなでシェアすることで、みんなが活躍する場所を増やしながらか新しい事業やサービスを生み出しています。

働き方の柔軟性を最大公約数として、もっと自由に、もっと多様に働き方の選択肢を増やしていきたい。「できることをやる。できる人がやる。みんなでやる。だから、みんなができる。」が、わのわ会のスタンスとなっています。

村一つを家族として考える、村丸ごと家族プラットフォーム。わのわ会は村民みんなのお母ちゃん。行政や企業ができない課題をお母ちゃんの温かさとおせっかいで自治するを理念として、ダイバーシティを追求し、1人では実現が難しいことでも、みんなで協力すれば必ずできる。そのことを知っているからこそ、私たちはこれからもみんなで力を合わせながら地域に貢献していきますとのことです。

小さな村ですから、行政の力だけでは村民の要望に応え切れなと思います。そのことを不満とせず、自分たちの出せる力、出したい力を紡ぎ、点が線になりそして円になるボトムアップのすばらしい事例だと思い、本日御紹介させていただきました。

では、先に通告してあります質問をいたします。

1、事務効率の向上について。

政府は、コロナ禍を契機としたニューノーマルの構築に向けて、デジタル技術を活用した地方創生の加速化、深化のため、デジタル田園都

市国家構想総合戦略を閣議決定し、地方における社会課題の解決、デジタル実装の基礎条件整備を目指すとしています。

本市においても、市長は令和5年度施政方針「新たな日常（ニューノーマル）を構築する」の中で、デジタル田園都市国家構想の実現を目指しDXやゼロカーボンを推進すると力強く発言されました。

特に行政サービスのDXについては、スマートフォン等での各種申請の範囲拡充、住民票写し等のコンビニ交付導入、インターネットで予約できる事前申請システム、書かない窓口システムの導入などを推進し、書かない・待たない・行かなくても済む市役所を進め、併せて、庁内のペーパーレス化と電子決済の導入により事務効率の向上を図るとされています。

私は、地域間格差の解消にもつながり、誰もが自分の住みたい場所に住むことができる重要な施策であると認識しております。

事務効率向上の具体的な内容について何点か質問させていただきます。

（1）ChatGPTの利用。

ChatGPTは、高度なAI技術によって人間のように自然な会話ができるAIチャットサービスです。2022年11月に公開され、たちまち無料で利用できる革新的なサービスとして注目を集め、生成した文章の見事さや人間味のある回答がSNSなどで大きな話題となっています。このサービスは、リリース後僅か2か月でユーザー数が1億人を突破し、機能面や成長性でも注目されています。

しかし、便利になればなるほど人間はどこか退化する気がします。ChatGPTが人間の未来にどんな影響を及ぼすかは未知数ですが、やっぱりちょっと怖いです。

アナログの情報は、基本的にはそのときその場所でしか手に入りません。デジタルと比べると不便ですが、そこにはデジタルにはない思い

があったりします。

私は、コンピューターやネットの世界にはない人間の感性だからこそ表現できること、その表現を受け取れることが、とても心豊かなことだと思っています。

ChatGPTの導入予定について、山形新聞の調査によれば、28市町村が「興味ある」と回答し、県と南陽市が導入予定と発表されました。LoGoチャットなどを全国の多数の自治体が導入している中で、本市はどのような導入を考えておられるか伺います。

（2）住民税申告の省力化。

今年も早いもので、各種納税通知書が届く季節となりました。住民税とは、一般的に都道府県に支払う税金と市町村に支払う税金を合わせた総称で、支払先は地方自治体である市役所です。県と市町村のそれぞれを区別する言い方では、都道府県に支払う税金を県民税、市に払う税金は市民税とされています。一般的には、住民税と所得税は税金の種類がそもそも違うため、申告書の様式も違い、税金の計算方法も違いますが、実際には、所得税の確定申告を税務署が管理し、そのデータを基に市役所が住民税を計算するという流れになっています。

この流れでは、個人で住民税申告を行うことは基本的にありません。住民税の申告が必要となる代表的なケースとしては、所得税の確定申告が不要な人や、会社を退職して年末調整をしていない人になります。住民税申告が不要の方は、収める税金がない場合ですが、個人事業主の場合、国民健康保険料の決定や軽減措置、非課税証明書の発行ができないなどの不利益を被る場合があるので、所得税か住民税の申告は行うべきです。

このような申告状況にある中で、国税の確定申告は、e-Taxと呼ばれるインターネットで国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きができるシステムがあります。税務署に行

かなくとも、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーで申告書を作成し、自宅からネットで提出できます。

しかしながら、住民税の申告は大半の方が申告会場である市役所に出向き、職員の協力の下で申告を済ませています。一部の自治体では、住民税額シミュレーションシステムを導入し、市民、職員の省力化を図っています。本市の住民税申告における今後の対応について伺います。

以上の御答弁をお願いし、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長 答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 4番島津善衛門議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、ChatGPTの利用についてでございますが、一部の報道では、導入を決めたと南陽市はされておりましたが、正確には、活用できるか研究を進めるものでございます。

ChatGPTは多くの情報を学習しており、私たちが創造できないような多角的な回答を得ることができます。正しい指示を与えればアイデアの発掘などに有効であり、業務効率化においてAI活用は避けて通れないと考えておりますので、今後の進め方として、利用を一概に禁止するのではなく、まずは職員がツールの特性及び危険性を理解することが第一と考えております。

また、自分の力で考えるべき場面とAIを使ったほうがいい場面とを区別できる能力を職員が身につけることも重要でありますので、まずは職員内で研究チームを立ち上げ、どのような活用方法があるかを研究してまいります。

次に、2点目、住民税申告の省力化についてでございますが、議員からございましたとおり、所得税の確定申告の電子申告についてはe-Taxを利用して平成16年から実施されておしま

す。

住民税につきましては、地方税共同機構が管理するeLTAXと呼ばれる地方税に関する電子手続のポータルシステムを利用することにより、申告、納付等の電子化が計画的に進められております。現在、法人市民税、固定資産税の償却資産の申告等が可能となっており、本年1月からは軽自動車の購入時及び車検時の税手続が一部電子化され、さらに10月からは入湯税、市たばこ税の電子申告も開始されます。

個人住民税の電子申告につきましては令和7年1月稼働予定とされており、本市においてもシステム改修や実施体制など準備を進めてまいります。

なお、住民税額シミュレーションシステムにつきましては、個人住民税の税額の試算ができるようでございますが、今後電子申告が開始されることもあり、本市では導入の予定はございません。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

4番島津善衛門議員。

○島津善衛門議員 それでは、再質問させていただきますが、まずは、ChatGPTは安全・安心に活用できるのかというふうなことにしてお尋ねしたいと思えます。

3月の定例会の一般質問では、なぜマイナンバーの活用が必要なのか、安全・安心なのかを明確に私たち市民に示せていないのではないのかという観点から質問をさせていただきました。その後の報道によりますと、入力ミスやシステムミスなどで証明書などの誤交付が起きているようです。

この件に関しては後に佐藤議員が質問なさるようですので、私はこれ以上深く入りませんが、以前にも申し上げましたが、行政は信頼が全てです。市民に信頼されなければ前には進めません。そのような考えから、今回は市長が発信さ

れたChatGPTの導入について質問をさせていただくことにしたのですが、この質問を行うに当たり、ChatGPTに関する様々な資料をひもといていくにしたがい、自分がAIについていかに知識が乏しいかを知らされ、本当に私の心は途中で折れてしまいました。しかし、知らないのは私だけではなく市民の方にもおられるとの思いで奮い立ち、初歩から再質問をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

まず最初に、佐野デジタル主幹に伺います。

現在、本市はAIを導入しているのでしょうか。また、どのような活用をしているのか伺います。

○議長 答弁を求めます。

佐野情報デジタル推進主幹。

○情報デジタル推進主幹 それでは、ただいまの議員の御質問にお答えします。

庁内におけるAIの利用でございますが、まずは会議録等のAIの文字起こしということで、会議録等、AIを使った文字起こしのほうを行って議事録等の作成に大幅な事務の軽減をしております。

あともう一つにつきましては、市のホームページにAIチャットボットというものを設置しております。こちらにつきましては、市民の方が知りたい情報をチャットボットに入力しますと、そちら適切な回答を行うものではございますが、若干まだ試行中のものもありまして、庁内の全ての業務の質問に対して対応できるという状況にはなってございません。

以上でございます。

○議長 4番島津善衛門議員。

○島津善衛門議員 最初からなかなか難しい言葉が出てきてよく分からないのですが、まず、会議録のAIというのは、今私たち議会報編集委員会やっているわけですがけれども、議員の発言が誤字脱字はあるものの文章として出てきて

いると、そういう理解でよろしいのでしょうか。

それから、もう一つ、チャットボットというふうなことなんですが、チャットボットというのは、例えば私たちがインターネットで物事を調べたりするときに、よくある質問とか何についてとか、いろんな項目がありますよね。そういうふうな利用の仕方と考えていいんですか。その辺を教えてください。

○議長 佐野情報デジタル推進主幹。

○情報デジタル推進主幹 それでは、お答えします。

まず、1点目の会議録等の文字起こしでございますが、議員おっしゃったとおり、例えばこの会議場で皆さんが発言した内容を録音しましてそれをAIのほうに送りますと、誤字脱字はありますが、自動で文字として認識して返してくれるものでございます。

2点目のチャットボットでございますが、こちらも議員おっしゃったとおりでございますが、市のよくある質問等ホームページに掲載しているものについて、AIのほうにこういった質問が来たらこういったふうに返してくださいというような命令をいたしまして運用しているものでございます。

主な利点としては、ホームページのよくある質問を見た場合は、全て、自分の知りたい質問があるかどうかを全て見なければ欲しい回答が表示されないものでございますが、AIチャットボットを利用すれば、一遍に欲しい情報までたどり着いて皆さんのほうに表示できるものと思うものでございます。

以上でございます。

○議長 4番島津善衛門議員。

○島津善衛門議員 ありがとうございます。

今の説明大変よく分かったのですが、そこで今度ChatGPTというのが出てくるとすると、今までは意思が入らないで、意思というかAIの考え方が入らないで、大体この辺の質問

をなさっているんだろう、じゃ、この答えを出せばいいよねということで表示してくれるものだと思うんですが、今度のChatGPTというのは、ある程度予測して自分で考えて答えてくれるAIだというふうに捉えてよろしいんでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

佐野情報デジタル推進主幹。

○情報デジタル推進主幹 それでは、お答えします。

今の議員のおっしゃるとおりのものでございます。

まず、AIチャットボットにつきましては、あらかじめこういった答えが、こういった質問が来ればこういったように返してくださいと私のほうが情報をつくっておいているものでございます。

ChatGPTにつきましては、逆にそういった回答をAIがつくってくれますので、私の意図が入らないということになり、自動で回答を作成してくれるものでございます。

以上でございます。

○議長 4番島津善衛門議員。

○島津善衛門議員 そうしますと、いろんな記事、毎日ChatGPTの記事が新聞や報道でなされておられ、とてもついていけません。

そんな中でなんですが、ChatGPTというのは自分で判断して答えてくれる。でも、聞きたい人間の聞き方によってその答え方が大きく変わってくるというふうなことが一番大きな違いだなと。聞き方が悪ければ全然違う答えが返ってくる。要するに、聞く側がしっかりした聞き方をしないと正しい答えは出てこないというふうな考え方でよろしいんですか。そうすると、聞く側の力ってすごく大事になってくると思うんですが、その辺はどのようにお考えですか。

○議長 答弁を求めます。

佐野情報デジタル推進主幹。

○情報デジタル推進主幹 それでは、質問のほうにお答えします。

議員のおっしゃっているとおり、そのとおりでございます。

まず、ChatGPTにつきましては、本当に何々について教えてくださいというようなざっくりばらん言い方をすると、不正確な情報も含めて返してしまいます。その後に、どんどん状況を少しずつ詳しく、会話をするような形でどんどん入力していきますと自分の欲しい情報にたどり着いていけるというものでございますので、ChatGPTの使い方については非常に高いスキルが求められるものと思っております。

以上でございます。

○議長 4番島津善衛門議員。

○島津善衛門議員 そうしますと、先ほど市長が壇上答弁なされた中で、今、庁内で勉強会をなさっているというふうなことをお聞きしましたが、御回答いただきましたが、その辺の聞き方に対する勉強をなさっているのですか。どのような内容の勉強会をなさっているのでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

佐野情報デジタル推進主幹。

○情報デジタル推進主幹 それでは、お答えします。

今現在、市のほうで行ったのは、職員に向けての勉強会のほうをさせていただきました。その中で、ChatGPTに興味ある方につきまして、今後研究会ということで組織して行ってまいります。

その前段としますか、目的としましては、ChatGPTの使い方というよりは、まずはChatGPTを活用する危険性というものをしっかり職員の方にお教えしなければならないものと思っております。あえて例というならば、C

h a t G P Tにつきましたは、正確な情報、正しい情報、事実に基づいた情報のみを学習しているものとは限りませんので、誤った情報も学習していることが予測されますので、C h a t G P Tから出てきた答えが、それが正しいかどうかという判断は人間が必ず行うべきものと思っておりますし、また、個人情報や機密情報などといった外に向けて発信してはいけない情報はC h a t G P Tには入力しないようなことで、職員の方にまずは教えていかなければならないものだなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 4番島津善衛門議員。

○島津善衛門議員 ありがとうございます。

大変今の説明でよく理解できたのですが、やはり人間の意思が入ったほうがいい文章、それから、先ほど主幹がおっしゃった個人情報につながることで、そういうものは私は極力避けるべきものなんだろうなど。

私も自分で必要な最小限度のワード、エクセルはやりますが、エクセルなどは、こういう表を作ってくださいという適切な指示を与えればエクセルの表が作れるというふうなことで、非常に便利なツールではあるなというふうには私は思っているのですが、やはり報告書等いろんなものに関しては、やはりその報告する側の、何と言いますかね、人間性というか感情というか、そういうものが報告書を読む側に伝わるべきだと思うんですね。A Iでみんなが同じような文章にならないようにということを心がけていただきたいというふうなことで、それから、先ほど申し上げましたように、個人情報等が漏れないように。

それから、質問の仕方によって兵器も造れるというふうな記事も新聞で読んだこともありまして、毒薬も作れるというふうなことを読んだこともあります。新聞やいろんなテレビ等ですういうふうなことまで出ていると余計不安にな

ってくるんですね。やはりそういう不安を払拭するというのも大事なことだと思いますので、ぜひその辺の御検討をお願いしたいと思います。

それから、市長のほうにちょっとお尋ねします。

先ほど壇上で訂正されたので、まだ、すぐやりますとは言っていないと、新聞の誤報、先行し過ぎていますというふうなことだったんですが、ちょっとその辺のことで市長の意見を伺いたいと思いますが、先ほど壇上で申し上げましたが、コンピューターとかネットの世界にはない人間の感性だからこそ表現できること、その表現を受け取れることがとても心豊かなことだと私は思っていると申し上げました。便利になればなるほど人間はどこか退化してしまうのではないかという気もします。

C h a t G P Tが私たちの未来にどんな影響を及ぼすかまだ分かりませんが、私はやはり怖い。私は、アナログにしかない感性を大切にすること、感性こそ人間として残しておくべき領域なのではないかなと思っています。デジタルも重要だけれどもアナログも大切にしようというふうなことでなくて、これからの時代は、アナログを大切にしておく自分の個性がもっと発揮しやすくなりますよというふうな時代だと思っています。

A Iは要約が得意です。要約された情報は便利ですが、そこに感性はありません。誰かの生きた言葉ではないからです。人間も同じで、問題解決のためだけにしかコストを支払えない要約された人間になってしまうのは、とても危険だと思います。感性を磨かないと個性は失われていきます。五感で感じる親近感はなくなります。

また、考えなくて済むのはよいことでしょうか。C h a t G P Tのような情報を分かりやすくアウトプットする技術が浸透すると、自分で考える必要がないから考える機会が減ってしま

うという人もいるでしょう。効率化でできた時間は市民との対話に活用できるとなっていますが、何を考えて具体的にどんな行動を取ったのか、その積み重ねが人間の成熟度だと思います。

私は、職員の皆さんが個性を大事にして、より温かみのある人として成長していただき、成熟するために必要な時間の共有を大事にしていきたいと思いますと考えますが、職員の感性の磨き方について市長のお考えを伺います。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 結論として、職員の個性、感性の磨き方ということでありましたけれども、その前段として議員がおっしゃった、便利になればなるほど人間が退化するというのは、おっしゃるとおりだなというふうに思っています。

私、漫画や映画も好きで、SF物は特に好きで、その中でもコンピューターが人間を支配してしまうという題材は多く描かれているところでありまして、その危機感というのも多くの人が共有しているものというふうに思っています。ですので、コンピューターは間違わないということはないですし、コンピューターが暴走していくということもあるだろうと思います。

感性、個性の磨き方でありますけれども、一般的には、例えばやはり人と人との触れ合いでありますとか、芸術を鑑賞するとか様々な体験をすることか、そういったことが大事だというふうに思っております。

ただ、この自動生成AIは、いずれ芥川龍之介とか夏目漱石とかそういったものも学習して、人間の感性に訴えるものも作っていくだろうと。これは文章だけでなく、美術や音楽についても、そういうふうになる未来というのはもうすぐそこまで来ているだろうと。

なので、南陽市としては、ChatGPTを導入ではなくて、やはり今は研究の段階だということ考えておりまして、職員の皆さんには

やはり様々な多様な体験、特に市民と触れ合うとか、体験こそが感受性を豊かにして、それが施策につながっていくものでありますので、そういったものを大切にしていきたいと思えます。

○議長 4番島津善衛門議員。

○島津善衛門議員 それでは、ChatGPTで教育長に1つ伺います。

アメリカの教育現場では、不正のツールに使われたり、考える力、教育の障害になる危惧などからChatGPTの使用を制限する働きもあるようです。しかし、私はChatGPTを教育に積極的に活用すべきと考えます。これは未来の子供を守ることに繋がっていくのかなというふうに考えております。

私がまだ若かりし頃、電卓が世の中に登場しました。そのときに同じような議論が起こったことを覚えています。電卓は子供の計算能力を低下させるから禁止すべきというものでした。しかし、実際には電卓によって計算力の低下は起こりませんでした。むしろ電卓を有効活用してより複雑な計算を短時間でできるメリットのほうが大きかったわけです。

ChatGPTに宿題や作文、課題などを代行してもらおう生徒も現れると思います。しかし、本番のテストではChatGPTは使えませんから、生徒自身の努力の結果が明らかになります。ChatGPTに頼っていても困るのは本人です。それを子供たちに教えてあげるのが教師や保護者の役割ではないでしょうか。

さらに言えば、ChatGPTに分からない問題の説明をしてもらったり、作文や感想文の文法ミスを指摘してもらうなど、賢い使い方について学校や家庭で子供と話し合う機会を持つことが必要だと思っています。教育長の考えをお尋ねします。

○議長 答弁を求めます。

長濱教育長。

○**教育長** ただいまの島津議員の御質問にお答えいたします。

まさに今、島津議員おっしゃるとおり、これからの時代、ChatGPTを使用することを避けて通れない世の中になるのかなというふうには思います。

したがいまして、これも議員さん御指摘のとおり、宿題や様々な課題をChatGPTによって作成をしてそれで満足する、そういう人間ではなく、どうやったら使いこなせるのか、もちろんこのリスクを十分理解した上でということになりますけれども、使いこなし方、そういったところにやはり焦点を当てながら研究していくことが大切のかなというふうに思いますし、最初にも御指摘ございましたが、何よりも、デジタルとアナログどちらがいいかということではなくて、アナログのよさもこれからも生かしながら、そして望ましい学びができる、そんな教育環境をつくっていくことが大変大事なのかなというふうに思っているところでございます。

○**議長** 4番島津善衛門議員。

○**島津善衛門議員** 危ないからやめようではなくて、危ないを、いかにリスクを回避しながら積極的に取り入れていくか。これからの子供たちには絶対に必要なことですので、よろしくお願ひしたいと思います。積極的な発言ありがとうございました。

それでは、続いて住民税の申告の件でちょっと伺いたいと思います。

まず、国民の三大義務、教育、勤労、納税と、この三大義務があるわけですが、教育とか勤労に関しては、させられたという意識はあまりないのですが、納税は、させられたという意識が非常に大きいのではないかなというふうに思っております。

市民の方との会話では、税金を取られたという言葉をよく耳にいたします。取めたではなく

取られたです。これは税額に納得していないからなんではないかなと。税額の根拠が理解できれば、取られたでなく取めたになるのではないかなというふうに思っています。そのような考えからちょっと質問をさせていただきます。

まず、板垣課長のほうに事務処理の負担軽減についてちょっとお尋ねしたいと思います。

確定申告の時期以外にも、源泉徴収票や納税通知書が届く頃には税金に関する問合せが多く、その対応に多くの時間を要しているのではないのでしょうか。また、年末にはふるさと納税で控除される限度額を知りたいという問合せも増えると思います。

業務の平準化という意味合いからも、住民税の計算システムを利用させていただくことで、市民の方には税額を自分で把握するという意識を高めていただけますし、問合せが減少すれば職員の事務処理負担を軽減できるというふうに思っております。

そのような形で、先ほど市長答弁で令和7年1月からはそうなるよというふうなことで、徐々に浸透するのではないかなというふうな答弁をいただきましたが、これまでの税務課の住民税の申告に対する、そういうふうな前向きな、こういうところをこう改善してきたよというふうなところがあつたらちょっと伺いたいと思います。

○**議長** 答弁を求めます。

板垣税務課長。

○**税務課長** ただいまの御質問にお答え申し上げます。

今年度の市民税関係の納税の通知書に関しましては、5月の中旬に軽自動車税、そして固定資産税のほうを発送いたしまして、問合せも様々こちらのほうに頂戴いたしまして、そのたび丁寧にお答えしているところでございます。

議員から御質問ありました確定申告、住民税の申告等々の際の平準化ということでございます。

すが、まず1日の申告者というのが各地区の中である程度把握しているわけですが、前年度のその地区の申告者数を基に、その当該年度の地区割りがある程度微調整しながら平準化に努めているところでございます。

あとは、申告でいらっしゃる時に、受付のところでどのような申告かということをお知らせして、スムーズに、例えばこちらのほうにどうぞとかということで案内しまして、より1日の終了時間も早めに行うようにということで考えているところでございます。

電子化につきましては、議員さんおっしゃるとおり、先ほどの答弁でもございました令和7年1月に向けて住民税のほう、今準備のほうをこれから進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長 4番島津善衛門議員。

○島津善衛門議員 最後の質問にさせていただきますが、私も家族の住民税の申告をします。それ私の個人の方はe-Taxでしています。そうすると、住民税と所得税の差がいろいろ出てくるんですね。例えば生命保険料控除、所得税だと最高12万円、住民税は7万円。それから例えば基礎控除だと所得税は48万円、住民税は43万円。勤労学生控除とか配偶者特別控除とか、いろんな意味で全部控除額が変わってきます。

そうすると、私が住民税の申告をするときは、申告書を、郵送されてきた申告書、それに全部手書きで計算機探して計算しなくちゃならないんですね、今現在。これが非常に手間だったわけです。ほかの大きい市町村だと、ある程度の経費を予算化をして税額シミュレーションでこうなりますよというふうな計算が出てきますから、それを転記すればよかったですね。やはりもっと早くそれにさせていただきたかった

なというふうには思います。

それから、今度出るeLTAX、住民税の申告ですが、先ほどこういうことをやっています、軽自動車もこうなりますというふうな話でしたが、市民が一番直結する住民税の申告が一番遅れている。これはeLTAXの最大の今までの欠点だったんだろうなというふうに思います。

それで令和7年1月から導入されるというふうなことなので、それをいかにして市民の方にお知らせするか。令和7年1月になってから今年からこうなりましたよでは遅いと思うんですね。全国のシステムだと思いますので、その時期が判明次第、こういうふうなことになりますよ、こういうふうな導入の手続、期間、経過になりますよという流れを含めて、なるべく情報を早く市民に出していただきたいというふうな要望をさせていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 4番島津善衛門議員の一般質問は終了いたしました。御苦労さまでした。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午前11時49分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

高橋 一 郎 議員 質 問

○議長 次に、6番高橋一郎議員。

〔6番 高橋一郎議員 登壇〕

○高橋一郎議員 6番、真政会、高橋一郎です。傍聴に来られました皆さん、それからインターネットライブ配信御覧の方、大変ありがとうございます。

政治は生活そのものです。「市政を身近に！」の信念の下、このたび私はいつもより多い5項目を一般質問いたします。これら全てが市民の

皆さんの今回聞いてほしいという切実な声、疑問の声ですので、真摯に受け止めていただき、前向きな答弁を期待いたします。

さて、広島G7サミットが終わりました。ウクライナのゼレンスキー大統領も来日するというサプライズで一挙に注目されました。結果は、私なりに考えると、武器供与を求めて戦争が長引くだけになりました。戦況を変えると言われるF16戦闘機は訓練に6か月を要するというところで、長期化を前提としています。

無意味な戦争は今すぐにやめるべきです。ロシアや中国、北朝鮮はますます意固地になっただけです。なぜ、議長国日本は和平の仲介をしないのでしょうか。原爆の実相と日本国憲法第9条の平和主義と戦争の放棄を訴えるまたとない絶好の機会でしたのに残念です。

また、広島だけが強調されましたが、広島の日後には長崎にも落とされたこと、その2度の過ちと愚かさを伝えたのでしょうか。

グローバルサウスと言われる新興国も招待し、ショータイムのような華々しさだけはありません。しかし、困難でも粘り強い和平交渉の道を選ばなかったことは禍根として歴史に残ると私は思っております。

また、内政を見れば、公邸を私物化していとこ忘年会を開いた岸田首相の政務秘書官の息子を更迭はしたものの、遅きに失しました。ネットでも非難ごうごうで政局に発展するかもしれない状況です。

それでは、通告していることについて質問をいたします。

最初に、障害児保育・教育の現状と課題について。

障害児教育は教育の原点であるとはいえ、障害児を持つ家庭の心理的・時間的・経済的・肉体的負担は計り知れません。以下の状況を踏まえ、公共及び民間サービスの拡充を望みます。

(1) 本市の令和5年度カテゴリー別児童生

徒数と障害児の人数。未就学児童、小学生、中学生、高校生のカテゴリーです。

(2) 障害児に対する施策。

①本市幼保育施設及び学校の受入先と入所等状況。

②本市以外の幼保育施設及び学校の受入先と入所等状況。

③土日、休日の一時保育等の受入先と利用状況。

次に、学校給食の完全無償化についてです。

学校給食は食育という教育であり、貧富の差を問わず公平に享受できることから鑑み、完全無償化であるべきです。加えて、物価高騰の折、滞納者を出さないことは現実の苦慮する問題であり、下記状況も踏まえて具体的施策を望みます。

(1) 学校給食費の個人負担額。

①令和5年度小学校全体予算とありますが、保護者負担額です。と、令和4年度滞納発生件数及び滞納額。

②これは中学校の同じくです。

(2) 県内導入市町村の実施年度と状況。

3つ目は、準公共交通、交通弱者への支援について。

前回3月の定例会で一般質問したオンデマンドタクシーに加えて、コミュニティーカーシェアリング、CCSと言われておりますが、の導入を提案し、行政支援を求めます。

本提案の背景にあるのは、言うまでもなく高齢ドライバーの交通事故防止と運転免許証返納に対する問題であり、喫緊の課題です。

(1) 本市高齢ドライバー、70歳以上の人数と、令和4年度運転免許証返納件数。

(2) このCCS制度は公共交通を補完するものと捉え、導入する団体の発掘。

(3) 導入する団体に導入費と運営費の補助。カーシェアリングに対する説明は省略いたします。

4つ目は、湯こっと1周年で改善すべき課題について。

予想以上の来場者で、好評でよかった反面、様々な課題もあります。くしくも本日6月5日は1年前に開業記念式典を開催した日です。ちょうど満1年を経過し、特に利用人数が多い場合の対処方法をいかにするかをお聞きします。

(1) 今年のゴールデンウィーク、昨年のお年暮りと年始の日ごと利用者数。

(2) 公衆衛生上の浴場の利用限度人数。

(3) 利用限度を超えた場合の措置。

最後に、四季南陽の事業、収支計画について。

(1) 今年4月26日の臨時全員協議会で新たな事業概要の説明がありましたが、具体性に欠け、昨年4月の説明とは大きく違います。令和3年5月の基本協定での支援内容は、温泉を供給することを前提していること。提案事業の開始は、建物等の引渡しから2年以内とあります。これらを考慮すれば、協定違反ではないでしょうか。支援内容は①から⑤までです。

(2) 新たな提案は、事業計画に対する収支計画の説明がなく、具体性に乏しいと思います。令和4年4月27日の山形新聞では、「複合リゾート施設に再生」の大見出しで公表されました。南陽を世界ブランドにする複合リゾート施設、露天風呂付客室、奥田シェフ食創作などの構想とのギャップ、特に温泉施設の不活用に関して、市長として市民への説明はいかにお考えでしょうか。

以上、壇上からの質問といたします。市民の立場に立った議論を展開することを御期待申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長 答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 6番高橋一郎議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、障害児保育・教育の現状と課題の1

点目、本市の令和5年度カテゴリ別児童生徒数と障害児の人数についてでございますが、令和5年4月1日現在で、未就学児童は1,122名、そのうち障害児は55名。小学生は1,357名、そのうち障害児は50名。中学生は759名、そのうち障害児は20名。高校生の年代は777名、そのうち障害児は24名でございます。

なお、障害児数については身体障害者手帳または療育手帳を所持している児童のほか、支援が必要と認められる児童も含めて集計しております。

次に、発達障害を含む障害児に対する施策についての1点目、本市幼保育施設及び学校の受入れ先と入所等状況についてでございますが、まず、保育施設では、市内の多くの施設が児童の状態や必要な支援を確認し、保育士等を加配するなどして障害児を受け入れております。

受入れ状況は、市営の施設では、梨郷児童館3名、赤湯幼稚園3名の計6名。民営の施設では、宮内認定こども園7名、宮内双葉保育園15名、赤湯ふたば保育園7名、沖郷双葉保育園7名、漆山双葉保育園3名、小規模保育事業COCORO1名の計40名。市内合計で46名であり、そのうち6名が児童発達支援事業所を併せて利用しております。

その他、保育所等を利用せず児童発達支援事業所のみを利用する児童が、ゆうあいくらぶに2名、バンビーナ南陽に4名おられます。

小学校では7校中5校で特別支援学級を設置し、30名の児童が在籍しております。また、中学校では3校全てに特別支援学級を設置し、11名の生徒が在籍しております。

さらに、沖郷小学校のLD/ADHD通級指導教室では5名の児童が、赤湯小学校言語通級指導教室では47名の児童が通級しております。

なお、特別支援学級の児童のうち7名が学童保育施設を利用しており、そのうち3名が放課後等デイサービスを併せて利用しております。

その他、放課後等デイサービスのみを利用する小学生が11名、中学生が6名、高校生年代の方が11名おります。

次に、2点目、本市以外の幼保育施設及び学校の受入先と入所等状況についてでございますが、市外の幼保育施設に入園している障害児はおりませんが、市外の児童発達支援事業所を利用する児童が3名おります。

また、市外の県立養護学校に在籍している小学生が9名、中学生が7名、高校生が21名おり、市内の特別支援学級に在籍する児童等と合わせて、市外の放課後等デイサービスを利用する小学生が12名、中学生が1名、高校生年代の方が3名おります。

次に、3点目、土日、休日の一時保育等の受入先と利用状況についてでございますが、障害児の一時保育の受入先については、児童の状態による可否はあるものの、赤湯ふたば保育園、宮内双葉保育園、赤湯乳幼児保育センターが祝日等を除く土曜日に受入れをしております。ただし、令和4年度の利用実績はございませんでした。

なお、障害児通所サービスについては、市内では放課後等デイサービス等の事業を実施しているさくらだが第2・第4土曜日の受入れをしており、小学生3名、高校生の年代の方1名が利用しております。また、市外で土曜日に受入れをしている3事業所を小学生7名が利用しております。

次に、学校給食費の無償化の御質問の1点目、学校給食費の個人負担額についてでございますが、学校給食費は市の会計ではなく各学校の会計で管理、執行をしております。そのため、市において給食費の個人負担額の予算管理を行っておりませんが、学校別に集計したところ、令和4年度の小学校児童全体の給食費予算は概算で7,267万1,000円、中学校生徒全体の給食費予算は概算で4,662万3,000円、合計1億1,929万

4,000円でございます。給食費を完全無償化した場合、この金額を一般財源で確保する必要が出てくる状況でございます。

また、令和4年度の給食費の滞納については、小中学校ともございませんでした。

次に、2点目、県内導入市町村の実施年度と状況についてでございますが、県内の状況について県に照会しましたが、現在取りまとめ中であるとの回答でありましたので、今年の3月15日のNHK山形ニュースウェブサイトで学校給食費完全無償化について記載があった8自治体に実施時期を確認したところ、平成29年度からが1自治体、令和3年度からが年度途中実施も含め2自治体、令和4年度の途中からが3自治体、令和5年度は年度途中からの実施も含め2自治体となっている状況でございます。

現在市で実施している給食費に関する施策は、平成28年度から第3子以降を対象とした学校給食費無償化事業で、令和4年度の実績は、小学生150名、中学生55名の合計205名に対し約817万6,000円を助成し、子育て世帯の経済的負担の軽減に努めたところでございます。

また、最近の物価高騰対策として、学校給食費の保護者負担を増やさないため、今年度の予算に消費者物価指数の上昇分を計上し支援を行っているところでございます。

なお、学校給食につきましては、学校給食法に基づき今後も安定的に実施できるよう努めてまいりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、準公共交通、交通弱者への支援の1点目、本市高齢ドライバー、70歳以上の人数でございますが、山形県警察本部がまとめた資料によりますと、令和4年12月末現在で4,651名となっております。

また、令和4年度運転免許証返納件数につきましては、本市が行った高齢者等運転免許証自主返納支援事業の申請件数によりますと138件

でございます。

次に、2点目、CCS制度は公共交通を補完するものと捉え、導入する団体の発掘について及び3点目、導入する団体に導入費と運営費の補助についてでございますが、コミュニティーカーシェアリングは、支え合う地域づくりを目的として、地域の有志ボランティアの方々が、無理のない範囲で外出の際の車の柔軟な活用を行うサークルメンバー内の活動であると捉えております。

このことから、コミュニティーカーシェアリングは有志の方が福祉活動に参加する受皿や顔の見える関係づくり、共助のまちづくりの手法として有効な取組の一つと考えられますが、送迎時に発生した事故の責任の所在などの課題もございますので、その整理も含め、制度の情報等については収集を行ってまいりたいと考えております。

次に、湯こっと1周年で改善すべき課題の1点目、今年のゴールデンウィークの利用者数につきましては、4月29日が824人、30日が907人、5月1日が686人、定休日を挟みまして3日が1,291人、4日が1,323人、5日が1,346人、6日が993人、7日が878人となっており、期間中の1日当たりの平均は1,031人となっております。

また、年末年始の利用者数につきましては、12月29日が776人、30日が1,190人、31日が1,104人、1月1日が820人、2日が901人、定休日を挟んで4日が962人、5日が611人となっており、期間中の1日当たりの平均は795人となっております。

次に、2点目、公衆衛生上の浴場の利用限度人数でございますが、法律などで定められている限度、上限人数はございません。なお、厚生労働省から発出されております公衆浴場における衛生等管理要領にある利用者数に合わせた望ましい面積、設備数に、湯こっとの脱衣室、浴

槽などの床面積、洗い場の数などを当てはめてみると、床面積については、16時間営業で1日当たりの利用者がおおよそ2,700人くらいとなり、洗い場の数については、1日当たり1,248人となります。

次に、3点目、利用限度を超えた場合の措置についてでございますが、利用される方には生活に欠かすことができない方も多く、入場制限や時間での入替えなどを行うことは難しいと考えております。

そういったことから、来場、入浴される前の一定の目安としていただくために、情報検索サイトなどのデータを基に、曜日、時間ごとの混雑見込みを3月から受付に掲示するとともに、湯こっとのホームページにも掲載いたしました。

また、今年のゴールデンウィークの状況を受けまして、現在の混雑状況をお知らせする表示を試験的に行っております。なお、この表示については機械的に集計したのではなく、職員の見目で混雑状況を判断し、表示しているものですので、今後、職員間で判断基準の平準化を図っていかねばならないと考えております。

引き続き多くの方に利用されますよう、寄せられた意見などを参考に有益な情報提供に努めてまいります。

次に、四季南陽の新たな事業概要についてでございますが、令和3年5月、株式会社KEN OKUYAMA DESIGNと旧ハイジアパーク南陽の活用に関する基本協定を締結し、令和3年9月、株式会社四季南陽及び株式会社KEN OKUYAMA DESIGNと旧ハイジアパーク南陽売買契約を締結しております。

基本協定及び売買契約では、建物等の引渡日から2年以内に事業を開始することとしておりますが、提案事業または事業の開始日は、やむを得ない事由により変更を申し入れることができるとしております。

令和4年8月16日、株式会社四季南陽からの

事業計画変更について申入れがあり、その内容は、旧ハイジアパーク南陽の旧館改修を先行させ、文化施設として令和5年秋に開館を目指すこと。宿泊施設としての新館については3年程度遅らせての実施に変更したいというものでした。

株式会社四季南陽では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響や建築資材の高騰などにより宿泊施設の建設が難しいとの判断であり、市ではそれらの状況を鑑み、事業計画変更についてやむを得ない事情と受け止めており、協定違反にはならないと認識しております。

なお、この事業計画変更は、令和4年8月30日開催の臨時議員全員協議会におきまして議員の皆様にご説明させていただいたとおりでございます。また、同日で株式会社四季南陽でプレスリリースを行い、市でも、市のホームページ及びSNSで周知し、さらに10月1日号の市報でも市民の皆さんにお知らせしたところがございますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目、新たな事業計画に対する収支計画についてでございますが、本年4月26日開催の臨時議員全員協議会では、株式会社四季南陽から旧ハイジアパーク南陽の活用方法と事業の進捗状況の説明がございましたが、10月オープン前には、株式会社四季南陽奥山代表が事業の詳細について説明したい旨のお話がございますので、日程を調整しているところでございます。

なお、南陽を世界ブランドにするという構想や温泉リゾート施設を整備する方向性は変わらないと認識しております。

今後も事業主体である株式会社四季南陽と調整を図りながら、秋の芸術イベントや事業内容等について、プレスリリースや市の広報、ホームページ、SNSを活用しながら市民の皆さんにお知らせしてまいります。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 本当、数多くありがとうございました。答弁も大変だったなというふうに思います。最初に壇上で申し上げたとおり、これ本当に、本当はまず2つか3つなんですけれども、本当にこれ聞いてくれというふうなことがあったものですから、そういうふうになった次第です。

まず最初に、第1点に障害児保育に関してですが、いろいろ数字を答弁していただきました。これを見て市長、まず客観的にですよ、個人的な考えでいいですので、私は本当に増えているなというふうに思っているんですよ。というのは、私ごとで恐縮なんですけれども、私もちょっと県職員のときにやまなみ学園というところにいまして、そのときもやはり自閉症児とか、あるいは発達障害、発達障害はあんまりなくて、分からなかったですね、あったと思うんですが、それから見るとまた多くなっているなというのは感覚です。

今改めて未就学児童から高校生も含めて大変多くなっていて、その現場に携わっている人も大変だなというふうに思っております。なおかつ、一番は家庭が大変だというふうに思っている次第です。

そういった認識の下に、南陽市の重要事業の中でも、令和6年度の中にも、この保育等における障害児保育に関する財政支援についてというふうな項目を上げて重要事業としてやりたいというふうなことで、大変それはいいことなんですけれども、裏返して言えば、それだけ大変だというふうなことだと思っただけですね。その認識について市長はどういうふうに捉えているか、まずお伺いをしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 議員おっしゃるとおり、特に医学の発

達によって救われる、出産に伴ってお生まれになった小さなお子さんが、後にやはり様々なケアを必要とするという状況が、ここ数十年特に増えている。そして、医療的ケアを必要とするお子さんについては、全国でたしか2万人を今超えていると、もう増加傾向は明らかということで、そういった問題意識もありまして、私先日、実は、全国の13人の有志の市区長が発起人となって医療的ケア児者を応援する市区長村長ネットワークというものを、岐阜県飛騨市の都竹市長の呼びかけで、設立する際に発起人の一人となりまして、まずやはり我々自治体が現場でするので、自治体の首長がその状況について認識を同じくしながら国に対して必要な支援を求めていこうという組織の立ち上げについて、準備が進んでいるところでございます。その支援の必要性というのは、ますます増大しているというふうに認識しております。

○議長 6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 そうですね。子供は親を選べないし、親も子供を選ぶことができない。たまたま私の子には、例えばいわゆる、表現がいいかどうか分かりませんが普通の子がいて、たまたま私のところにハンディのある子供が生まれるかもしれない。それは分からないわけですね。

したがって、いわゆる地域で支えていくということが非常に大事になのかなと。いわゆる共生社会、ノーマリゼーションという理念が必要かなというふうに思いますし、携わっている方々もそういった認識が大事だなというふうに思っておるところです。

今回この課題についてお話ししたのは、やはり市内で様々な障害児を受け入れる場所もありますけれども、本当に、何と云うんだらうかな、個別支援の例えば計画を立ててしっかりやっていくとか、人数的に、保育士も含めてですね、しかも障害児保育に係る特別なというか、そういった言ってみればスキルを持った先生がやは

り少ないのかなというふうなのが、私は現状かなというふうに思っています。

そこで、まだ、例えば、私コロナ禍で長井にあります児童発達支援センターあゆむというところがあるんですが、その理念がノーマリゼーションの理念の下、その地で生まれ、その地で育ち、その地で暮らすという当たり前のことが当たり前である地域社会、特別を特性や個性として捉え地域社会が互いに支え合っていく、そういうふうな特別が当たり前になる社会にというふうなことの理念の下に、10名の定員でやっておられる。

そういうふうな、私は非常にこれはすばらしいことだなというふうに思っていますし、そこに通って通園できる子供についても大変幸せだなというふうに思います。そういうふうな、言ってみれば施設をやはり多く造っていくというか、あるいはそういったことに支援をしていくということが大事なだろうというふうに思いましますけれども、それについて市長は、今後本市において何かそういった、いわゆる先ほど言った治療を要する子に対するものも非常に、今、南陽市のバンビーナもありますけれども、やっておられる、その姿勢は分かるんですけれども、障害児保育に係る支援というか、そういった形で南陽市ももうちょっと頑張ってみようかなというふうな感じはあるでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 障害の種類も様々な種類がありまして、その中でも特に医療的なケアが必要なお子さんについては、もう24時間そのケアが欠かせないということで、その中でも大変重要な分野かなと思っています。

ただ、このことについては、例えば私、首長やあるいは市の職員、あるいは保育施設で関わっている方、いろんな立場がありますけれども、予算をつけて事業化するに当たってまず必要な

ことは、知ることであると。知らないことについては何も前に進みませんので、知ることが大事だなと思っております。その意味では、数年前に板垣致江子議員が医療的ケア児をお持ちのお母さんをお連れになって市長公室にお見えになったことが、私にとっては知ることの第一歩でありまして、感謝を申し上げたいと思います。

しかしながら、それがあって、バンビーナ南陽でありますとか、ゆうあいくらぶでありますとか、今、南陽市にはなかったそういったケアをできる施設が少しずつできてはいるものの、それで十分か、今後もそれでいいのかということについては、しっかりとこの状況を注視しながら、先ほど増加傾向にあるということは明らかだということも申し上げましたので、注視しながら必要なことを考えていかなければいけないというふうに思っております。

ただ、基本的には医療に関することは県の所管事項でありますので、このことについては、山形県ともしっかり連携して市町村として取り組むべきであると思っております。

○議長 6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 ありがとうございます。

医療的ケアについては、南陽市本当に進んでいるなというふうに思っております。

ただ、発達障害も含め、自閉症も含めて、今市長が御認識されたようにまだまだの部分ありますので、ぜひ、個別的な事由もあります。個別的、具体的なこともありますので、ぜひ寄り添ってこれまで以上に取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、学校給食の完全無償化です。

これは予算的にいえば1億1,900万円ほどが、小中合わせてですね、財政負担が市の負担として一般財源で持つしかないというふうなことで、正直言えばできないということの間接的な表現かなというふうに思っていますけれども。お聞きしたいのが、今現在8市町村が取り

組んでいる。主に西村山地方が多いようですけれども、寒河江市を筆頭にですね。寒河江市に関しても段階的にやってきたと。4年間かけて、最初は半額というふうな形になっている。

そういうふうなことで、ふるさと納税が多いからだというふうなことだけじゃなくて、それ以外の市町村はふるさと納税でというふうなことじゃなくて、やはり着目というのは食育という、教育だというふうな観点から、あともう一つは、やっぱり完全無償化することによって月の、やっぱり保護者の負担が軽減するというふうなことになるわけですが、まず、先ほどの答弁の中でよくはっきりしなかったものですからお伺いしたいんですが、年次計画で例えばいわゆる無償化に向けて取り組んでいくという考えはありませんか。

○議長 市長。

○市長 私1期目に就任させていただいてから第3子以降の無償化と軽減を段階的に拡大しながら実施してきてはおりますが、この約1億2,000万円の財源を確保するというのが現実的に難しいということで、なかなか全てのお子さんを対象にということについては至っていない状況であります。

他市においては、やはり寒河江市さんの場合、桁が違うふるさと納税の額があって、それが安定的に維持して収入していけるのであればそれができるということがありますが、南陽市については、頑張っているもののそこまで至っていないという状況です。

それから、このコロナの3年間の中で、政府の臨時交付金を活用して時限的に学校給食費の完全無償化を行った自治体もありますが、臨時交付金はいつまでも続くものではないわけがありますので、この措置が終わった段階でまた元に戻すということを考えると、なかなかこれも難しいところでもあります。

一方で、国においては、今年の4月からこど

も家庭庁を発足させて次元の異なる少子化対策を実施していくという力強い姿勢もございますので、やはり国として、同じ水準で、医療や給食費等については保護者負担ができるだけ抑えられるようになっていくのが望ましいと考えております。

○議長 6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 市長が今おっしゃった内容は私も否定しませんし、そのとおりだと思います。というのは、やはり国策としてやっているのが一番いい話ですね。ただ、それができていないというような状況で、学校給食の無償化、いろんな観点ありますけれども、私は食育という観点が非常に大きいと思います。当然、原材料に関しても地元のものを使っていく。それから、そういった、例えば畑なんかも種をまいて取る段階からが一番いいと思うんですけども、そういうふうなものも含めた食育、食べるだけじゃなくて、そういうふうなものが私は必要だなというふうに思います。

あと、先ほどいわゆる滞納額はないというふうにおっしゃいましたけれども、でもこの滞納額を、滞納を解消するというふうな努力ですね。どなたがやっているんですかね。

○議長 答弁を求めます。

鈴木管理課長。

○管理課長 それでは、お答え申し上げます。

先ほど市長の答弁にあったとおり、学校給食については各学校で管理をしておりますので、学校のほうの教職員が対応しているということでございます。

○議長 6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 学校の先生がやっているというふうなことで、これもまた大変な話だなというふうに私は思っています。そのことでゼロになっているというふうなことで、そもそも給食を完全無償化すればその話もなくなるので、ぜひ、ない袖は振れないというふうに

ありますけれども、市長もいわゆる子育てに頑張っている市長ですので、寒河江のホームページ見ると、子育てに本気ですと出ているんですね。

それで、先ほど、例えばふるさと納税が10億円とかあるとかという話でしたけれども、今回、寒河江大変でしょう。ふるさと納税ね、あの問題で。ということは、あとほかの、例えば山辺、中山、大江、西川、鮭川に加えて、今年度、河北町、朝日町がやっていくというふうなことで、先ほど言った特別交付金の、コロナの、限定的なものというようなこともあるかもしれませんが、ふるさと納税でそれを財源に充てるというふうなことでもないと思うんですよ。

考え方としてやっぱり取り組んでいくというふうなことで、これ市長、今まで医療費の無償化とか頑張ってきているというのは分かります。分かりますが、そこでもう一つ踏み込んで、何とかならないか。何ともならなかったら、やっぱりしっかりと国に訴えていくというふうなことをしてもらいたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長 市長。

○市長 給食費の無償化については、今この国難とも呼べる少子化である状況だから、私は必要だと思っておりまして、特別に、やはり合計特殊出生率2.07に至るまでの措置として時限的に行うべきだというふうに思っています。経常的には、やはり給食費の食材については保護者の皆さんに負担してもらおうのが本来の姿かなというふうに思っています。

ただ、少子化の問題というのは非常に大きな問題ですので、ぜひ国に対しては、様々なチャンネルを通じて全国一律のそういった施策を求めてまいりたいと思っております。

○議長 6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 よろしくお願ひします。

では、次に、3番目の交通の関係です。

いろいろあるんですが、この例えばCCSもそうですし、例えば、m o b i ですね、そういった月額制のタクシーサービスというのもございます。様々、例えば今ある本市で運営をしているバスとかありますよね。そういったところもありますし、オンデマンドのタクシーもあります。今回のCCSコミュニティのこともあります。あるいはm o b i というものも、様々あると思うんですよ。

先ほど言った、市長がいろんな形で心配なさっている部分はあります。事故の問題はありますけれども、それはどこに行ってもつく問題です。事故についてどこがどうというようなことはありますが、これ前に進まない、例えば、自主返納したくてもやっぱり足がなくて大変だと、お金かかってよというふうなことがあるわけです。なので、この問題もう私避けて通れない問題だと思っています。

したがって、こういったことをもっと勉強しようとして先ほど市長が答弁なさいました。もっと勉強して、例えばそういった、例えば講習会を開いてやっていくとか、そういったことで、ぜひボランティアサークル的な形で取り組んでもらいたいことも含めて、発掘も含めてですね、ぜひ市のほうで最初の取りかかりはやっぱりそういった形で取りかかってもらって、後は任せっていくというふうなスタンスもあっていいんじゃないかなと思うんですが、どうでしょうか。

○議長 市長。

○市長 地域公共交通サービスについては、議員が今御提示されました様々な形があると。南陽市では循環バスと、それからおきタクの、この2つの、鉄道を加えれば3つの公共交通があるわけでありましてけれども、この3つに限って運用していくということではなくて、やはり南陽市内8地区でも状況違いますし、それから人口もどんどん変わっていきますので、時代の変化によっても変わってくると。その時々で適切

なもの何かということについて、やはりまず研究していきたいというふうに思っています。

その上で大切なのは、行政からこんなものがありますよと御提示していくことも大切ですが、やはり地域の住民の皆さんの自分たちでこういったシステムを選んでいくんだということも大切だろうというふうに思っておりまして、どちらがということではなくて、コロナ3年間でなかなか公共交通について話し合いを進捗させることはできなかったわけではありますが、今後その話し合いというか研修、勉強会も含めて、前に進むように、様々、議員から今後も御指導いただきたいなというふうに思っております。

○議長 6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 いわゆるそういうふうな声を実際あると。例えば、交通の不毛地帯というんですかね、例えば地元の、私の、南部地区もそうですけれども、バスも入っていないというふうなところもあります。おきタクもまだというふうなところであれば、やっぱりそういう、例えばその中でもオンデマンドタクシーについてはやはりお金もかかる話だし、バスをやめるという1回かなり大きな決断もあると思いますので、そうではなくて、本当に民間の力を借りて、簡単に言えば手っ取り早くやっていける。皆さんの、お年寄りを含め、お年寄りだけじゃなくて高島のように小中学生も利用するというのもありますけれども、そういうふうなことにやっていくというふうなことです。今市長が言われたように、お互いにやっていきたいと思うんですよ。

それは市のほうで、例えばこんなこと、じゃ、うちらで例えばこんなことを考えたけれども、どうしても研修として、あるいは行政のサポートとして支援も必要だと。だからお願いしますよといったときには、市長ぜひ乗ってください。どうでしょうか。

○議長 市長。

○市長 はい、分かりました。

○議長 6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 それでは、最後、ちょっと時間が足りないですので、あとの足りなかった部分については、ほかの機会でもお願いをしたいと思いますが、湯こつとですね。

これ浴槽の、先ほど床面積でいうと十分だというふうな、計算上はね、そういうような形だったようではございますけれども、市長、話聞いていると思うんですけれども、芋洗いどころじゃなかったというんですよ。そういうときって衛生上どうなんですかというふうに市民から言われました。

これは、これでいいというようなものじゃなくて、今はちょっといろいろな技術的なことで解決しようとして、いわゆる案内を出しているというようなことでした。ぜひ、やっぱりそういうような形にしないと、せっかくゆとりを求めて行ったのに、何かストレス受けて帰ってきたみたいな、そんな形にだけならないようお願いしたいものだというふうに、これ本当に反面なことが出てしまいましたので、ぜひそこはお願いをしたいと思います。今改善しているようですので、ちょっと注目していきたいと思います。

最後にですけれども、四季南陽のことですけれども、これ計画変更になって、やむを得ない事情だと市長は認めたというふうなことですね。

ただ、私が前回の4月の臨時全員協議会で聞いたときに、ちょっとびっくりしたんですよ。例えば、芸術家とか芸能の卵の人を呼んできて、収支はどうするんですかと。お金どういうふうに入れるんですかと、全然分からないんですよ。当然お金が入らないと回っていきませんよね、ボランティアでやっているわけじゃないですから。その辺はどうなんですか。ちょっとそこを聞きたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 4月の臨時全協の場で向こうの方からお話があったこと以外は、議員と私の、現在の情報については何ら変わらない状況でございますので。といえども、事業主体の方が実際に黒字を出すか赤字を出すかという話でありますので、そこについてはしっかりとお考えになっているという前提で、今後も情報を収集してまいりたいと思います。

○議長 6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 私が知らないのはいいんですけども、市長が知らないというのはちょっとあまりにも不誠実かなというふうに思います。ぜひそこは、本当に注目しているんですね、これ、市民の方、多くの方が、どうなったんだべというところで。いわゆる、特に温泉施設の不活用に関して、ホテルは3年後に出しますよと、もう今度2年になるんですかね、2年後に出しますよと言っていますけれども、そこに温泉持っていっただらば、やはり日帰り浴場はできなくなるということは分かるわけじゃないですか。だから、そこらについての説明どうするんですかというね、私はお聞きしているんですけども、それについてどうですか。最後です。

○議長 市長。

○市長 そこもまだ確定したものではないというふうに思っております、やはり特に異常な物価高騰をしている状況が果たして2年後どうなるのかということも含めて不透明なところが多いわけですが、にしても、この秋のイベントについては、これは行くと、これについては間違いのないことだと思っておりますので、今後も情報が分かり次第お伝えしてまいりたいと思います。

○議長 以上で6番高橋一郎議員の一般質問は終了いたしました。御苦労さまでした。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は2時5分といたします。

午後 1時50分 休 憩

午後 2時05分 再 開

○議長 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

佐 藤 明 議員 質 問

○議長 次に、16番佐藤 明議員。

〔16番 佐藤 明 登壇〕

○佐藤 明議員 質問に入る前に、マイナンバーカードをめぐる誤交付、誤登録が制度の問題を揺るがす中、保険証を廃止しマイナンバーカードを国民に強要する改定マイナンバー法が5月2日、採決されました。

私は、トラブルが相次いでいる中、審議を打ち切り法案だけ通すのは、国民に対する国会の責任放棄と言わざるを得ません。国会はまさに言論の府であります。正々堂々と国会で議論してこそ、審議してこそ採決すべき問題だと思うわけであります。したがって、今回の法案に対し改めて強く抗議をする一人であります。

それでは、質問に入ります。

健康保険証と一体化したマイナンバーカードに別人の情報がひもづけされていたことが発覚をいたしました。コンビニでマイナンバーカードを使って行政機関に証明書の発行を申請したところ、別人の住民票や抹消した印鑑登録の証明書が交付されるなど、トラブルも相次いでおります。個人情報情報を漏えいさせないという最低限の安全さえ確保されておりません。

別人の健康保険証情報がひもづけされていたケースは、厚生労働省によりますと、2021年10月から2022年11月に7,312件確認をされました。このうち5件で、医療費や薬剤など個人情報が別人に閲覧されておりました。健康保険組合などが保険証とマイナンバーカードを連携させる作業を行った際に入力を誤った可能性があると言われております。

加藤厚労大臣は、今後こうしたことが起こらないように注意をしたい。このように述べました。説明になっておりません。1年余りの間に7,000件を超える誤りが続いたのはなぜか、原因を明らかにするのは政府の責任ではないでしょうか。

厚生労働省が事態を発表したのは5月12日です。保険証廃止法案が審議されている国会になぜもっと早く報告しなかったのか疑問であります。

同法案は、保険証をマイナンバーカードに一体化させ、2024年秋に廃止すると言われております。マイナンバーカードの取得は法律で任意と決められております。2016年に希望者への交付が始まりましたが、情報漏えいなどへの不安から普及が進みませんでした。岸田政権は、保険証廃止によってマイナンバーカードを一気に全国民に持たせようとしておりましたが、政府は高いセキュリティー対策を講じていると強調しておりました。今や安全の論拠は崩壊をしております。そもそも保険証は、国民皆保険の下で被保険者全員への交付が義務づけられております。マイナンバーカードと一体化する危険性が明らかになったのに、保険証の廃止を強行すれば混乱は必至であります。

保険証廃止の方針が出てから、マイナンバーカードの取得申請が急増しております。保険証を人質のようにして短期間に大量の交付を図ったことがトラブル多発の背景になかったのか、説明が不可欠であります。

コンビニでの証明書誤交付をめぐる政府は、システムを制作した富士通 J a p a n と自治体に運用の一時停止や再点検を求めています。メーカー任せ、自治体任せは許されるものではありません。マイナンバーカードを使った地方自治体の事務のデジタル化は、政府がデジタル関連法を制定して進めております。政府が原因究明に責任を持つべきではないでしょうか。

政府はマイナンバーカードに様々な機能をひもづけ、用途を拡大することで個人データを収集し利用する方針であります。2021年9月にはデジタル庁が発足しました。トラブルを防ぐことはできませんでした。個人情報保護を置き去りにしてマイナンバーカードの取得を国民に押しつけたことを岸田政権は反省すべきであります。

政府は保険証廃止後、運転免許証との一体化まで狙っております。問題をうやむやにしてマイナンバーカードの用途拡大を強行することは論外と言わざるを得ません。マイナンバーカード混乱、システムの安全が崩れている状況の中、白岩市長の御見解、御認識を問うものであります。

2点目は、政府はマイナンバー制度の利用範囲を税、社会保障、災害の3分野に限定し、利用できる事務や情報連携は法律で規定している。だから個人情報安全だと、このように宣伝してきましたが、個人情報の紛失、漏えいは既に深刻な事態と言わざるを得ません。南陽市での状況、実態はどうなっているのか、お尋ねするものであります。

3点目は、マイナンバーカードを取得するかどうかは、まさに任意であります。しかし、法案は、カードや紙の形で交付されている健康保険証を廃止してマイナンバーカードに一体化させます。マイナンバーカードを持たなければ医療機関の受診に著しい不便が生じかねないとして、取得を強制するものであります。

健康保険に加入する被保険者に資格を証明する保険証を届けることは、国や保険者の義務でもあります。その責任を放棄することは、国民皆保険制度を揺るがしかねません。マイナンバーカードを持たない人には、保険証の廃止後、保険加入の資格確認書を発行するとしておりますが、申請が必要であります。有効期間があり、更新手続も必要であります。病気などで手続で

きなければ、保険料を払っても保険診療を受けられなくなるおそれがあります。医療現場では負担増や混乱が危惧をされておりますが、南陽市での状況、対応はどのようにされるのか改めて問うものであります。

最後に、4点目であります。南陽市の交付数、交付率はどの程度になっておられるか、お聞きするものであります。

以上、何点か質問申し上げましたが、白岩市長の誠意のある答弁を期待をいたしまして、最初の質問といたします。終わります。

○議長 答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 16番佐藤 明議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、マイナンバーカードに関する混乱や安全についてでございますが、報道されておりますとおり、マイナンバーカードを利用した証明書のコンビニ交付において、他人の証明書が交付されたり、マイナンバーでの公金受け取り口座や健康保険証、マイナポイントが他人にひもづけられるといった誤りが発生していることは、大変遺憾であり、国はこうした人為的なミスやシステム上のトラブルの原因をしっかりと改善した上で、国民が安心して信頼できる適切な措置を講じるべきと考えております。

次に、2点目、本市の状況についてでございますが、現在のところ、南陽市民においてこれらのマイナンバーとのひもづけ誤りは確認されておりません。本市でのマイナポイント申請支援においては、国で定めたルールに沿って適切に取り扱っております。

次に、3点目、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた南陽市での状況、対応についてでございますが、マイナンバーカードと健康保険証との一体化は任意であることから、健康保険証の廃止後は、医療機関において、一

体化していない方やマイナンバーカード未取得の方について健康保険証に代わる資格確認が必要になります。申請または職権により資格確認書を交付し、有効期間後には更新の手続により継続することが現在検討されているようでございます。

一体化が実施された後においても、国は国民が必要な保険診療を受けられる国民皆保険制度の体制を責任を持って整備すべきものと考えます。

次に、4点目、南陽市でのマイナンバーカード交付件数、交付率についてでございますが、4月30日現在、交付件数2万3,374件、交付率77.15%となっております。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 何点か市長に質問いたします。

最初に、総括的に1点目質問したんですが、南陽市での状況は確認されていないと、こういう状況であります。それは結構なことでありますが、ここ数年、さっき市長が答弁されたように、まだまだ隠れた部分が、発覚していない部分が相当あるのではないかと、こういう情報もマスコミ等から言われているわけですが、南陽は幸い確認されていないというような状況であります。これ発覚した場合、誰がどう責任取るんですか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 基本的には国が責任を取るものと認識しております。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 私もそう思います。ところが、残念ながら、厚労大臣にしろ松野官房長官にしろ、これは富士通 J a p a n、請け負ったですね。あるいは地方自治体に対しての、君たちが悪いんだみたいな調子でこう言い放っているわ

けだ。とんでもない話です、これは。本来国が責任持ってやらなければならない仕事を全部地方自治体に任せていると。しかも交付税措置を交付率によって、さっき南陽では77%、あと2万3,000ですか、約ね。そういう状況なんですよ、今。進んだところは非常にいろいろな交付税措置を前倒しでやったりして、まさにアメとムチなんですよ、市長。市長も御承知のように。

そういった、いわゆる自治体と地域住民の格差、こういうものは私は地方自治体にあって絶対あってはならないことと思うんですが、市長はどうですか。

○議長 市長。

○市長 マイナンバーカードの交付率に応じて地方交付税について、当初カットするかなのような報道がありまして、それについての問題意識を全国市長会が指摘して、カットということではなくて上乗せするかどうかを交付率によって算定するという言い方になりましたが、どちらにしても、それによって誘導しているということは間違いないことであって、地方自治体としては、そのやり方については本来あるべきやり方ではないというふうに思っています。

私の考えは、マイナンバーカードは必要なものだというふうに思っております。コロナにおいて、やはり必要な手続が迅速、スピーディーに行われたのは、そういったデジタル化が進展していた諸外国ではそうでしたが、日本ではそうでなかったと。そういう意味では、遅れを取り戻すという意味でも進めなければいけないと思いますが、そのシステムはしっかりと構築してもらわなきゃいけないですし、そのことを原因とした地方に差が生じるようなことはあってはならないと思っております。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 今市長がおっしゃった、つまりそういう格差を広げるということは、乖離があるわけだね。さっき島津議員が、いわゆる公

的機関はちゃんとしないと、信頼ないと駄目ですよと言っているわけだ。全くそのとおりなんだ。信頼関係があったからこそ、地域住民と公的機関が一緒になって何とかしようということで協力してやってきているわけだ。こういう歴史的経過あるわけですよ、市長。ところが、残念ながらそうならないところに問題があると、こう言わざるを得ないわけですね。

私は、マイナンバーカードを賛成と市長がおっしゃったけれども、それは当然ですよ、市長。市長が反対だと言ったらこれおかしくなるわけですから。しかも77%と、2万3,000人と、こういうふうな交付数ということになっているわけですから、あなたが反対したらこれおかしいわけで、前に進まないわけですから、それは当然だと私は思いますよ。

それで、なぜ私がそういう差別、選別、駄目だかということ、今日の状況の中で、それほどまでして、国は率を上げてまでさせるかというのはなぜなんだというのは、そういうことを市長、あなた考えたことありますか。どうですか。

○議長 市長。

○市長 マイナンバーカードについては、もう相当な年数が経過しているというふうに思っております、結構前からこれは進めようというふうになっていたわけですが、コロナの前は何か本当に遅々として進まなかった。そして、コロナ禍を受けて一気にこれが必要だとなって国もようやく本腰を入れたわけですが、にしてもそのやり方が、やはり地方自治体の気持ちに沿うものではなかった。

また、マイナンバーカード、任意ではありますが、健康保険証の発行は発行する側の責務となっているわけで、本当に健康保険証の代わりにマイナンバーカードを使おうと思ったら、同じように発行する側に義務づける法律を制定するくらいの覚悟が政府に必要だと私は思っております。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 義務づけという話、今出たけれども、義務づけになっていないよ、今ね、任意だから。まさに義務化になっているわけ、今。市長の言葉で言うとね。ところが、義務化になっていないんです、これ任意でありますから、法的にもね。

それで、市長、これ全国各地でいろいろな状況が起きているんですよ。さっき私がマイナンバーカードで、マイナンバーカードあるかないかで差別、選別の話しました。例えばですよ、これ全国各地で例いろいろあるんですけども、主な点だけ紹介しておきます。いいですか。

群馬県前橋で、市長も知っていると思う。沖郷のほうでおきタクしていますね。これ料金200円なら200円取られますね。マイナンバーカード持っている人は無料、持っていない人は出してくださいと、こういう差別なんだ。

それから、もう一つ、岡山県の備前。これは問題になっている。保育料、給食費、一部学用品の無償化、農業事業者が対象の資材価格高騰の補助、持っている人は、持っていない人には出さないと。こういう差別、選別、あっていいのかというの、さっき市長がそれは自治体の長として駄目ですとあなたは言ったんだけど、改めて聞きたい、市長に。どうですか。

○議長 市長。

○市長 今のお話は私も報道等によって承知しておりますけれども、マイナンバーカードを持っている人については給食費の無償化は継続するけれども、そうでない人は今度有償化にするということを最初市長がおっしゃって、その後全国ニュースになって反対の意見が相次いだことを受けて、たしかそのことを撤回された、何か財源のめどがついたということを根拠に撤回されたというふうに承知しています。この辺は、やはり自治体に様々な自治事務上の混雑が生じたと言わざるを得ないかなというふうに思

っています。

ただ、私が先ほど申し上げましたのは、国が何かをするときに、市町村によって、自治体によって差が生じるようなことは避けるべきであって、マイナンバーカードを活用した何か市民サービスを新たにそれぞれ独自の考えに基づいてやること自体は、反対するものではございません。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 これは、たまたま例を出して2、3、紹介しただけの話であって、こういうことが全国各地で今出ているというんだよ。

教育長にお尋ねしたいんですが、群馬県の高崎市、教育長はこの高崎市の問題知っていますか。教育委員会の問題で、学校です、市内の公立学校ですね。保護者宛てにマイナカードの申請を促す文書を配布したということ、知っていますか。

○議長 答弁を求めます。

教育長。

○教育長 報道で承知はしております。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 こういう事態は、私はあってはならないと。公的機関がそういうことをやってはいけないと。それで、様々、市民の間から抗議を受けて直ちにやめたそうですけれども、申請はあくまでも任意ですということで改めて文書を出したということもあったわけですが、南陽市ではもちろんないと思うんですけれども、そういうことは当然ないということですね、南陽市では。

○議長 長濱教育長。

○教育長 マイナンバーカードについては、ただ、説明という形で担当課のほうから校長会でお知らせをしているということではございます。

○議長 分かりませんか。じゃ、もう一度分かりやすく。

長濱教育長。

○教育長 制度について学校の現場でも、先生方も知らないという方がいらっしゃいますので、そういったことについて担当課のほうから校長に説明をしていただいて、そして学校で承知をしているということではございます。職員向けということでございます。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 南陽市では職員向けと。子供たちや保護者を通してやっているというわけではないわけだから、それはないわけですね。

それで市長、市長も報道で知っていると思うんですけども、医師会というか、医師でつくっている全国保険医団体連合会というような団体あるわけですから、これ30日、山形新聞の新聞報道ですけれども、これ、報道を見ると、保険証のことについて6割強のお医者さんが、個人医者ですね、反対していると。非常に迷惑していると。しかも来年の秋に、24年の秋にマイナンバーカードを交付すると、こういうことをやっているんですけども、そんなことやっていたら暇も手間もないと、こういう状況だということだね。非常に私もその中身よく分からないんですが、先だって当局から、課長から様々資料を頂いてきたんですけども、この資料を見ると、顔認証付カードリーダーと、これ各お医者さんさ無償でね。まず当面配って、2台目からは有料だそうだけれども、これ南陽市でも相当その機械を交付すると思うんですけども、南陽市の実態としてどの程度交付されるのか。担当課で結構です。

○議長 答弁を求めます。

大沼すこやか子育て課長。

○すこやか子育て課長 ただいまの質問にお答え申し上げます。

こちらのほう、令和5年5月21日現在ということで国のほうのホームページに掲載されているものからの引用でございますけれども、南陽市の場合ですが、まず病院のほうですが、2つ

ある中の2つとも導入しているということで、こちらは100%になってございます。

あと、診療所ということで、こちらのほうについては、全体で21ある中で、参加、それ実施されているところが、準備が済んでいるところが18ということで、85%以上の導入率となっております。

あと、歯医者の方につきましては、13あるうちの9か所での導入ということで、69%ほどの導入。

あと、薬局については、ちょっとこれ薬局の会のほうに入っていないところもあるんですが、そういうところも含めて見ますと、15の中の15全てが導入になっているというふうなことで見ているところでございます。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 市内の関係については100%まだなっていないと。医者の方の診療所は21件中18件ですか。あと歯科医師さんもあるわけでしょう。これ含まれているわけですか、歯科医師さんは。

○議長 大沼すこやか子育て課長。

○すこやか子育て課長 お答え申し上げます。

ただいま申し上げましたとおり、歯医者の方は別でございまして、歯医者の方々が13のうちの9が実施済み、導入済みというふうに見ております。

以上です。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 いずれにしても100%になっていないと。一般診療については3件ほどまだやっていないと。これ、いずれやると思うんですけれども、これは無償期間というのはもうとっくに時期的に過ぎていくわけでしょう、これ。この資料を見ると、去年の6月7日でしたっけ。これまだやっているんですか、これ。

○議長 大沼すこやか子育て課長。

○すこやか子育て課長 お答え申し上げます。

そちらの医療機関等への補助関係につきましては、3月までに実施している、着手しているものについてを対象として、期間延長ということで、今年の9月までに終了するという条件にそちらの制度運用を図られているようでございます。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 延長して今年の9月までというふうなお話ですが、この9月過ぎれば無償化は終わり、こうなるわけですね。そうした場合は、まだ認証付カードリーダーは導入されていない関係者については、行政としてこれからどうしていくのかということですね。その辺どのように考えておられるか、お尋ねします。

○議長 答弁を求めます。

大沼すこやか子育て課長。

○すこやか子育て課長 お答え申し上げます。

基本的にこちらの仕組みにつきまして、市のほうの制度ということとはまた違うということになりますので、市のほうで助成とかということとは考えておりませんが、ただ、法律上の義務というものがございまして、各医療機関におかれては、この流れに沿って整備されていくのかなというふうには捉えているところでございます。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 いずれにしても、まだこの器具ですね、機器を購入していない場合、9月過ぎれば有料化になるわけだね。そうでしょう。有料化になるわけですね。これは手をこまねいて見ているわけですか。それとも、まだ買っていない方についてはいろいろと指導するのかわか、その辺お聞きしたいんですが、どうですか。

○議長 大沼すこやか子育て課長。

○すこやか子育て課長 お答え申し上げます。

そちらの整備に関する指導ということは市のほうではできないのかなというふうには思っ

おります。ただ、実態の把握ですとかそういうところも含めましてさせていただいて、どのような対応ができるかということ、また、医療のほう県のほうということもございますので、そちらのほうのどんな動きになるかということを注視させていただいて対応を取らせていただければと考えているところでございます。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 分かりました。

市長、今課長がいろいろおっしゃられました。そこでお尋ねしたいんですが、このお医者さんの団体連合会のお話によりますと、先月の17日、参議院の地方創生デジタル特別委員会で、参考人の陳述ということでいろいろと述べられたそうです。

この資料を見ますと、障害者の方々が発言しておったわけですが、現在の健康保険証とマイナ保険証を利用する人では診療費に違いがあると、こう言っているわけだね。ちょっと私もどういう意味か分かりませんが、自己負担についても違いが生じてくると、こういうことをおっしゃっているんですね。しかも、何で今ある保険証をマイナンバーカードに編入するのか意味が分からないと、こうおっしゃっている。これは障害者の方だけでなく、お医者さんはじめ、特別養護老人ホームや老健施設なども含めて、非常に大変なことになるよとみんな言っているわけだ。

先日、先月の24、25日ですか、ある施設の方とお話ししたんですけれども、職員の方だね。これ困るんだよと言われた。特に特老なんかはほとんど動けないようで、こういう方々に保険証、マイナンバー交付できるかというところできないというわけだ。そういうことが、障害者にしろ、特別養護老人ホーム等についてもこのことが言えるわけだ。

一般のお医者さんもいろいろな話の中で、健常者ならまだ分かるというんだ。健康な人はま

だ分かるという。お年寄りの方々はどうしたらいいかねと、こうなっているわけだね。どういうふうにして、市長、対応をするんですかこれ。市として、行政として。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 当面は、申請または職権によって資格確認書が交付されまして、それが医療証に当たるものとして使われていくというふうに思っております。

どこまで行っても、マイナンバーカードが発行者側にも、そして国民の側にも義務化されない限りは、100%マイナンバーカードを所有するということは多分ないだろうというふうに思います。

現実的に、欲しくても取れない方もいらっしゃる。そうしたところの穴を補完するための制度というのは、国においてきちりと整備すべきものと捉えております。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 私の知っている人の中にも、やっぱり60代、70代といっても結構大変な人はいるんですね。何とかな、自力で歩けないとか。年若いから健常者ということではないんですね。じゃ、80、90になっても元気な人はいるわけだ。だから、そういう方は別にしても、いわゆる弱者と言われているそういう方々の対応をどうするかということが私は課題だと思うわけだ。

しかも健康保険証、せめてこれぐらいは残してはできないのかなと思うんだけどね、これはよ。それは一地方自治体の南陽市だけが保険証残すということはある得ないと思うんですが、これ市長会あたりで市長はよくいろいろな議論するでしょうけれども、どういうふうにみんな思っているものかね。その辺私分からないから。その辺どうでしょう。

○議長 市長。

○市長 今のところ、全国市長会においてマイナンバーカード関係の議論の主戦場は、これまでは、いかに多くの住民の方に自治体としてスムーズに発行していくか、その障害になっていることがあるとすればその改善を求めていこうと、そういうことが主立った論点だったというふうに思います。

しかしながら、今般、法改正によって来年の秋には一体化ということが決定したわけですので、もうあと1年ちょっとしかない。そして、その現場は自治体にあるということを考えれば、様々な想定されるケースをしっかりと準備しておくということが、これからの論点になるのではないかというふうに思います。

以上です。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 市長も知っていると思うけれども、平井鳥取知事。松野官房長官が24日の記者会見でこういうふうに述べているわけ。個人情報保護に関する国民の信頼を損なう重大な事案だと述べたと。今までの経過、問題あったと、悪かったとは言わないけれども、ここで一応申し訳ないみたいなことを言った。こういうことを言ったわけだね。自治体が管理運営するシステムの誤りは人為的ミスが原因だと。これ責任転嫁しているわけだ、さっきも言ったように。松野長官がね。

これに対して、さっき言った平井知事、全国知事会の会長さんだね。同日の記者会見で、いろいろと事情は言われているが、それは正直理由にならないと。もっと緊張感のある対策を根本から考えていただきたいと厳しく指摘しているわけよ。だから、市長会などあたりも本来、知事会の会長さんが言った後でも結構ですから、何らかのやっぱりコメントをするべきではないかと思うんだね、そういう点ではよ。全国の知事会の会長さんだよ。どうですか、市長。

○議長 市長。

○市長 この問題に関してちょっとコメントしているかどうかは分からないんですが、全国市長会の会長は福島県の相馬市長で、立谷さんとおっしゃる方ですが、現役のお医者さんでありまして、ワクチン接種においても自ら接種して、全国で最も早くワクチン接種を開始したような先進的なところですよ。国に対しても、言うべきことは余さずおっしゃっているというふうに認識しております。

先ほども申し上げましたコメントしているかどうかについては、ちょっと私つかんではおりませんが、必要なことは国に対してきちんと発言していると思いますし、また、それについては、全国市長会よりもやはり知事会のほうが報道されやすいということもあろうかと思えます。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 いずれにしても、このマイナンバーカードというのが前々から指摘されてきているように、いろいろな問題が浮かび上がってきているわけだね。だから、一応参議院で2日に通ったわけですけども、これ、国会は、さっき冒頭申し上げましたが、言論の府でありますから、国会も地方議会も。やっぱりそういう場所で大いに議論に議論を重ねて最終的に判断をして決めると。これが民主主義だと思うんですね。それ、決めるのは反対か賛成かというのは当然あるわけですから、それは私はどっちにしろいと思うんですよ。ですから、やっぱりもっと国会で弱者のための審議というかね、議論というか、こういうものをもっとすべきでないのかなと私思うんですが、その辺、市長の考えとしてお聞きしておきたいんですが、どうでしょう。

○議長 市長。

○市長 今日いろいろと一般質問で御指摘いただいて議論していた中で、あったらいいなと思うことと、どうしても行政がしなければならぬ責務があると。絶対にやらなければいけない

ことがあると。その絶対にやらなければいけないことが、弱い立場におられる方をしっかりと同じ国民として支えていくということだと思っております。

そういう意味で、やりたいことはたくさんありますけれども、何を優先すべきかという、やはり弱い立場の方に立った施策を優先すべきという立場で私はいろんな基本的なことを考えておりますが、国においてもそうしたことを基本として、特に岸田政権はそういうこともおっしゃっているようですので、そういった方向でいていただくように、様々な場面でお話しする機会があればお話しさせていただきたいと思っております。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 最後に1点だけ申し上げておくんですが、今市長もおっしゃったんですけれども、やっぱり言うべきことはきちっと言って、そして議論していくということが私は大事だと思うんで、このマイナンバーカードの不備な点、多々あると思うんですよ。南陽市でも、長い間やるといういろいろ出てくると思うんですよ。だから、そういう出てきた場合の対応と、それから弱者の救済、これね、最優先的にしていただきたい。このことをぎりっと申し上げて、私の質問を終わりたいというふうに思います。

○議長 以上で16番佐藤 明議員の一般質問は終了いたしました。大変御苦労さまでした。

ただいま一般質問中ですが、本日はこれまでとし、日程に従い、8日に引き続き行いたいと思っております。

~~~~~

## 散 会

○議長 本日はこれにて散会いたします。

御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いいたします。

どうも御苦労さまでした。

午後 2時52分 散 会

令和5年6月8日（木曜日）

本 会 議

令和5年6月8日（木）午前10時00分開議



議事日程第3号

令和5年6月8日（木）午前10時開議

日程第 1 一般質問

散 会

---

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

---

出 欠 席 議 員 氏 名

◎出席議員（16名）

|      |           |    |      |           |    |
|------|-----------|----|------|-----------|----|
| 1 番  | 伊 藤 英 司   | 議員 | 2 番  | 佐 藤 憲 一   | 議員 |
| 3 番  | 山 口 裕 昭   | 議員 | 4 番  | 島 津 善 衛 門 | 議員 |
| 5 番  | 高 岡 亮 一   | 議員 | 6 番  | 高 橋 一 郎   | 議員 |
| 7 番  | 舩 山 利 美   | 議員 | 8 番  | 山 口 正 雄   | 議員 |
| 9 番  | 片 平 志 朗   | 議員 | 10 番 | 梅 川 信 治   | 議員 |
| 11 番 | 川 合 猛     | 議員 | 12 番 | 高 橋 弘     | 議員 |
| 13 番 | 板 垣 致 江 子 | 議員 | 14 番 | 高 橋 篤     | 議員 |
| 15 番 | 遠 藤 榮 吉   | 議員 | 16 番 | 佐 藤 明     | 議員 |

◎欠席議員（1名）

17 番 殿 岡 和 郎 議員

説明のため出席した者の職氏名

|       |                |      |                             |
|-------|----------------|------|-----------------------------|
| 白岩孝夫  | 市長             | 大沼豊広 | 副市長                         |
| 穀野純子  | 総務課長           | 嶋貫憲仁 | みらい戦略課長                     |
| 佐野毅   | 情報デジタル<br>推進主幹 | 高橋直昭 | 財政課長                        |
| 板垣幸広  | 税務課長           | 高野祐次 | 総合防災課長                      |
| 竹田啓子  | 市民課長           | 尾形久代 | 福祉課長                        |
| 大沼清隆  | すこやか子育て<br>課長  | 嶋貫幹子 | ワクチン接種<br>対策主幹（兼）<br>観光振興主幹 |
| 寒河江英明 | 農村課長           | 長沢俊博 | 商工観光課長                      |
| 川合俊一  | 建設課長           | 佐藤和宏 | 上下水道課長                      |
| 高橋宏治  | 会計管理者          | 長濱洋美 | 教育長                         |
| 鈴木博明  | 管理課長           | 佐野浩士 | 学校教育課長                      |
| 山口広昭  | 社会教育課長         | 土屋雄治 | 選挙管理委員会<br>事務局長             |
| 矢澤文明  | 監査委員事務局長       | 山内美穂 | 農業委員会<br>事務局長               |

事務局職員出席者

|       |      |      |      |
|-------|------|------|------|
| 安部真由美 | 事務局長 | 太田徹  | 局長補佐 |
| 小阪郁子  | 庶務係長 | 丸川勝久 | 書記   |

~~~~~

開 議

○議長（船山利美議員） 御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いいたします。

おはようございます。

御着席願います。

ただいま出席されている議員は16名で、定足数に達しております。

なお、本日の会議に欠席する旨、通告のあった議員は、17番殿岡和郎議員の1名であります。

よって、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してございます議事日程第3号によって進めます。

~~~~~

### 日程第1 一般質問

○議長 日程第1 一般質問であります。  
5日に引き続き一般質問を始めます。

---

#### 板 垣 致江子 議員 質 問

○議長 最初に、13番板垣致江子議員。

〔13番 板垣致江子議員 登壇〕

○板垣致江子議員 おはようございます。

13番、真政会、板垣致江子です。

先週の台風や前線の影響による大雨被害は、四国地方から栃木県まで広範囲に甚大な被害をもたらしました。また、6日には台風3号も発生、今後強い勢力となり、12日にかけて日本の南を北上する見込みで、台風2号のときと同じく、梅雨前線を活発化させ警報級の大雨のおそれがあると予測されています。

南陽でもサクランボの収穫も始まり、最盛期になります。17日には南陽市農業祭サクランボ品評会も行われますが、丹精込めて育てた作物が駄目になったり、長年かけ築いた家や商店が

被害に遭い、多くの方がつらい思いをし苦しんでおります。少しでも予測が外れ、全国的にこれ以上の災害にならないことを祈るばかりです。

それでは、通告してあります質問に入らせていただきます。

1点目、子育て支援の充実に病児保育を。

第6次南陽市総合計画3か年実施計画の基本目標では、子育て支援を充実させるとして一時預かりや学童保育などをはじめとする多様な保育サービスの充実により、社会全体で子育てを応援する体制の構築を促進し、働く女性の支援を行うとされています。南陽市の保育施設も乳幼児施設の増や幼保型認定保育園の開園で、働きながら出産、育児をする女性に大きな安心となっております。

しかし、共働きやひとり親の保護者にとって必要とされているのは、病児保育ではないでしょうか。子供が病気になったときに預かってくれる祖父母もいない、仕事を休まざるを得ないが休めない、休めても何日もは休めないなど、いろいろな状況があると考えられます。

この病児保育の取組については、7年前の平成28年にも質問させていただきました。国も病児保育の充実に本格的に乗り出し、対応する病院や保育所に補助金を手厚く支援しています。

当時、山形県でも病児対応型8施設、病後児対応型と体調不良児対応型施設を含め51施設実施されていたところを、2019年度まで57施設に増やす目標を掲げていました。2021年4月現在で、病児・病後児保育施設が19施設、病後児対応型施設が19施設、体調不良児対応型施設が48施設と86施設となり、2023年3月、高島町で病児保育施設まほろんが開所され、87施設となっております。

(1) 現在、南陽市では病児保育・病後児保育の必要性をどう考えておられているのか。平成25年、26年頃は、南陽市から川西町の病児保育施設利用者数は40人程度でしたが、昨年度は

115人と3倍になっています。この状況をどう捉え、今後どのような支援や取組を行うのかをお伺いいたします。

2番目、観光地としての公衆トイレのあり方について。

観光地の快適で清潔、安全なトイレ空間には集客力があり、観光客誘致や移住促進にもつながると言われております。

先進的な自治体では、様々な工夫を凝らした取組が進められ、トイレがきれいかどうかで観光地の印象は大きく変わるとの考えで、公衆トイレを外国人、女性、高齢者、子供など全ての観光客が快適に利用できるような事業に取り組んでいます。

南陽市では、今年度コロナ禍によって需要が落ち込んだインバウンド観光の本格再開を期す年と捉え、地域資源のさらなる磨き上げを行うとしており、多くの観光客が期待されております。

しかし、南陽市の公衆トイレ環境はどうか。最近建設された公共施設を除いては、経過年数も多く、和式のみや、汚い、臭い、暗い、これはトイレの3Kと言われており、これに、怖い、壊れているが足されると5Kということです。このような公衆トイレは、今はどこに行ってもほぼありません。しかし、南陽市にはまだあるのではないのでしょうか。

一般家庭のトイレもほとんどが洋式かつシャワートイレになっている昨今、利用する観光客の目線からすれば、また来たいとの思いになるのでしょうか。

最近は特に、観光地や高速道路のトイレなどは、機能ばかりでなくリラックスできるおもてなしの心が感じられる空間づくりに変わってきているのが現状です。

南陽市も改めて検討すべきであり、特に観光客や市民が頻繁に利用するトイレは緊急を要するのではないのでしょうか。市長のお考えをお伺

いたします。

①南陽市の公衆トイレの現状は。

ア、市内に公衆トイレは何か所あり、築年数は何年でしょうか。

イ、何パーセントに洋式が設置されていますか。

ウ、バリアフリーの観点からも、車椅子対応トイレはどのぐらい整備されていますか。

エ、管理、清掃はどうなっていますか。清掃などの講習などは行われているのでしょうか。

②御神坂下の公衆トイレは、市民からも何年も何度も改修の要望が強く求められてきました。今後の対策をどうお考えでしょうか。

③花公園のトイレは、菊まつり会場への来場者や多くの家族連れ、子供たちが利用します。全面的にバリアフリー対応、洋式化のきれいな使いやすいトイレにすべきと考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

以上、誠意ある御答弁をお願いいたしまして、私の壇上からの質問とさせていただきます。

○議長 答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 おはようございます。

13番板垣致江子議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、病児保育・病後児保育の必要性についてでございますが、病後児保育につきましては、保育の委託先であります赤湯ふたば保育園で平成19年4月の開園当初から実施していただいております。過去3か年度の延べ利用実績は、令和2年度32名、令和3年度42名、令和4年度30名となっております。

病児保育につきましては、置賜地域では米沢市で2施設、長井市で1施設、高島町で1施設、川西町で1施設が実施しており、本市の児童の令和4年度の延べ利用人数は、米沢市の施設で1名、長井市の施設で4名、川西町の施設で

115名でございます。議員がおっしゃるとおり、特に川西町の施設においては、本市児童の利用が多い現状となっており、その必要性を認識しております。

これまで設置に向けた対応を進めてきているところでございますが、小児科医の協力が必須であることから、まだ実現の途上にある状況でございます。

次に、公衆トイレの現状についての1点目、市内の公衆トイレの箇所数と築年数についてでございますが、令和元年6月定例会の板垣致江子議員の一般質問での答弁と重複するところもでございますが、市が管理するトイレの箇所数は全28か所で、築年数は築5年から51年と様々ですが、平均しますと築28年となっております。

次に、2点目、洋式トイレの設置率についてでございますが、市内28か所のトイレの中で洋式便座が設置されているのは17か所で、設置率約61%でございます。

次に、3点目、車椅子対応のトイレの整備状況についてでございますが、車椅子が使用できるのは14か所で、全体の半数が車椅子対応となっております。

次に、4点目、管理、清掃の状況及び講習の実施についてでございますが、全28か所の管理、清掃につきましては、指定管理が7か所、民間業者への委託が14か所、個人への委託が6か所、市が直接行っているのが1か所となっており、各トイレの清掃状況については、各所管課が定期的に施設を確認し、管理しております。

なお、清掃の講習については、業者ごとにそれぞれの方針に基づいて対応されていると認識しております。

次に、御神坂下の公衆トイレについてでございますが、本トイレは神社境内地を市が借り受けた上で表町商店会の駐車場として利用されている敷地の一部に、昭和47年に建築された築51年の建物となっております。老朽化や議会から

の御意見を踏まえ、近隣の方々や地区関係者等に御意見をお伺いしたところ、建て替えもしくは解体を希望する御意見をいただいたところでございます。

本トイレについては、現在の場所に男女別、バリアフリーのトイレを建築することが敷地面積上難しいため、解体撤去し、駐車場として利用するための予算を提案しております。

次に、中央花公園トイレのバリアフリー化、洋式化についてでございますが、中央花公園にはトイレが2か所あり、施設の指定管理者である一般社団法人南陽市スポーツ協会が定期的に清掃業務を行い、適正に管理しております。

現在のトイレの状況は、ドリームランド北側に洋式トイレが男子1基、女子2基、バリアフリー対応トイレが1基となっており、多目的広場西側のトイレは和式トイレのみとなっております。バリアフリー対応トイレを必要とする場合には、ドリームランド北側トイレを御利用いただいている状況でございます。

今後のトイレ改修につきましては、構造上の問題点等を踏まえながら洋式化を検討してまいります。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

13番板垣致江子議員。

○板垣致江子議員 それでは、再質問させていただきます。

病児保育に関してのお答えは、やはり8年前とほぼ同じでしたということで、そのような感じなのかなとは考えておりましたが、やはり川西町に行っている人たちが、どんどん増えている。この状況で南陽市だけないというのは、いかがなものかということで質問させていただきましたが、いろいろとやはりお聞きしますと、市長がおっしゃったように必要性の認識は持っているらしい、けども小児科医の協力がなるとできないというところで、まず踏み出せな



いということのようでした。

やはりこれはそうだと思いますが、高島町さんがこのたび開所した状況では、やはりそばに小児科医さんが直接いらっしゃるわけではなくてできたというところが、私は大きいのかなと思っております。

そのようなことで、小児科さんを受診は必ずしなければいけません、自分のかかりつけ医のところまで診てもらって、それから書類を書いてもらって、病後児保育に預けたいんですということから先生からの書類を書いてもらって、大丈夫ですよということで、そこで先生に診てもらわなければいけないというのはあるようなんですが、必ず隣に先生がいたりしなくても、看護師さんの対応で状況が悪ければ先生にお電話してどうしたらよいでしょうかと、そういう相談だけでも大丈夫なんです。最悪の場合は病院にお連れしますというふうなことでできたということをお聞きしまして、そういうことを考えると南陽市でもできるんじゃないかなと思ったんですが、その辺のことを市長どうお考えでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 議員おっしゃるとおりであります。南陽市でもこの病児保育を早期に実現したいという私の思いもあり、そして議員からの御提言もあり、これまで数度にわたって実際に病児保育をする場合に御対応いただく医師の方に御相談を申し上げてまいりました。

ただ、これ先方がある話でありますので慎重に答弁させていただきますが、今のところはまだ実現に至っていないと。これはやはり対応いただく医師の方の同意といいますか、双方の意思によって行われるものでございますので、そのところについては、まだ実現できる環境にはなっていないと。

ただ、これも1回駄目だったから諦めるとい

うことではなくて、やはり時代の状況もありますし、議員の御提言もありますし、実際の子育て環境を向上させたいという思いもありますので、これで終わりということではなくて、今後もそういったオープンに向けての話合いというのを進めてまいらなければいけないと思っております。

○議長 13番板垣致江子議員。

○板垣致江子議員 そのようなことで、市長もいろいろと頑張っていたいただいているようなんですが。

赤湯ふたばさんのところが、前回私質問したときから、2歳児が50何名のクラスが脇に増設されたということで、ゼロ歳児が今度、向こうのほうに2歳児移して、ゼロ歳児を余計に入れますとかという人数の移動があったんですが、すごいそれも赤湯ふたばさんにとっては非常に大変な状況になっているということもお聞きしたんですね。

だから、病後児保育さんが非常に減っているというのは、やっぱりその状況がなかなか分かっていらっしゃって、受入れ体制も簡単には受け入れてもらえないというところもあって、大変なんだというふうなことをちょっとお聞きしました。やはり赤湯ふたばさんもお医者さんの関係が非常に大変なんだということをお聞きしました。

ただ、7年前にやはりお聞きしたときに、スタッフが足りない、まずお医者さんが足りない、それから看護師さんの確保も大変だということをお話しいただいていました。だから、ああ本当にやっぱりそういう体制が整わないと駄目なんだなと思っていました。

ただ、その時点でも検討します、頑張りますというお答えだったものですから、そこから全然進んでないのかなと、お医者さん関係とか看護師さんの関係とか、その辺はどういうふうに捉えていらっしゃいますでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

大沼副市長。

○副市長 私のほうからお答え申し上げます。

検討してないわけではなくて、検討はしておりますが、結局医療スタッフの問題ですのでなかなかうまくいかない。

検討の中で、例えば南陽病院に小児科を開設をして、小児科を確保してやるという方法も恐らくあるかと思えます。ただ、その場合に、実は公立置賜総合病院側の小児科のいわゆる患者数なんですが、毎年減っているんですよ。つまり、公立置賜総合病院の医療資源というのはまだまだあるので、結局公立置賜総合病院とリンクかける以外に南陽病院で確保するというのはなかなか難しいんですけれども、やっぱり公立置賜総合病院の小児科の先生って実は救命救急センターも関連しているので、なかなか余力が出ないというふうなこともあります。

今後、先ほど言ったように運用面で、いわゆる近くに小児科医がいないという状況が本当にいいのか。つまり、我々が心配しているのは、お子さんが急変したときにどうするんだということなんですね。結局、病児の場合は急変を前提にしないと安心して預けられないというふうなことになるので、その急変したときのその対応がきちんとできるかというところをやっぱり十分検証した上で、今後。

変な話ですけれども、施設を造ることはそんなに難しいことではないと思うんです。建物でするので、予算さえかければそれはできると思うんですけれども、実際そこにいる例えば看護師さんも、普通の看護師さん、いわゆるドクターからの指令で動く看護師さんではなくて、自らが判断してしないといけないという、一つのスキルがやっぱり違うんですね、ああいうところの看護師さんて。

そういうのをどうやって育てていくのかということも含めて、やっぱりなかなか難しい問題

だなど思いながらも、先ほど言ったように運用面で本当に高島のケースがある程度成功して問題ないということであれば、可能性としてはあるのかなというのは、私の、事務サイドとしては考えているところです。

ただ、今のところ、十分に安心して親御さんが預けられるという環境をつくれるかどうかということについては、まだ分からないので、十分そのところは検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長 13番板垣致江子議員。

○板垣致江子議員 私も南陽病院に小児科をできないのかと、ちょっといろいろ調べさせてもらいましたが、ちょっと今のところは難しいのかなというのは感じました。

ただ、残念なことに、南陽市の小児科の先生も減っております。子供たちの診療をどこでやるのか。コロナのときも大変でした。

そういうことを考えると、南陽市の子供たちが、やっぱり小児科医がそばにいない、今の状況だと川西の木島先生にもう担当医自体を移していらっしゃる方もいたり、もう諦めていらっしゃる方もいたり、いろんな状況だということをお聞きしていますので、何とかやはり南陽市内の子供たちがかけられる小児科をきちんと確保していくことも大事じゃないかと思うと、やはり南陽病院が最適なのかなとか考えたり。

ただ、土日の対応ができないとか、やっぱりそれはもうしょうがないことなんですけど、そういうことも考えて、今後やっぱり医療体制、小児科に対する医療体制をしっかりとやらなければ困るのかなと考えたところでした。

というのは、やはり施設ばかりがどんどんどんどん増えて、やはり施設が増えると、お母さんたちは今まで何とかしておうちで診るしかないのかなと言っていた人たちも、もうそこで働きに出してしまうと、なかなか自由に休みが取れ

ない職種の方も多くいると思うんですね。そういうことを考えると、やはり高島さんなんかよりはずっと多い人数が働いていらっしやって、状況は川西さんを頼っているというところだと思います。

高島さんも、昨年度は100名ぐらい預けた方がいらっしやるそうなんです、川西に。それを考えて、やっぱり町で何とかしなければいけないということを考えてということなんですね。それで、看護師さんも来ていただいて、その看護師さんは小児科でお勤めになっていた看護師さんがやめられて、そちらのほうに来てくださったということで、いろいろ勉強しながら保育士さんと一緒に協力しながらいい状況に持っていきたいということを頑張っていると思います。

そういうこと考えると、やはりまず施設面で市としては造っていただきながら、準備としていろんな面でできることがあれば考えていただければと思うんです。

最終的に本当に難しい問題なんです、これは今後ますます今日本全国働く人の手が足りないと言われていたときに、お母さんたちがそう簡単に休めなくなる、そういう状況も多いんじゃないかなと思います。

市長は、企業のほうも協力してもらえように企業にも頑張ってもらわないといけないと前にも言っていましたが、そういうこともあるんですが、まず、今後少しでもいい方向に行くようにぜひ考えていただきたいんですが、病児保育に関して、最後に市長から。

○議長 市長。

○市長 副市長からもいろいろありましたけれども、最終的にはやはり医師との連携、施設は何とかなりますので、施設は造ったけれども連携する医師がいないと、そうするとその施設は運用できませんので、医師との連携をこれからもできるだけ早く実現できるように模索してま

います。

○議長 13番板垣致江子議員。

○板垣致江子議員 ぜひいろいろと検討を頑張っていて、病児保育を可能にいただければと思います。

国、県のほうも病児保育に対しては結構きちんとした補助を出していらっしやいます。高島さんにちょっと聞いたんですが、やはり看護師さん、それから保育士さんと3人体制なんです、その人件費はほぼ補助金で間に合うぐらいにいただけてますということでした。病児保育に対しては、やっぱり国もしっかり補助を出していただいているようなところもありますので、まずは医師確保、また看護師さんの状況なども市のほうとして頑張りたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、トイレのほうに移らせていただきます。

先ほど市長のほうから、御神坂下のトイレの話が、今度撤去して駐車場にまずはするという話をいただきましたが、この話がちょっと市民の間にもかなり、あそこのトイレ撤去するんですってというお話があって、いろんな方からいろんな意見をいただきました。

私たち婦人会としては、ここ市長が市長になってすぐぐらいから、もう市長と語る会を持たせていただいたときに必ず出ていた話題だと思います。記憶にありませんでしょうか。もう必ず本当にそのようにやってきたところだったので、ああ、まずはありがたいなと思いましたが、その後どういうふうを考えているのか、ちょっとまず先にそこをお聞かせいただきたいと思います。

突然という感じなんですね、私たちにしてみると。今まで去年、4年度までは全然もうあそこは機能的に全然駄目じゃないので改修の程度で終わりますということだったんですが、ちょっとお話しいただければと思う。

○議長 市長。

○市長 これまでも婦人会の皆さんや議員から御意見を頂戴しております、その中で改修となると、実際図面を描いてみたこともあったんですが、バリアフリー、改修すればこれは必ずバリアフリー対応、現代においてはすべきものでありまして、そうなる駐車場の機能がほとんど果たせないと、相当トイレの面積が増えてしまいますので、それは現実的ではないと。で、撤去すると、今度今現在利用されている方が利用できなくなるということで、模様を見ながら現状で維持管理をしていくという方針だったわけですが、最近の周囲の環境を見ますと、コンビニエンスストアもあり、それから公民館もあり、そちらのほうでトイレについては社会的に対応していくのが今の状況では望ましいのかなと。

駐車場については、どこの駐車場も足りないという状況ですので、トイレはそこに建て替えるということではなくて、撤去して駐車スペースを確保すると。そして、また、お祭りのときの必要なスペースにもなりますので、そういうことが望ましいのかなということで、今回の機会ですら補正予算で提案させていただいたところでございます。

○議長 13番板垣致江子議員。

○板垣致江子議員 もっと早くやっていただければよかったなという思いでございます。

先日、私、その話をまだ全然聞いてなかったと思うんですが、駅伝のときに朝早くからお手伝いに行っていたものですから、ちょっとトイレに行こうと思ったんですが、実はえくぼの中のトイレは駅伝の選手しか使えないんです、あのときは。私たちお手伝いの人も入っちゃいけないんです、選手のみなんです。

で、私は、しょうがないから、ちょっとあそこのトイレちょっと見ながらと思いましたが、やっぱり入れませんでした。そして、びっくり

したのが、やっぱり一段上がるのにやっぱり大変なのは、ブロックが1つ置いてあったんです。このブロック上がって、開いて女子トイレ開けてみましたが、やっぱり私は入れません。私はもちろん洋式でないと入れないものですから、もう公園の上まで上りました。上ってトイレに行ってきました。

そんな状況だったので、いや、これ私じゃなくてもっとお年寄りの方、いや、気兼ねなくコンビニお借りできる方がいいけれども、やっぱり抵抗感がある人は多いんですね。そんなに簡単にコンビニのトイレ、トイレだけ借りちゃ申し訳ないと、行きにくいと。そういう人たちにとっては、どうしようというふうになっちゃうんですね。だから、いや、もう困ったな。やっぱり早くやってもらうしかないなと思っていたところに、壊すというお話がちょっと聞こえたので、ちょっと一安心したんですが。

やっぱりあのメイン通り、メイン通り直とは言いませんが、観光としてやっぱり赤湯温泉街通りに障害者トイレは、障害者トイレというか公衆トイレ、バリアフリーの公衆トイレは本当に必要だと思うんですが、今後何とかあの近くに造るという方向性は考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 近くに造るといいますと、どこにということになるわけでありましてけれども、どこにという御提案がございましたら、それを承って検討させていただきたいと思っております。

当面は、やはりえくぼプラザにバリアフリーのトイレもございまして、えくぼプラザを御利用いただくのが最も現状ではいいのかなというふう考えております。

○議長 13番板垣致江子議員。

○板垣致江子議員 えくぼプラザのトイレまで行くのに障害者の方たちは、駐車場に下りて、

そこからエレベーターに乗って、それで上に上がっていかないとできないんですね。なので、本当に平日しか行けない。もう9時過ぎ、10時ぐらいになると、もうシャッター閉まっていますので入れません。そういうことを考えると、やっぱりコンビニ頼みになっちゃうのかなというふうに思います。なので、ちょっと厳しいなと、それは観光地として厳しいなと思います。

どういうところにとかと、今、市長がおっしゃいました。例えばきらやか銀行さんがこのたび閉店なさるとかとお聞きしています。そういうところを市として買い上げて何とかできないものかとか、そこは私たちまだそこまでの細かいこと分かりませんが、ただ、やはりメイン通りにあれば一番いいのかな。

市長のおうちもメイン通りですから、何か地価が高いとかという話は聞いたんですが、地価の高いところに住んでいらっしゃる市長ですが、あの辺、やはり観光地として盛り上げていくには必要なことじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 市長。

○市長 トイレをもし整備するとしたら場所が問題になりますので、その場所はどこかと。具体的な場所がなければ、検討できないわけです。そして、きらやか銀行さんについては我々の土地ではございませんので、市の土地ではございませんので、当然ながら先方の御意思というものが必要でありますし、例えばあそこを買っても土地代だけで数千万はすると考えられます。そこにさらに相当な金額のトイレを造ると。ちょっと悩ましいといえますか。

コンビニエンスストアについては、ただ、無料でお借りするのは私も気が引けます。なので、何か50円とか100円の物でもいいから買って、ありがとうございますという感じで使わせてもらいますけれども、そのようにして、コンビ

ニエンスストアも現代社会においては社会的機能、日本中あまねくございますので、そういう使い方今後していく時代なのかなというふうに思っているところです。

○議長 13番板垣致江子議員。

○板垣致江子議員 買ってくださるお客さんだけだといいんですが、多分買わないでそのまま帰ってくる人も多いと聞いておりますので、ちょっと難しいのかなと思います。

御神坂のトイレは、まず壊して駐車場にするということで、その先はこれからの市長の力量次第ということで、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それで、最初のほうにちょっと戻りますが、市のトイレの状況はどうですかと聞いたんですが、5年前あたりとほぼ同じということで、洋式便座が2基ほど増えている状況。その辺で車椅子対応も同じような箇所ということで、清掃に関しても、指定管理7か所とか民間14か所、そこはもうほぼ同じなんですが。

なぜ清掃の講習などを行っておりますかと聞いたのは、前回もすごいやはり清掃はしているとは言いながら、すごい汚いんです、申し訳ないんですが。掃除のやり方がちょっと私たちから考えると、公衆トイレだったらもっときれいであるべきだということがあるんですね。やはりトイレの話が最近話題になってきたときにある人からも、公衆トイレ、何であんなに汚いんだと、清掃しているのかと、そういうところも言われたんですね。

前回お聞きしたときも行政側の方から、そういうところはやっぱり統一して、このぐらいはきれいにしてもらわないと困るとかというところで、お話とか講習していきますというお話だったので、講習していますかとお聞きしたんですね。

やはり掃除の仕方によってかなり違うし、行ってみると、本当に、ああ、もう何でこんなに

みんなが入るところなのに、もうちょっときれいにできないのかなというところもあります。また、周りが剥がれていたりとか何か貼った跡があったりとか、今DIYで何でもきれいにできる状況の世の中になっているのに、何でこんなに手をかけないんだろうというところがいっぱいあるんですね。

だから、そういうことを考えると、やはりもう少し、これ以上にちょっと洋式化はできないというところがあるんだったら、せめてきれいにしてもらいたいというのが市民の意見でした。

やっぱり今すごくトイレに関して、先ほども申しましたが、観光的にもすごく見直されているところがありますよね。先日、山新にも役所広司さんが映画でトイレの掃除をやるということで、THE TOKYO TOILETというプロジェクト、アートプロジェクトチームが東京のまちの中のトイレを何か所かきれいにしてきたという話が新聞にも載っておりました。

やはりトイレは全国的に、田舎だから汚くても我慢しようという感覚は誰もないと思います。どこに行ってもトイレはきれいなところに行きたい、きれいなトイレだったら、もう安心して行ける。トイレがちょっと心配なところには観光にも行きたくない、そういうところもありますので、まずは清掃の面でどうでしょうね。何かもうちょっと工夫したり、周りの壁紙だけはきれいにするとか、そういうことはできませんでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

竹田市民課長。

○市民課長 ただいまの議員の御質問のほうにお答え申し上げます。

市民課といたしましては、公衆トイレ3か所管理しておるところでございますけれども、市民課のほうで委託しているところでは、清掃の講習についてやっているところもございますし、また、清掃した後に、こういった清掃しました

というような報告書もいただいているところでございます。

また、清掃については、問題なくやっていたとしても、使い方が問題あるということも考えられますので。

また、議員御指摘のとおり、施設の中でいろんな汚いところがございますら、私ども含めて所管課でも適宜確認をしてみたいというふうに思っておりますので、そういった事例があったら、所管課で責任を持って対応させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 13番板垣致江子議員。

○板垣致江子議員 なかなかそれぞれのトイレ自体で清掃する管理者が違うということもあるかとは思いますが、ただ、やっぱり使い方が悪い、その汚れと違う汚れが目につくと、私たちは非常に嫌なんですね。なので、その辺、真っ白に磨けという状況を言っているのかどうか分かりませんが、やっぱり今洗剤的にもいいものがどんどん出ています。もしかしたら、例えば民間の業者で請け負わせていただいている方、あと個人で受けている、その清掃に関する用具とか、それから薬剤とか、そういうものはその委託料に含まれているんでしょうかね。

○議長 答弁を求めます。

竹田市民課長。

○市民課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

市民課所管の部分になるものでございますけれども、委託業者のほうに清掃の用品についても含めた形で委託しているところと、市のほうでそういった清掃用具のほうを買い求めてお渡ししているところと、2通りございます。

以上でございます。

○議長 13番板垣致江子議員。

○板垣致江子議員 じゃ、その辺はしっかり統一していただいて管理していただいたほうが、

同じような状況で使っていただいていたほうがいいのかなど感じますので、その辺はよろしくをお願いします。

最後に、花公園のトイレなんですが、5年前に、私、手すりつけていただきました、実は、和式トイレに。というのは、御婦人がやっぱり用を足したあと立ち上がれなくなるので、つけてくださいと、手すりをつけてくださいと。しっかりつけていただきました。けども、また市民から、いや、洋式じゃなかったのよ、困ったのよ、そこからあっちまで行くのが大変だったのよというお話をいただきました。

あそこのトイレ、すごく外観されています、とてもすてきな雰囲気トイレの外観です。これだけ新しいトイレだからと思って安心して入った途端に、わ、和式しかないとなったときに、そのところ、あの場所しかトイレを知らないお客さんたちは、どうしましょう、もう一回戻って行って、洋式トイレどこにありますかと聞いて、またそこから行かなければいけないとか、そういうふうなこともあって、やはり南陽市はバリアフリー観光も目指しておりますよね。それを考えると、あそこはしっかり洋式化、バリアフリー化して、きれいなトイレに私はしていただきたい。

面積的には結構広く取られているトイレなんでしたね。用具入れなんかも広く取ってあったりして、何とか工夫すれば、もう少しいい状態になるんじゃないかと思うんですが。洋式化できないかということ。

昨年コロナのことで学校関係のところを全部変えましたね、洋式化しましたね。今回体育館の2階もしてくださるということで、え、体育館の2階という、下は全面的に洋式にしているの2階のことまではちょっと考えなかったんですが。

そういうことを考えると、やはり花公園は観光客、まず菊まつり関係の観光客、それから花

公園を目指してくる方たちも多いんです。私しょっちゅう聞かれるんです、花公園どこにありますかと。車で降りてきて、花公園どこにありますか、すぐ近くです、あそこですと教えるんですが、一般の方たちも何も無いときもいらっしゃっているんです。それを考えると、観光にいらっしゃってくださっている方が、花公園を目指して来てくださっている方も多い。

また、子供たちもほかの市町村からバスで遊びにくる子供たちもいる。子供たちは、ましてや今和式トイレは慣れていません、どうやって入るんでしょうかということもまず、洋式だったら何とか子供たちも入ると思いますが、子供たちのトイレがあるのが一番いいんですが、そこまでできるのかどうか分かりませんが。

とにかくあそこのすてきな外観のトイレは、本当にバリアフリー化して洋式化しないと、菊まつりもちょっと来たお客さんも楽しんでいただけないし、あのぐらい多くの子供たちが遊んでいる場所、家庭でも皆さん家族連れで楽しんでいる場所、それを考えると、向こうの北側のトイレだけではやはり間に合わないと思います。あそこ走っている人、ランニングしている人、いろんな方たちを超えていかなければいけないんですね。やっぱりぶつかる可能性もあったり。

それを考えると、やっぱりこっちのトイレはしっかりと直していただきたいと思うんですが、最後にお聞きしてよろしいでしょうか、市長の考え。

○議長 最後の質問で。

はい、市長。

○市長 板垣議員がここまでおっしゃっておられますので、洋式化については、できるだけ早急に整備できるように取り組んでまいります。バリアフリーについては、建物ががっちりした構造なものですから、構造上対応できるのかどうか検討してまいります。

以上です。

○板垣致江子議員　終わらせていただきます。  
ありがとうございました。

○議長　以上で13番板垣致江子議員の一般質問  
は終了いたしました。御苦労さまでした。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は11時5分といたします。

午前10時52分　休　憩

午前11時05分　再　開

○議長　再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

### 高岡亮一議員質問

○議長　次に、5番高岡亮一議員。

〔5番 高岡亮一議員 登壇〕

○高岡亮一議員　5番高岡亮一です。

質問に先立ち、昨年3月議会において発議された、ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議に一人反対した者として一言申し述べさせていただきます。

ウクライナの南部ヘルソン州で6日に起きたカホフカ水力発電所のダム決壊が大きなニュースになっております。日本のマスコミは、ゼレンスキー大統領の言うままにロシア軍による破壊のように伝えていますが、真相はまだ明らかではありません。

昨年ウクライナは、このダムを破壊させて洪水を起こす試験を行っており、ロシアは国連事務総長に対してそのとき、カホフカ水力発電所に関するウクライナの挑発行為に注意を向けるよう求めていたことが明らかになっております。ロシア外務省は、水力発電所に対するウクライナのテロ行為を非難するよう国際社会に呼びかける一方、国連安全保障理事会に真相を明らかにすることを要請しております。

マスコミの一方的報道に惑わされることなく、真相解明に目を凝らさねばなりません。ロシアがなぜウクライナに攻め込まねばならなかった

のか、世界の半分以上はそのことを理解しているのです。かつてない大きな世の変わり目にあることを認識して、しっかり自分の頭で考え、判断、行動していかねばならないことを改めて訴えて、質問に入ります。

最初に、1番、コロナ禍総括ということですが、

議員に戻って3年が過ぎました。まさにコロナとともに歩んだ3年間でした。3年前の6月議会、22年ぶりの一般質問の冒頭でこう言いました。

世界中新型コロナで大騒ぎですが、冷静になってみると、コロナ自体については日本人はさほど恐れる必要もないように思います。

現在の新型コロナ感染者は1万7,000人、亡くなった人が922人ですが、2018年に日本でインフルエンザにかかった人が1,200万人、インフルエンザで亡くなった人が3,300人でした。また、アメリカの死者数が10万1,000人ですから、日本の922人はアメリカの1%以下です。人口10万人当たりにしても、アメリカの2.4%に過ぎません。アジアでは、モンゴル、ブータン、ラオス、ベトナム、カンボジアの5か国が死亡者ゼロということで、欧米人種とアジア人種の遺伝体質の違いも話題になっています。

また、統計が出た今年、今年とは、これ去年のことです。いや、2020年の1月から3月の全国の死者数を最近5年間の平均と比べると、今年0.7%下回っています。自殺者に至っては9%も減少しており、一人で大変な思いをすると死にたくなるが、みんな大変なのでおのずと励まし合い助け合いの気持ちになれるのです。

こう、3年前の6月議会で述べました。新型コロナという感染症自体については、そのとおりでした。

しかし、その後、当時は思ってもいなかった別問題が派生して深刻化することになります。そうした実情を象徴的にあぶり出したのが、NHK謝罪問題です。



5月15日夜のニュースウオッチ9が、コロナワクチン接種後に亡くなった人たちの家族の発言を、新型コロナウイルス感染症で亡くなった遺族であるかのような印象の放送を行い、ワクチン被害者の抗議を受けて、翌日の放送で謝罪に追い込まれたのでした。その背景は、新型コロナウイルス感染症による死亡者を取材しようとしたがなかなか見つからなかったため、ワクチン接種後の死亡者を感染症死亡者に見せかけたのではないかとも言われています。

そもそも老衰で死んでも、交通事故で亡くなっても、コロナ陽性であればコロナ死亡者に数えられ、当事者も医療機関も経済的支援が与えられるという仕組みがおかしかったわけで、令和2年の12月議会で申し上げたように、明治19年の山形県のコレラ患者数2,217名、そのうち亡くなった人が1,510名、致死率は実に68%、コレラにかかったら最後、3人に2人は死ななければならなかった。感染すれば、即、死を覚悟しなければならなかった。それに比べれば、このたびのコロナ騒ぎは、パンデミックというよりむしろマスコミのおおりに乗せられたインフォデミックであったのではないのでしょうか。

ともあれ、令和3年の9月議会で主張した2類相当指定感染症から5類感染症への見直しがようやく1か月前から実現し、3年間にわたるコロナ騒ぎは余韻を残しつつも収まってきました。ただ、コロナ騒ぎのどさくさに紛れて、まだ治験中の得体の知れないワクチン接種強行の影響は、今後まだまだ予断を許しません。

そのことも併せて、一日も早くまともな世の中に立ち返るため、コロナ禍の総括ということで、改めてこの3年間に振り返り質問したいと思います。

最初に、新型コロナウイルスという感染症そのものの総括ということでお尋ねします。

1、南陽市における新型コロナウイルス罹患者数と死者数は。

2、新型コロナウイルス感染罹患の実態をどう総括するか。深刻視されたのは、どのような点だったのか。当初その実態不明のため2類相当指定感染症に分類され、それが大きな混乱を招いたと言えるのではないかと。

2番目、次に、新型コロナウイルスという病気に対する恐怖によってもたらされた混乱の総括ということでお尋ねします。

1、新型コロナウイルス騒ぎが市経済に及ぼした影響について。コロナ対策予算の総額とその効果は。

2、新型コロナウイルス騒ぎが教育現場に及ぼした影響は。また、コロナ関連の予算の総額。

3つ目として、ワクチン接種についての総括ということでお伺いします。

1、ワクチン接種関連予算の市における総額は。

2、ワクチン接種効果をどう評価しているか。

3、ワクチン接種による副反応の南陽市における実態は。

4、HPVワクチン積極推奨の市長の真意をお聞かせいただきたい。

大きな2番目として、マスク化社会からどう脱け出すか。

大きな2つ目、マスク化社会からどう脱け出すかということを考えてみたいと思います。

この議場内、マスクしてないのは私1人。マスクの問題もコロナ禍に派生して起きてきたわけですが、私なりに重大な危機感を持ってこの問題を考えさせられているので、あえて独立して取り上げます。

5月8日になればみんな一斉にマスクを外すと思っていたのに、公的な場ではいまだに9割がマスク着用。外したくても外しにくい雰囲気。このまま放っておいていいのかという問題です。

まず、マスクの弊害についてどう認識しているか、お尋ねします。

次に、現況と今後についてどう考えるかについて、3つの方向からお答えいただきたい。

1つ、公的機関の現況と市関連機関の今後の方針は。

2、教育現場の現況と今後の方針は。

3、市民に対しての働きかけは。

大きな3番です。GIGAスクールについてお尋ねします。

GIGAスクールが具体化して2年がたちました。GIGAとは、Global and Innovation Gateway for ALLの略で、全ての児童・生徒のための世界につながる革新的な扉を意味するとのこと。5,000億円以上費やした一大国家的プロジェクトだったわけで、その成果の検証は極めて重要です。

以下の3点についてお尋ねします。

1、子供たちはどう変わったか。

2、問題点はないか。

3、今後の課題は。

以上、壇上からの質問といたします。よろしく御答弁のほどお願い申し上げます。

○議長 答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 5番高岡亮一議員の御質問にお答え申し上げます。

なお、新型コロナの混乱の総括における教育現場の影響についての御質問と、マスクの教育現場の現況と今後の方針についての御質問、GIGAスクールの成果についての御質問につきましては、教育長より答弁いたさせますので御了承願います。

新型コロナ感染症の総括の1点目、南陽市の新型コロナ罹患者数と死者数についてでございますが、市の数字は持ち合わせておりませんので、御理解賜りますようお願いいたします。

参考までに、5月9日までの国内の累計感染者数は3,380万3,572人、死亡者数は7万4,694人、山形県の累計感染症数は23万1,254人、死亡者数は370人となっております。

次に、2点目、新型コロナ感染罹患の実態の総括についてでございますが、発生当初は未知のウイルスのため、どの程度の影響があるか不明な状況であり、重症化リスク、感染リスクが高く、社会機能の維持も困難になることが懸念されたことから、行動制限を伴う2類相当指定感染症とされました。国においては、急速な感染拡大を防ぐために、緊急事態宣言の発出をはじめ検査体制の構築やワクチン接種の促進等の感染拡大防止策を実施してまいりました。

この間の研究により、新型コロナ感染症はウイルスの変異によって変化する特徴があり、オミクロン株による流行では、アルファ株やデルタ株と比較して酸素療法や人工呼吸管理を必要とする重症患者の割合が低下していることが報告されております。

また、軽症から中等症患者に投与可能な経口薬が承認され、医療現場に安定的に供給されるようになっております。

このようなことから、5月8日から感染症法上の位置づけが5類感染症へ変更されたと認識しております。

次に、新型コロナによる混乱の総括の1点目、市経済に及ぼした影響についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の長期化に加えウクライナへのロシアによる軍事進攻の影響により、世界的なサプライチェーンの混乱、燃料や原材料価格の高騰など、市経済に深刻な影響を及ぼしたと認識しております。

コロナ対策予算の総額とその効果についてでございますが、本市では新型コロナウイルス感染症対応及び燃料価格・物価高騰等への対策として、令和2年度から令和4年度までの総額で44億7,480万円を予算化し、臨機応変に必要な対応を実行してまいりました。

そのうち経済対策として、これまで第1弾から第20弾まで29の緊急経済対策事業を実施し、事業費の総額は約14億3,000万円となっております。

ます。主な支援内容としては、中小企業緊急経済対策利子補給・保証料補給事業、事業持続化給付金、新型コロナウイルス感染防止対策のための給付金など、事業者への積極的な支援を実施したことにより事業継続への一助となったものと認識しております。

また、市民生活・地元店応援プレミアムクーポン事業や全市民応援クーポン事業を実施したことにより、物価高騰の影響を受けた市民の皆様への支援として生活の下支えになったものと認識しております。

次に、ワクチン接種についての総括の1点目、ワクチン接種関連予算の総額についてでございますが、ワクチン接種関連予算は、令和2年度は1億9,831万8,000円、令和3年度は4,311万4,000円で前年度からの繰越しが1億9,233万8,000円、令和4年度は1億6,380万7,000円、前年度からの繰越しが1,608万2,000円、令和2年度から4年度までの総額が、4億523万9,000円でございます。令和5年度は、当初予算で8,190万2,000円、前年度からの繰越しが309万3,000円でございます。

なお、当初予算は接種回数等が未確定であったため年1回の接種分を計上しておりましたが、国の方針が決まり、今年度は春秋2回の接種を予定していることから、今定例会において9,492万9,000円の補正予算を提案しております。

次に、2点目、ワクチン接種効果の評価についてでございますが、日本で接種が行われている新型コロナワクチンは、新型コロナ感染症の発症を予防する高い効果があり、感染や重症化を予防する効果も確認されております。

厚生労働省によりますと、令和3年4月の臨床試験の追跡調査において、ファイザー社製の従来ワクチンで2回接種後、2か月から4か月時点での発症予防効果は90.1%であったと報告されております。ただし、コロナウイルスの変異によって免疫回避性が高まり、感染や発症を

予防する効果は従来株への効果と比べて徐々に低下する可能性はありますが、重症化予防効果は比較的高く保たれていると報告されております。

ワクチンの予防効果は100%ではないことを踏まえると、接種後も引き続き感染対策を継続することが重要と考えられます。

次に、3点目、ワクチン接種による副反応の南陽市における実態についてでございますが、これまで集団接種会場内で御気分が悪くなられ、救護室を利用された方は55人いらっしゃいましたが、いずれも短時間で回復されております。

次に、4点目、HPVワクチン積極推奨の真意についてでございますが、一言で申し上げれば、がんで悲しむ方を減らしたいということです。

HPVワクチンは、令和4年4月より国の積極的勧奨が再開しており、現在12歳から16歳までの女性のみを対象とした定期接種や、接種の勧奨が控えられていた時期に定期接種の年齢に該当したため機会を逃した17歳から26歳までの女性への接種を行っておりますが、接種率は低い状況となっております。

ウイルスの感染がきっかけで起こるがんの一つが子宮頸がんであり、ヒトパピローマウイルス、HPVの感染が原因と考えられております。このウイルスは、女性の多くが一生に一度は感染すると言われるウイルスであり、一度でも性的接触の経験があれば、誰でも感染する可能性があります。定期的な検診とともにワクチンで感染を防ぐことが、がんにならないための手段であり、子宮頸がんはワクチン接種で防げるがんと認識されていると承知しております。

したがって、HPVワクチンを効果的な時期に、すなわち性的接触の経験が発生する前に接種していただきたいと考えております。

また、男性がHPVワクチンを接種することにより、HPVが原因とされる男性特有のがん

を含む病気の発症を防ぐほか、大切なパートナーの子宮頸がんの予防に一定の効果が期待できることから、性別に関係なく接種をすることで男女双方の感染リスクの減少を図ることを目的に、南陽市では山形県で初めて6月から男性へのHPVワクチン接種助成を実施することといたしました。

次に、マスクの弊害についての認識についてでございますが、科学的な知見に基づいたマスクの弊害の存在につきましては承知しておりません。ただ、運動時にやや息苦しさを感じることや、顔の表情の認知が困難な傾向にあると認識しております。

次に、今後についての1点目、公的機関及び市関連機関の現況と今後の方針と、3点目、市民に対しての働きかけについてでございますが、市の施設の現況につきましては、厚生労働省が示しているマスク着用の考え方に従い対応することとしております。

具体的には、1点目としまして、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねること。2点目としまして、例えば医療機関、高齢者施設などを受診または訪問する際や、混雑したバスや電車内など、場所に依じての着用を推奨すること。3点目としまして、感染対策をすることもやめることも強要されることがないように、個人の選択を尊重するよう配慮することとし、このことは、5月16日号の市報にも掲載し周知を図っております。

今後も国の方針、考え方を踏まえまして、適切な感染対策の普及、啓発に努めてまいります。

私からは以上でございます。

○議長 答弁を求めます。

長濱教育長。

○教育長 5番高岡亮一議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、1点目、コロナ禍総括、新型コロナ騒ぎが教育現場に及ぼした影響は。また、コロ

ナ関連の予算の総額はについてでございますが、1年目は、卒業式や入学式等儀式的行事、県中学校総合体育大会など、規模の縮小や中止をせざるを得ない状況がございました。

2年目は、様々な通知を受け、その都度対応を更新しながら教育活動を展開することになりました。断続的に臨時休業を実施しなければならない状況もあり、感染症対策と子供たちの学びの継続を両立させるために、知恵を出し合い工夫しながら教育活動を展開してまいりました。

3年目は、制限が少しずつ緩和された中で、教育活動についてもコロナ禍前の状態へと近づいてきたものと認識しております。

この間、多様な子供が集う学校ならではの集団的な活動や体験的な活動等の実施が難しく、仲間と共に汗を流したり感動を共有したりする機会や日常的な交流も減少し、子供同士、子供と教員、保護者の皆様と学校など、互いの信頼関係づくりにも影響があったものと捉えております。

一方、1人1台端末を活用した学習や制限の中での創意工夫のある取組は、協働的に学ぶ喜びを再確認するとともに、慣例にとらわれずこれまでの教育活動を振り返り、新たな学びの価値を創出することができたと認識しております。

なお、新型コロナウイルス感染症対応及び燃料価格・物価高騰等への対策予算のうち教育関連の総額は、3億8,797万円となっており、主にGIGAスクール関連事業や小中学校用衛生消耗品購入事業の予算でございます。

次に、御質問の2点目、マスク化社会からどう脱け出すかのうち、教育現場の現状と今後の方針についてお答え申し上げます。

現在、市内各小中学校においては、文部科学省が示している令和5年5月8日付、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づき対応することとし、市教委としても保護者の皆様へ文書にて具体的対応

をお知らせしております。マスクの取扱いについては、児童生徒及び教職員に対してマスクの着用を求めず、個人、家庭の判断を基本としております。

なお、基礎疾患があるなど様々な事情によりマスクの着用を希望する児童生徒がおりますので、マスクの着脱を強いることのないように、また、着用の有無による差別、偏見等がないように、適切な指導を確認しているところでございます。

現状といたしましては、常時マスクを着用している児童生徒もおりますが、着用しない児童生徒も徐々に増加しており、状況や場面に応じそれぞれが判断し、適切に着脱していると捉えております。

今後は、気温の上昇等による熱中症予防なども勘案し、児童生徒の安全安心な学校生活に向け、必要に応じ着脱の指導を行うとともに、保護者の皆様方からも御理解が得られるよう情報の提供、共有に努めてまいります。

次に、御質問の3点目、GIGAスクールの成果についてお答え申し上げます。

まず、1点目、子供たちはどう変わったかでございますが、1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、子供たちの情報活用能力などの学習の基盤となる資質や能力を一層確実に育成できる教育環境の実現を目指してまいりました。2年間の取組の中で、子供たちは1人1台のタブレット端末を学習ツールとして活用するスキルを高め、疑問に思うことを主体的に調べたり、自分の考えをグラフや図、写真を使って分かりやすく表現しようという意欲を高めたりと、多様な学習を充実させております。

また、電子黒板と併せて活用することにより、可視化された友達の考えから協働的な学びの中で自らの考えをより高めているといった効果について報告を受けております。

次に、2点目の問題点はないかについてでございますが、多くの情報を簡単に得ることができるようになったことで、適切な情報を主体的に取捨選択するスキルや情報モラルについて、児童生徒と共に考えていく必要性が高まっていると捉えております。

また、視力や姿勢といった成長期の子供たちの健康面の課題についても憂慮されるものと認識しております。

最後に、3点目の今後の課題はについてでございますが、ICT機器を効果的に活用した教育と同時に、本物に触れる機会を大切に、体験活動の充実を図りながら豊かな情操の醸成を土台とし、総合的な人間力の育成を図っていくことが重要であると考えております。

その上で、まず、2点目で申し上げた情報モラルや健康面に関する指導を充実させるとともに、児童生徒のスキルも高まってきたことから、より多様な活用の実現に向け、教職員の資質向上に向けた研修の実施やサポート体制を充実させる取組が必要不可欠であると捉えております。

さらに、ICT機器を活用すること自体が目的化してしまわないよう十分に留意し、子供たちが自らの学習を調整しながら主体的に学んでいく力を高めていくこととともに、不登校支援や特別支援教育の充実、教職員の働き方改革での活用などを通じて検証を重ね、学校教育が直面する課題の解決に向けて努めてまいります。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

5番高岡亮一議員。

○高岡亮一議員 いろいろ内容豊富なあれで、答弁ありがとうございました。ちょっといろいろあるんですけども、ちょっと絞っていきたいと思います。

最初に、HPVワクチン積極推奨の真意はということでお尋ねしたんですけども、私の思っていたのとは、実は私、ちょっと5月3日、

二十歳のつどいに参列することができました。壇上はほとんどみんなマスクなのに、参加者はマスクをしていない方が多かったようで、ほっとさせられました。

実はその前日、南陽市では下記により男性へのHPVワクチンの接種補助を実施します。なお、男性を対象としたHPVワクチンの接種補助は、県内初の実施となりますというファクスが入っていました。けげんに思っていたら、なんと式典の市長式辞がHPVワクチンの勧め一本でした。

話の導入が、30センチに込めた二十歳の決意という見出しのその日の山形新聞で、抗がん剤で髪の毛を失った人に医療用かつら用の髪を寄付するヘアードネーション協力、この集いを機に髪を切ったという二十歳になった浜田耀介君の紹介から始まり、子宮頸がんの話になりました。ワクチンの勧めは、女性だけでなく男性にも向けられました。女性特有の子宮頸がんや外陰がんだけでなく、男性自身の肛門がんや陰茎がん、中咽頭がんの予防にも効果があります。そして、自分が感染源となることを防止し、大切なパートナーの健康と命を守ることに繋がりますと、自分のためだけではないことも強調されました。

実は昨年9月議会の決算委員会で、若い女性がのたうち回るHPVワクチンの副反応動画を見て、私なりに非常に不安に思っているところですので、副反応の恐ろしさというものも頭に置きながら、この問題についても慎重に考えていただきたいというを要望しておきますと申し上げた経緯があるだけに、二十歳のつどいという晴れの場での市長式辞が、事もあろうにHPVワクチンの勧めに終始したことは、非常にショックだったことをお察しいただきたい。

そもそもHPVとはヒトパピローマウイルスの略で、皮膚病や性感染症の原因となるウイルスです。HPVウイルスに感染して子宮頸がん

になるのは、1,000人中1人か2人です。しかも、HPVウイルスの90%は2年以内に自然消滅してしまいます。子宮頸がんが死ぬよりもワクチンで死ぬほうが18倍も多いということで、インドではHPVワクチンはもうけのためだ、児童虐待だとまで言って、ワクチン接種を進めるビル・ゲイツ財団による公衆衛生団体への資金提供を阻止しています。

薬は病人相手ですが、ワクチンは健康な人が相手ですから、その対象は無限です。銭金目的の企業にとって、これほどいいターゲットはありません。製薬業界のマーケティング戦略をしっかり見抜いて生きてゆかねばならない、そのことを教え諭すことが私にとっては重要と思うのですが、いかがでしょうか、お尋ねします、市長。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 高岡議員が従来から主張されているワクチンの危険性については、私の認識ではメッセンジャーRNAワクチン、新型コロナウイルスの予防のために新たに取り入れられた技術のワクチンのみが、議員がおっしゃっている危険なワクチンという御主張の対象だというふうに思っておりましたが、このHPVワクチンについてもおっしゃっているということで認識しました。

このワクチン接種の推奨について、私も二十歳のつどいで市長の式辞として申し上げることは、相当な時間悩み抜きました。その結果、二十歳の皆さんが集団で集う場所というのはいくらも二度とないということを考えて、この機会に申し上げるしかチャンスはないために、二十歳のつどいで積極勧奨が控えられていた二十歳の皆さんにワクチンで予防できるがんであるということを知ってほしい、そして国も積極勧奨を控えていた時期の皆さんを救うためにキャッチアップ接種ということで無料で接種できる、女

性は無料接種できる体制を整えている。しかしながら、男性もこれはピンポン感染するものがありますので、南陽市では一刻も早く男性にも予防してもらえるように独自の助成をすることとしたことをお話をさせていただきました。

これは、ワクチンでこのがんが予防できるのか、できないのかという認識だと思います。また、副反応の認識の相違であろうとも思います。

ただ、副反応があることは事実です。副反応のないワクチンはこの世に存在しません。例えば手術で全身麻酔を行います、そのときに患者は10万人に1人は目覚めることがない、このことに同意しますか、しませんかというサインをした上で全身麻酔を受けます。それと同様に、ワクチンやあらゆる薬剤についても様々な影響はある、しかし、それ以上に救われる命が圧倒的に多いといったことから、公衆衛生の観点上、全世界で接種されているものと認識しております。

○議長 5番高岡亮一議員。

○高岡亮一議員 私がコロナのワクチンについて反対するだけでなく、いろんなワクチン、何でHPVワクチンが8年間も使われないままだったのか、それなりの理由があるわけで、その辺についても市長なりに独自に調べていただきたいです。それで、私が先ほど申し上げたことも御理解いただきたい。ワクチンで亡くなっている人のほうが多いと、子宮頸がんよりも、そういった情報もあります。その辺、これ以上これもう言いません。もっと大事なことがまだあるんで。

マスクの弊害について、これ案外マスクの弊害についての認識が軽いなど、市長の答弁お聞きして思いました。

マスクの弊害について上げれば切りがありません。マスクをしていれば、血液中の二酸化炭素濃度が上がります。子供を対象にした研究によると、その影響は子供の年齢が低いほど大き

く、たった3分で二酸化炭素は基準値の3ないし12倍になります。その分、当然血中酸素は低くなり、精神、身体に及ぼす影響は計り知れません。とりわけ妊婦さんの低炭素がお腹の子供にどんな悪影響を与えていることか。

世界のマスクの85%は中国で作られているそうです。日本の安価なものは、全て中国製と考えていいようです。

ドイツハンブルグの環境研究所の分析によると、特に安価なマスクからは数多くの化学物質が検出され、マスクの長期の着用は将来的な発がんや肺損傷に結びつく可能性が極めて高いとのこと。ドイツにおいてマスクの副作用についての多くの研究を統合した結果、新型コロナ感染症よりも長期のマスク着用のほうがはるかに健康に有害。特に児童には壊滅的と結論づけられたとのこと。

さらに、顔が半分しか見えないことの弊害も深刻です。

アメリカでは、言語の遅れを持つ乳幼児の率が364%増加したとの報道がありました。パンデミック以前の子供たちのIQを100とした場合、パンデミック中に生まれるかあるいは成長した小さな子供たちのIQ平均値は78という調査結果もあります。そして、恐ろしいのは、そのことに対する今からの根本的な対処方法は何もない、全てが手遅れだということです。3歳くらいまでの乳幼児期の脳の発達の遅れは、何をどうやっても後からは取り戻せないという現実です。

では、こうした弊害があるにもかかわらずマスクを外さないのはなぜなのか。

先日、東京駅のホームで新幹線を待つ間、1列並びのエスカレーターを上から見下ろしマスク着用数を数えたところ、おおよそ70、80%がマスクを着用していました。マスクをしていた自分の体験も振り返りつつ深刻に思うのは、顔を隠して生きることの気楽さを手放したくない、

そんな気持ちが多分にあるのではないだろうかということ。この先一体どんな世の中が待っているのか。ふと振り返れば、お互い顔をさらし合って生きてゆける人間関係のありがたさ、かけがえのなさを今思います。

チャットGPTがここでも話題になりましたが、AIがどんどん人間に近づくのに反比例するかのように、人と人とのつながりがあって初めて人間と言える人間が、マスクによってどんどん自分だけの世界に閉じこもっていくことを何とかしなければならぬと切に思うのですが、市長、いかがお考えでしょうか。

○議長 市長。

○市長 児童には壊滅的とおっしゃいましたが、うちに5人の子供がおりまして、1人は既に東京で学生生活を送っておりますけれども、その下の4人の児童生徒、誰も壊滅していません。壊滅した方がいらっしゃったら、連れてきて見せていただきたいというふうに思っています。

議員おっしゃっていることは、そういうふうに主張される方がおられるということは認識しておりますし、先ほどのHPVについても、そういった主張があることについては私も認識しております。

しかしながら、科学的に正しく情報収集して、分析して、判断して、行動しようとした場合に、マスクをしている群とマスクをしていない群で比較した結果、先ほどIQの話もなさっておられましたが、それが世界中の研究者からきちんと査読されて認められているのかどうか、そういったことが我々の行政としての行動基準、判断基準となるわけで、そうした意味においては、マスクについてそういった弊害が、世界的に権威のある団体や科学者によって既に結論づけられたという事実については、私は承知しておりません。

○議長 5番高岡亮一議員。

○高岡亮一議員 これ、私申し上げるのは、も

う現実に査読済みの論文で数多く出されています。それ、ちょっとネットで調べれば、マスクがどんなに大きな影響を与えるか。今壊滅的だったらそれ連れてこいと、そういった問題じゃないでしょう。これからのことを心配しているんですよ、これからですよ、問題は。それを、前もって、そういう危険性があるんだったら、それを避けるのが当然でないですか。

私、先ほどの市長の最初の答弁聞きまして、弊害についての認識が甘い、まだまだ深刻に考えなければならぬ。で、私あえて自分の体験に照らして言ったんです。実際マスクしたほうがどこ行くにも気楽。もう顔見せないで、もう私、帽子かぶれば誰にも分からない。本当に気楽です。

果たしてそれでいいのかと。どんどんどんどん人間関係が、もう本当に顔分からないですよ、市の職員でも私は。3年前から、戻ってきて分からない人がいっぱいいます。たまたま酒飲む機会でもマスクを外して、ああそういう顔だったのかと、これ現実。事の重大さをちょっとみんな一人一人考えていただきたい。マスクは何か一日も早くみんな外せる、外す、そういった状態になってほしいと切に願います。

ちょっと時間ないので、最後、GIGAスクール。

これGIGAスクールね、これ教育長答弁お聞きしたけれども、これ、一番今問題になっているのは、やっぱり格差。いろんな学校内で実際にGIGAスクール、GIGAスクールというかタブレット。タブレットを積極的に使うことができるクラスとあまり使わない、それは地域にも大きな差がある。山形県の場合は、これ全国の統計ありますけれども、山形県の場合は毎日使うのが47%だけで、まあまあ中ぐらい、平均からすると低いようです。

ただ、この格差の問題をどういうふうにかとすることで、これ私なりに思うのは、こ



れ横並びを求めては絶対いけない、横並びを求めては絶対いけない。どんどんどんどんできる人はどんどんどんどん前へ進んでほしい。そして、その前に進んだ成果をどんどんどんどん外に出して、そしてみんながそれを一緒になってやっていく。もう格差は当然です。パソコン苦手、そういうのが苦手だという先生は当然いるわけで、だからそういう人をおもんばかって、ここまで行ったら悪い、それをやっちゃ絶対駄目。

そういう意味で、先ほどいろんな研修の機会というものをつくっておられるというのは教育長の答弁で意を強くしたんですけれども、何とかそういう事例発表なり、そういったことをやって、どんどんどんどん前に出る人はどんどん出て行って、新たなところをどんどん開発して行ってほしいと思いますけれども、その辺、学校教育課長。

○議長 答弁を求めます。

佐野学校教育課長。

○学校教育課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

議員御指摘のとおりと私も承知しているところでございます。あくまでタブレットは学習のツールでございますので、使うことが目的化しないように、先ほど教育長が答弁しましたが、ツールを使って広がる学びの可能性、これが広がったということは、学校現場にとってかなりいい効果だなというふうに思っていますので。現在、南陽市の教育研究所でも研修の機会を増やしたり事例を集めて、広く教職員に共有したりということについて取り組んでいるところでございます。

今後もその努力は努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長 5番高岡亮一議員。

○高岡亮一議員 これ、あくまでツールなわけですけれども、今教育が各地域で大きく変わる

とすれば、これをどういうふうに上手にこのツールを使いこなしていくかということが大きな分かれ目になると思います。

そういった意味で、この南陽市から南陽市の教員の中でできるだけそういうふうな積極的なツール活用の機運、そういったものを巻き起こすような、そういった行政からの指導を要望して、私の質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

○議長 以上で5番高岡亮一議員の一般質問は終了いたしました。御苦労さまでした。

以上をもちまして、通告されました6名の一般質問は全て終了いたしました。長時間御苦労さまでした。

質問された議員、答弁なされた執行部各位の労をねぎらい、今後の市政運営に生かされることを期待しております。

~~~~~

散 会

○議長 本日はこれにて散会いたします。

御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いいたします。

どうも御苦労さまでした。

午前11時56分 散 会

令和5年6月16日（金曜日）

本 会 議

令和5年6月16日（金）午前10時00分開議



議事日程第4号

令和5年6月16日（金）午前10時開議

議会報告 議会運営委員長報告

日程第 1 議案の訂正について
議第29号 令和5年度南陽市一般会計補正予算（第3号）

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

出 欠 席 議 員 氏 名

◎出席議員（17名）

1 番	伊 藤 英 司	議員	2 番	佐 藤 憲 一	議員
3 番	山 口 裕 昭	議員	4 番	島 津 善 衛 門	議員
5 番	高 岡 亮 一	議員	6 番	高 橋 一 郎	議員
7 番	舩 山 利 美	議員	8 番	山 口 正 雄	議員
9 番	片 平 志 朗	議員	10 番	梅 川 信 治	議員
11 番	川 合 猛	議員	12 番	高 橋 弘	議員
13 番	板 垣 致 江 子	議員	14 番	高 橋 篤	議員
15 番	遠 藤 榮 吉	議員	16 番	佐 藤 明	議員
17 番	殿 岡 和 郎	議員			

◎欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

白岩孝夫	市長	大沼豊広	副市長
穀野純子	総務課長	嶋貫憲仁	みらい戦略課長
佐野毅	情報デジタル 推進主幹	高橋直昭	財政課長
板垣幸広	税務課長	高野祐次	総合防災課長
竹田啓子	市民課長	尾形久代	福祉課長
大沼清隆	すこやか子育て 課長	嶋貫幹子	ワクチン接種 対策主幹（兼） 観光振興主幹
寒河江英明	農林課長	長沢俊博	商工観光課長
川合俊一	建設課長	佐藤和宏	上下水道課長
高橋宏治	会計管理者	長濱洋美	教育長
鈴木博明	管理課長	佐野浩士	学校教育課長
山口広昭	社会教育課長	土屋雄治	選挙管理委員会 事務局長
山内美穂	農業委員会 庶務局長		

事務局職員出席者

安部真由美	事務局長	太田徹	局長補佐
小阪郁子	庶務係長	丸川勝久	書記

~~~~~

## 開 議

○議長（船山利美議員） 御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いいたします。

おはようございます。

御着席願います。

これより、本日の会議を開きます。

ただいま出席されている議員は、17名全員であります。

よって、直ちに会議を開きます。

なお、当局より、説明員青木 勲代表監査委員、矢澤文明監査委員事務局長が都合により欠席する旨通知がありましたので、御報告いたします。

本日の会議は、お手元に配付してございます議事日程第4号によって進めます。

~~~~~

議会報告 議会運営委員長報告

○議長 ここで、本日の会議の運営等について、議会運営委員長より報告を願います。

議会運営委員長 山口正雄議員。

〔議会運営委員長 山口正雄議員 登壇〕

○議会運営委員長 おはようございます。

私から、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日の議会運営について、6月12日に当局より大沼副市長、総務課長、財政課長及び社会教育課長の出席を求め、議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果を御報告いたします。

初めに、本日の会議の日程でありますがお手元に配付してあります議事日程第4号により行うことといたしました。

次に、議案の訂正についてであります、訂

正理由の説明を求め、質疑、承認の順で行うことといたしました。

なお、さきに配付しております会期日程表では、本日は本会議を休会として予算特別委員会を開催していただく予定としておりましたので、本会議終了後、引き続き、予算特別委員会を開催していただくことといたしました。

以上、本日の議会運営につきまして、議会運営委員会において協議、決定いたしましたので、議員各位の御賛同と御協力を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

~~~~~

## 日程第1 議案の訂正について

○議長 日程第1 議案の訂正についてを議題といたします。

この際、市長に対し、議第29号 令和5年度南陽市一般会計補正予算（第3号）の訂正理由の説明を求めます

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 おはようございます。

本定例会において御提案いたしました議第29号 令和5年度南陽市一般会計補正予算（第3号）における10款教育費、5項社会教育費、6目文化財保護費、節説明欄2番文化財保護一般事務費熊野大社拝殿屋根修繕事業補助金につきまして、今議会に提案することは総合的に判断して時期尚早であるため、この予算を削除いたしたく、南陽市議会会議規則第19条の規定により、議案の訂正をいたすものでございます。

議員各位におかれましては、お手間をかけますことをおわびを申し上げます。

以上、議案の訂正につきまして説明申し上げましたが、御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第29号の議案の訂正については、これを承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、議第29号の議案の訂正については、これを承認することに決しました。

~~~~~

散 会

○議長 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いいたします。

どうも御苦勞さまでした。

午前10時04分 散 会

令和5年6月21日（水曜日）

本 会 議

令和5年6月21日（水）午前10時00分開議



議事日程第5号

令和5年6月21日（水）午前10時開議

議会報告 議会運営委員長報告

日程第 1 表彰状の伝達

(総務常任委員長報告)

日程第 2 議第 30号 南陽市赤湯財産区温泉条例の一部を改正する条例の制定について

(文教厚生常任委員長報告)

日程第 3 議第 31号 南陽市児童館条例の一部を改正する条例の制定について

(産業建設常任委員長報告)

日程第 4 議第 32号 南陽市道路線の認定について

日程第 5 請願第1号 食料・農業・農村基本法の見直しに関する請願について

(予算特別委員長報告)

日程第 6 議第 29号 令和5年度南陽市一般会計補正予算（第3号）

(追加議案)

日程第 7 議第 33号 令和5年度南陽市一般会計補正予算（第4号）

日程第 8 発議第3号 食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見書の提出について

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

出 欠 席 議 員 氏 名

◎出席議員（17名）

1 番	伊 藤 英 司	議員	2 番	佐 藤 憲 一	議員
3 番	山 口 裕 昭	議員	4 番	島 津 善 衛 門	議員
5 番	高 岡 亮 一	議員	6 番	高 橋 一 郎	議員
7 番	舩 山 利 美	議員	8 番	山 口 正 雄	議員
9 番	片 平 志 朗	議員	10 番	梅 川 信 治	議員
11 番	川 合 猛	議員	12 番	高 橋 弘	議員
13 番	板 垣 致 江 子	議員	14 番	高 橋 篤	議員
15 番	遠 藤 榮 吉	議員	16 番	佐 藤 明	議員
17 番	殿 岡 和 郎	議員			

◎欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

白岩孝夫	市長	大沼豊広	副市長
穀野純子	総務課長	嶋貫憲仁	みらい戦略課長
佐野毅	情報デジタル 推進主幹	高橋直昭	財政課長
板垣幸広	税務課長	高野祐次	総合防災課長
竹田啓子	市民課長	尾形久代	福祉課長
大沼清隆	すこやか子育て 課長	嶋貫幹子	ワクチン接種 対策主幹（兼） 観光振興主幹
寒河江英明	農林課長	長沢俊博	商工観光課長
川合俊一	建設課長	佐藤和宏	上下水道課長
高橋宏治	会計管理者	長濱洋美	教育長
鈴木博明	管理課長	佐野浩士	学校教育課長
山口広昭	社会教育課長	土屋雄治	選挙管理委員会 事務局長
青木勲	代表監査委員	矢澤文明	監査委員事務局長
山内美穂	農業委員会 事務局長		

事務局職員出席者

安部真由美	事務局長	太田徹	局長補佐
小阪郁子	庶務係長	丸川勝久	書記

~~~~~

## 開 議

○議長（船山利美議員） 御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いいたします。

おはようございます。

御着席願います。

これより本日の会議を開きます。

ただいま出席されている議員は、17名全員であります。

よって、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してございます議事日程第5号によって進めます。

~~~~~

議会報告 議会運営委員長報告

○議長 ここで、本日の会議の運営等について、議会運営委員長より報告を願います。

議会運営委員長 山口正雄議員。

〔議会運営委員長 山口正雄議員 登壇〕

○議会運営委員長 おはようございます。

6月定例会の最終日であります本日の議会運営について、先ほど議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果を御報告いたします。

初めに、付託議案及び請願の審査の結果についてであります。各常任委員長報告、続いて予算特別委員長から報告を受け、それぞれ質疑、討論、表決を行うことにいたしました。

次に、本日追加されます議案について申し上げます。追加議案は、補正予算案1件、発議案1件の計2件であります。

補正予算案1件につきましては、提案理由説明、質疑省略、予算特別委員会に付託し、本会議休職中、同委員会を開催し審査をいただき、審査終了後、本会議再開、予算特別委員長報告、

質疑、討論、表決の順で行うことといたしました。

発議案1件につきましては、提案理由説明、委員会付託省略、質疑、討論、表決の順で御審査くださるようお願いいたします。

次に、本日の会議の日程であります。お手元に配付してあります議事日程第5号により行うことといたしました。

以上、本定例会の最終日の運営につきまして、議会運営委員会において協議決定いたしましたので、議員各位の御賛同と御協力を賜りますようお願いを申し上げ、御報告といたします。

~~~~~

## 日程第1 表彰状の伝達

○議長 日程第1 表彰状の伝達を行います。

去る6月14日、東京で開催されました第99回全国市議会議長会定期総会において、市議会議員35年在職として、殿岡和郎議員、佐藤 明議員の2名が表彰されました。

同じく、市議会議員15年在職として、梅川信治副議長、高橋 弘議員、川合 猛議員、片平志朗議員の4名が表彰されました。

受賞されました各位には、その御功績に対し、心より敬意を表します。

それでは、これより表彰状の伝達を行います。

○事務局長 初めに、市議会議員在職35年表彰を行います。

お名前をお呼びしますので、前にお進み願います。

殿岡和郎議員、佐藤 明議員。

(表彰者登壇)

## 表 彰 状

南陽市 殿 岡 和 郎 殿

あなたは市議会議員として、35年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に

著しいものがありますので、第99回定期総会にあたり、本会表彰規程によって特別表彰をいたします。

令和5年6月14日

全国市議会議長会  
会長 坊 恭 寿

---

表 彰 状

南陽市 佐 藤 明 殿

あなたは市議会議員として、35年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第99回定期総会にあたり、本会表彰規程によって特別表彰をいたします。

令和5年6月14日

全国市議会議長会  
会長 坊 恭 寿

○事務局長 次に、市議会議員在職15年表彰を行います。

お名前をお呼びしますので、前にお進み願います。

梅川信治副議長、高橋 弘議員、川合 猛議員、片平志朗議員。

(表彰者登壇)

---

表 彰 状

南陽市 梅 川 信 治 殿

あなたは市議会議員として、15年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第99回定期総会にあたり、本会表彰規程によって表彰いたします。

令和5年6月14日

全国市議会議長会  
会長 坊 恭 寿

---

表 彰 状

南陽市 高 橋 弘 殿

あなたは市議会議員として、15年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第99回定期総会にあたり、本会表彰規程によって表彰いたします。

令和5年6月14日

全国市議会議長会  
会長 坊 恭 寿

---

表 彰 状

南陽市 川 合 猛 殿

あなたは市議会議員として、15年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第99回定期総会にあたり、本会表彰規程によって表彰いたします。

令和5年6月14日

全国市議会議長会  
会長 坊 恭 寿

---

表 彰 状

南陽市 片 平 志 朗 殿

あなたは市議会議員として、15年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第99回定期総会にあたり、本会表彰規程によって表彰いたします。

令和5年6月14日

全国市議会議長会  
会長 坊 恭 寿

○議長 ただいま表彰状の伝達を行いました。各議員は地方自治の進展に多大なる御功績を上げられ、これが認められ表彰されました。誠にありがとうございます。

今後とも市政の発展と市民福祉の向上にますますの御活躍をお願い申し上げ、お祝いの言葉といたします。

それではここで、このたび受賞されました皆さんを代表して殿岡和郎議員から御挨拶をお願いいたします。

登壇の上、お願いいたします。

〔17番 殿岡和郎議員 登壇〕

○殿岡和郎議員 おはようございます。

ただいまは、舩山議長より35年表彰、そして15年表彰の全国議長会からの伝達をいただきました。本当にありがとうございました。

さて、ちょうど35年前は今の議員の数にプラス10名でした。プラス10名ですよ、もう満席です。結局27名だったんですね。非常ににぎやかなスタートでございました。

あの頃は、現在よりも1万人も人口の多い4万前後でございました。まず、大竹俊博市長と我々議員は、じゃ、5万人都市構想を立ち上げようということになりました。そして、5万人都市構想の中心となったものが、たくさんの行事であり、施設であり、事業でございました。まず、一番は人を集めなければいけない、にぎやかにしなければいけない、そういう時代でありました。夕鶴の里、それから結城記念館、高ツムジ山あるいはプラスして山形新幹線がそのとき開通いたしました。私も議会の幹部として、市長共々、赤湯駅で天皇陛下、皇后陛下のお出迎えをいたしました。今でも頭に残っております。

それから、大竹市長は、先ほど申し上げましたとおり、何ととっても観光だと、何ととっても働く職場だということで、我々議員と共にやりました。彼は、知っているとおおり、社会党系でありますけれども、私たち自由民主党の保守のグループがございました。それは、6名を中心として天下の保友クラブというものを結成をして、大竹市長と共に、一緒にやってみりました。

特に働く職場、それじゃ、工業団地、私も企業誘致委員長でしたので、三重県、和歌山県、愛知県、そして東京の晴海埠頭の事業、あるいはいろいろな催しに参加をさせていただきました、そのせいも少しはあったのか、その後、だ

んだんと企業にも目をかけてくれるようになり、現在の南陽市の工業団地のスタートだったというふうに思っております。

非常に残念なことが2つあります。

1つは、宮内高等学校の跡地に医療大学を持ってくると、そういうお話がありまして、みんなでそのために頑張りました。もう何百人も医療の勉強をする子供たちが南陽市に、宮内に来るわけですから、新町、糺町、田町、そして本町、あの商店街は非常に喜んで、それじゃ、店を拡張しなねなど、スナックを設けんないな、あるいは飲み屋も必要だべな、当然、商店街は意気込みました。しかし、残念ながらいろいろな事情によって、大竹市長が千葉まで出向いて頑張ったんですが、それは果たせませんでした。非常に今の南陽市の憂世について、悲しい1つの出来事でございました。

もう1つ、今あります置賜総合病院、高島町と南陽市で県を抱き込んで、置賜に県立の病院をつくろう、そういう意気込んだのもその当時でございました。ところが、高島町の町長が突然、私は私でつくりますと、こういうふうには訴えました。何ともしようがなくなりました。私たちが当時からの委員でしたから、何といたって南陽に県立の病院ということで頑張りました。私も委員として、梨郷に中野、大作という地区ががございます。そこの10町歩集めんべ、市長共々、内々に頑張っていた矢先でありました。ところが、高島に手を下ろされましたから、川のこっちは南陽だけになりました。向こうは飯豊、長井、川西が向こうですから、何といたっても、私も会議で何回も言いましたが、やっぱり川の向こうに引っ張られてしまいました。これはやむを得ないと思います。誰が悪いとは言いませんが、非常に残念で、残念でたまりませんでした。今頃、梨郷が、中野、大作があそこに置総が来て、にぎやかになって、加えて南陽市も非常に発展したのではないかと、今でも悔

しくてたまりません。

でも、これもしようがありません。でも、大竹市長共々、さっきも申し上げました天下の保友クラブ6名が全力で支え、そしてほかの議員も力を合わせて南陽市を今のようにやったと、私は自負しております。

もう非常に時計を気にする人がおりますのでやめますけれども、本当に35年間、佐藤 明議員共々一生懸命やっただけでおります。皆さんも、10名少なくなりましたけれども、今の市長と手を携えて頑張っていたきたいし、私も粉骨砕身協力をしていきたいなど、こう思っております。

最後になります。もうさっき4名の方が挨拶する機会を与えられませんでしたけれども、これは證誠殿でゆっくり御挨拶いただけたというふうに言われておりますので、御礼の気持ちと、それから御報告を終わりたいと思います。

長い間、ありがとうございました。

(拍手)

○議長 以上で、表彰状の伝達は終了いたしました。

次に進みます。

~~~~~

(総務常任委員長報告)

日程第2 議第30号 南陽市赤湯財産区温泉条例の一部を改正する条例の制定について

○議長 日程第2 議第30号 南陽市赤湯財産区温泉条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

ただいま議題となっております議案1件について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 山口裕昭議員。

[総務常任委員長 山口裕昭議員 登壇]

○総務常任委員長 おはようございます。

ただいま殿岡議員の挨拶が長かったので、ちょっと短めに私のほうから報告させていただきます。

本定例会において、当委員会に付託されました議案1件について、日程に従い、去る6月12日午前10時から議員全員協議会室において、関係課長等の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議第30号 南陽市赤湯財産区温泉条例の一部を改正する条例の制定についてを申し上げます。

本案は、内湯旅館営業者からの温泉供給許可申請に基づき、供給湯量の一部変更を行うため、条例の一部を改正するものであります。

当局から、内湯旅館営業者「近江屋」が令和5年6月末に廃業することから、「近江屋」が持つ温泉受給権を全量「いきかえりの宿滝波」に譲渡するため、温泉受給者から「近江屋」の項を削除するとともに、譲渡を受けた「いきかえりの宿滝波」から出された温泉供給許可申請に基づき、「いきかえりの宿滝波」の温泉供給量を79.2リットルから90.0リットルに変更するもので、令和5年7月1日から供給開始予定であるとの説明がありました。

委員からは、受給施設の件数と総供給湯量の質問があり、受給施設は公衆浴場が3か所、内湯旅館営業者が今回の改正により13から12に減少、介護・医療施設が2施設、公共施設が2施設の合計で19施設であること。また、総供給湯量は823.6リットルで変わりがないとの説明がありました。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 これより質疑に入ります。

ただいまの総務常任委員長の報告に対し、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第30号 南陽市赤湯財産区温泉条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、議第30号は、総務常任委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

(文教厚生常任委員長報告)

**日程第3 議第31号 南陽市児童館条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長 日程第3 議第31号 南陽市児童館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

ただいま議題となっております議案1件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 片平志朗議員。

〔文教厚生常任委員長 片平志朗議員 登壇〕

○文教厚生常任委員長 おはようございます。

私から文教厚生常任委員会の報告を申し上げます。

本定例会において、当委員会に付託されました議案1件について、日程に従い、去る6月13日午前10時から議員全員協議会室において、関係課長等の出席を求め、委員会を開催し慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

本案は、児童館の使用制限の規定を見直すほ

か、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

当局より、条例第4条の使用制限の規定に「精神異常者」という文言があり、この言葉自体は差別用語ではないものの、様々な状態を含みうる曖昧な表現のため、必要以上に施設の使用を制限することになる可能性があり、使用制限については同条第2項第2号及び第3号の規定で十分に対応できることから、この用語を削除するものであること、また、併せて条例全般に漢字、送り仮名の修正を行うものであるとの説明がなされました。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 これより質疑に入ります。

ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対し、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第31号 南陽市児童館条例の一部を改正する条例の制定については、文教厚生常任委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、議第31号は、文教厚生常任委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

(産業建設常任委員長報告)

日程第4 議第32号及び

日程第5 請願第1号の計2件

○議長 日程第4 議第32号 南陽市道路線の認定について及び日程第5 請願第1号 食料・農業・農村基本法の見直しに関する請願についての議案1件及び請願1件を議事の都合により一括議題といたします。

ただいま議題となっております議案1件及び請願1件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長 島津善衛門議員。

〔産業建設常任委員長 島津善衛門議員 登壇〕

○産業建設常任委員長 おはようございます。

私から産業建設常任委員会の報告を申し上げます。

本定例会において、当委員会に付託されました議案1件及び請願1件について、日程に従い、去る6月14日午前10時から、関係課長等の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第32号 南陽市道路線の認定について申し上げます。

議第32号は、市道3路線の認定であります。石田団地1号線、石田団地2号線及び長岡西線は、それぞれ民間の宅地開発完了後に寄附を受けた道路を新たに市道認定するものであります。

議第32号認定3路線について、現地調査を行い、慎重に審査した結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願第1号 食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見書提出について申し上げます。

食料・農業・農村基本法は、農政の基本理念や政策の方向性を示すもので、食料の安定供給の確保、農業の有する多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、その基盤としての農村の振興

を理念として掲げており、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図ることを目的としています。

本請願は、将来にわたり国民へ安定的に食料を供給していくため、基本法の見直しに際し、多様な担い手を基本法に位置づけることや、個々の農家に対する新たな直接支払い制度の導入を含めた施策全般にわたる見直しを行うことについて、国に対し意見書提出を求めるものであります。

初めに、当局より、食料・農業・農村基本法は制定から20年が経過し、昨今では世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、地球環境問題への対応、海外市場の拡大等、我が国の農業を取り巻く情勢が制定時には想定されなかったレベルで変化している。このため、現在、基本法を検証し、見直しに向けた議論が行われているとの意見がありました。

審査にあたり、委員からは、今後の営農へは多くの生産者より不安の声が聞こえており、このままでは後継者などの確保も困難になるなどの現状に対する意見や、食料安全保障も含め、現在の課題や問題点を洗い出し、安心して農業生産等ができるための基本法の見直しと、制度や支援策の構築を求める必要があるとの意見が出されました。

審査の結果、願意妥当と認め、全員異議なく採択すべきものと決した次第であります。

以上、産業建設常任委員会の報告といたします。

○議長 これより質疑に入ります。

ただいまの産業建設常任委員長の報告に対し、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第32号 南陽市道路線の認定について及び請願第1号 食料・農業・農村基本法の見直しに関する請願についての議案1件及び請願1件については、産業建設常任委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、議第32号及び請願第1号の議案1件及び請願1件は、産業建設常任委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

(予算特別委員長報告)

**日程第6 議第29号 令和5年度南陽市一般会計補正予算(第3号)**

○議長 日程第6 議第29号 令和5年度南陽市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

ただいま議題となっております補正予算議案1件について、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長 殿岡和郎議員。

[予算特別委員長 殿岡和郎議員 登壇]

○予算特別委員長 おはようございます。

私から予算特別委員会の報告を申し上げます。

本定例会において、当委員会に付託されました案件は、令和5年度一般会計補正予算1件であります。

これを審査するため、去る6月16日委員会を開催し、審査を行いました。

当委員会は、議長を除く全員で構成されておりますので、審査経過などは省略し、結果のみを報告させていただきます。

議第29号 令和5年度南陽市一般会計補正予算(第3号)は、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、予算特別委員会の報告といたします。

○議長 これより質疑に入ります。

ただいまの予算特別委員長報告に対し、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第29号 令和5年度南陽市一般会計補正予算(第3号)については、予算特別委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、議第29号は、予算特別委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

(追加議案)

日程第7 議第33号 令和5年度南陽市一般会計補正予算(第4号)

○議長 日程第7 議第33号 令和5年度南陽市一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

この際、市長に対し提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 ただいま上程されました議第33号 令和5年度南陽市一般会計補正予算(第4号)の補正予算案1件につきまして、提案理由を申し上げます。

補正の内容は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とする、電力・ガス・食料品等価格高騰対策事業であります。高齢者及び障がい者施設、保育施設への支援給付金、配合飼料高騰対策緊急支援事業費補助金、全市民応援クーポン事業費、道路貨物運送事業者等への燃料高騰対策給付金などを追加するものであります。

また、防災重点ため池の監視体制の強化を図るため、3か所のため池にカメラや水位計などの監視装置を設置するものであります。

財源につきましては、国県支出金で措置いたすものでございます。

以上、提案理由を申し上げましたが、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長 市長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。質疑は、予算特別委員会において行うこととし、この際、質疑を省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、この際、質疑を省略することに決しました。

ただいま議題となっております補正予算議案1件は、会議規則第37条第1項の規定により、別紙議案付託表のとおり予算特別委員会に付託いたします。

それでは、予算特別委員会を休憩中に開催し、審査願います。

○議長　ここで、暫時休憩いたします。
再開は予鈴をもってお知らせいたします。

午前10時43分　休　憩

午前11時15分　再　開

○議長　再開いたします。
休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~

(予算特別委員長報告)

**日程第7　議第33号　令和5年度南陽市一般会計補正予算(第4号)**

○議長　ただいま議題となっております議第33号　令和5年度南陽市一般会計補正予算(第4号)について、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長　殿岡和郎議員。

[予算特別委員長　殿岡和郎議員　登壇]

○予算特別委員長　私から、予算特別委員会の御報告を申し上げます。

本定例会最終日において、当委員会に付託されました案件は、令和5年度一般会計補正予算1件であります。

これを審査するため、休憩中に委員会を開催し、審査を行いました。

当委員会は、議長を除く全員で構成されておりますので、審査経過などは省略し、結果のみを御報告させていただきます。

議第33号　令和5年度南陽市一般会計補正予算(第4号)は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、予算特別委員会の報告といたします。

○議長　これより質疑に入ります。

ただいまの予算特別委員長報告に対し、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長　質疑がないようですので、質疑を終結

いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長　討論の希望がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第33号　令和5年度南陽市一般会計補正予算(第4号)は、予算特別委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　御異議なしと認めます。よって、議第33号は、予算特別委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

日程第6　発議第3号　食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見書の提出について

○議長　日程第6　発議第3号　食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見書の提出についてを議題といたします。

ここで、提案理由の説明を求めます。

4番島津善衛門議員。

[4番　島津善衛門議員　登壇]

○島津善衛門議員　私から、発議第3号　食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見書の提出について、提案理由を申し上げます。

本市議会としましては、先ほど採択された請願第1号の趣旨に鑑み、人口減少や深刻な高齢化に対して認定農業者等の担い手はもとより、中小・家族経営などの多様な担い手を基本法に位置づけ、個々の農家に対する新たな直接支払い制度の導入を含めた施策全般の見直しを行うなど、持続的な食料の安定供給に向け、別紙意見書を国の関係機関に提出するものであります。

以上、提案申し上げますので、議員各位の御

賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第3号は、所管の産業建設常任委員会全員の賛成を得て提案されたものであります。よって、委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、発議第3号は委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 討論の希望がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。発議第3号 食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見書の提出について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、発議第3号は、原案のとおり可決いたしました。

最後にお諮りいたします。本定例会において議決されました議案の中で整理を要するものについては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決しました。

以上をもって、本定例会に提案されました議

案の審査は全て終了いたしました。

~~~~~

## 市長挨拶

○議長 ここで、市長より発言を求められておりますので、これを認めます。

白岩市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 6月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、提案いたしました議案につきまして、慎重に御審議を賜り、全議案とも原案のとおり御同意、御可決をいただきまして厚く御礼を申し上げます。

また、当初提案した補正予算案につきまして、一部議案の訂正が生じたことをおわび申し上げますとともに、御承認いただき感謝申し上げます。議案上程の際には、より精査した上で、今後とも御指導を賜りますようお願い申し上げます。

さて、このたび長年にわたる議員としての御活躍が認められ、全国市議会議長会から議員在職35年表彰を受けられました殿岡和郎議員、佐藤 明議員、議員在職15年表彰を受けられました梅川信治副議長、高橋 弘議員、川合 猛議員、片平志朗議員各位におかれましては、誠におめでとうございませぬ。心からお祝いとお喜びを申し上げます。

今後ともますます御活躍をいただき、市政発展と市民福祉の向上のためにさらなる御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

東北地方が梅雨入りし、本格的な出水期を迎えております。今年は5月中に西日本が梅雨に入り、台風2号では各地に甚大な被害が発生しました。また、能登地方の震度6強の地震をは

じめ、全国各地で地震が頻発していることから、災害に対する警戒を強くしなければならぬと考えているところであります。今後もこれまでの災害対応の訓練などを生かしながら、平成25年、26年の豪雨災害を教訓とし、多くの自治会、自主防災組織の皆様と共に防災体制の強化に取り組んでまいりますので、議員各位の御理解と御指導を賜りますようお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染症法上の取扱いが5類に移行して早1か月が過ぎました。市民の方々の感染予防の行動様式が大きく変わったとは感じておりませんが、様々な雰囲気の変化も感じられるところでございます。

一方で、コロナ禍で中止していたイベントや飲食の機会がコロナ禍前に戻ってきております。それ自体は大変喜ばしいことでございますが、全国的に感染者は増えており、インフルエンザやはしかなど、ほかの感染症も拡大傾向にあります。感染症の予防を啓発するとともに、春と秋の新型コロナウイルスのワクチン接種の実施により、ワクチン接種を希望する方に迅速に提供できるよう努めてまいりたいと存じます。

結びになりますが、暑さが厳しくなる折、議員各位におかれましては御自愛をいただき、御健勝にて御活躍されますことを心から御祈念申し上げます。御礼の挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

~~~~~

閉 会

○議長 これをもちまして令和5年南陽市議会6月定例会を閉会いたします。

御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いいたします。

どうも御苦労さまでした。

午前11時27分 閉 会

南陽市議会議員 船 山 利 美
会議録署名議員 川 合 猛
同 高 橋 篤

令和5年6月定例会
6月16日（金曜日）

予算特別委員会

令和5年6月16日（金）午前10時15分開会



殿 岡 和 郎 委員長

島 津 善 衛 門 副委員長

出 欠 席 委 員 氏 名

◎出席委員（16名）

1番	伊 藤 英 司	委員	2番	佐 藤 憲 一	委員
3番	山 口 裕 昭	委員	4番	島 津 善 衛 門	委員
5番	高 岡 亮 一	委員	6番	高 橋 一 郎	委員
8番	山 口 正 雄	委員	9番	片 平 志 朗	委員
10番	梅 川 信 治	委員	11番	川 合 猛	委員
12番	高 橋 弘	委員	13番	板 垣 致 江 子	委員
14番	高 橋 篤	委員	15番	遠 藤 榮 吉	委員
16番	佐 藤 明	委員	17番	殿 岡 和 郎	委員

◎欠席委員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

白岩孝夫	市長	大沼豊広	副市長
穀野純子	総務課長	嶋貫憲仁	みらい戦略課長
佐野毅	情報デジタル 推進主幹	高橋直昭	財政課長
板垣幸広	税務課長	高野祐次	総合防災課長
竹田啓子	市民課長	尾形久代	福祉課長
大沼清隆	すこやか子育て 課長	嶋貫幹子	ワクチン接種 対策主幹（兼） 観光振興主幹
寒河江英明	農林課長	長沢俊博	商工観光課長
川合俊一	建設課長	佐藤和宏	上下水道課長
高橋宏治	会計管理者	長濱洋美	教育長
鈴木博明	管理課長	佐野浩士	学校教育課長
山口広昭	社会教育課長	土屋雄治	選挙管理委員会 事務局長
山内美穂	農業委員会 事務局長		

事務局職員出席者

安部真由美	事務局長	太田徹	局長補佐
小阪郁子	庶務係長	丸川勝久	書記

本日の会議に付した事件

議第29号 令和5年度南陽市一般会計補正予算
(第3号)

~~~~~

開 会

○委員長(殿岡和郎委員) 恐縮ですが、御起立願います。

朝の御挨拶をしたいと思います。

おはようございます。

御着席ください。

これより予算特別委員会を開会いたします。

ただいま出席されている委員は16名全員であります。

なお、当局より説明員、矢澤文明監査委員事務局長が都合により欠席の旨通知がありましたので、御報告いたします。

これより予算の審査に入ります。

本委員会に付託されました案件は、令和5年度補正予算1件であります。

~~~~~

議第29号 令和5年度南陽市一般会計補正
予算(第3号)

○委員長 議第29号 令和5年度南陽市一般会計補正予算(第3号)について審査を行います。

当局の説明を求めます。高橋直昭財政課長。

〔財政課長 高橋直昭 登壇〕

○財政課長 〔令和5年6月定例会 予算に関する説明書により 議第29号について説明〕省略別冊参照。

○委員長 この際、委員各位並びに当局にお願い申し上げます。

質疑、答弁は、ページ数、款項目を明示し、簡明に行い、議事進行に特段の御協力をお願い

いたします。

これより質疑に入ります。

補正予算書の予算に関する説明書により、歳入、歳出の順に行います。

最初に、歳入全般、8ページから10ページまでについて質疑ございませんか。

16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 歳入全体について、市長にお尋ねいたします。

3月の末でしたか、閣議決定された予備費ですね、これ1兆2,000億円ほどあるわけですが、これは都道府県あるいは各自治体の配分をしたと。1兆2,000億円のうち7,000億円を重点交付金ということで配分されました。そして、もう一点は、重点交付金の低所得者に対する交付金ということで、これ5,000億円ですね。合わせて1兆2,000億円と、こういう配分ではありますが、この配分の中で各自治体それぞれ実施計画を提出して、5月末まで提出すると、こういう運びになっているんですが、南陽市としてどのようなメニューで提出されたのか、まず最初にお聞きをしたいと思います。

○委員長 白岩市長。

○市長 お答え申し上げます。

今回の国の予備費を使った臨時交付金の使途につきましては、今後2回目の調査に提出する予定になっております。

しかしながら、できるだけ早く対策が必要だということで、今回の臨時交付金を使った様々な対策については、今議会の最終日に、今県で行おうとしている対策の状況なども注視しながら検討しているところでございますので、よろしく願いいたします。

○委員長 16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 今のお話ですと、2回目で提出すると。これ2回目の提出期間というのは、いつ出したんですか。それとも、それぞれメニューが生活者支援と、それからもう一点は事業

者支援と、こう2つに分かれているわけですね。そして、7,000億円のうち都道府県がそれぞれ幾らと、あるいは各市町村が幾らと、こういうふうな仕分けされておりますが、南陽市の配分としてどの程度来るのか、その辺分かりましたら報告いただきたい。

○委員長 高橋財政課長。

○財政課長 お答え申し上げます。

まず、スケジュールの関係でございますが、2回目の実施計画の受付が国のほうでは10月2日締切りとなっておりますので、県のほうで締切りは恐らく9月半ばぐらいになるかなと思っております。

また、このたびの重点交付金の配分額でございますが、令和4年度からの繰越しの分も含めまして、現在南陽市として活用できる金額は1億3,918万3,000円となっております。

○委員長 16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 その臨時交付金ですけども、南陽では今課長おっしゃった約1億4,000万円ぐらいかな、こういうふうなお話ですけども、この約1億4,000万円をどこにどのように使うのか。さっき市長は、この6月定例会の最終日に提案をしたいと、こういうお話ですが、これ間に合うのかどうか非常に心配しているわけですけども、その辺どうでしょうかね。

○委員長 白岩市長。

○市長 6月議会の最終日には間に合わせます。大丈夫です。

○委員長 16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 南陽市の約1億4,000万円ですね、使い道ですね。どこにどうやるとか、こうやるというのは、そのメニューというのは決まっているのかどうか。

それと同時に、各自治体に配分されたこの1億4,000万円ですね、南陽の分は。県はこの7,000億円のうち約55億円と言われております。そして、市町村分は約38億円と、こう言われて

おりますが、南陽市の配分率というのは非常に少ないような気がするんですが、その配分のやり方等については、人口とか様々な規模によって違うでしょうけれども、何か今回は私は少ないような気がするんですが、その辺どうでしょうかね。

○委員長 白岩市長。

○市長 まず、予算の中身の件でございますけれども、今検討中ではございますが、その検討中の案で申し上げますと、一般市民の皆さんへの光熱費や物価高騰、食料品高騰に対する支援。そして特に燃料関係、燃料を多く使われる業種に対する支援。それから食料品の高騰の影響を受ける様々な施設への支援といったところを考えておりますが、なお、県の動向を注視しながら検討を進めてまいります。

○委員長 高橋直昭財政課長。

○財政課長 配分率につきましてでございますが、委員おっしゃったとおり、人口規模であったり産業構造であったり、そういった統計数値から導き出された数値でございますので、少ないか多いかと言われると、全市町村同じような算定基礎を持って算定されているというふうに考えているところでございます。

○委員長 16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 さっき市長がいろいろ中身についておっしゃったわけですけども、推奨事業メニューですね、さっき私申し上げましたが、生活者支援と、もう一点は事業者支援というふうなことになるわけですが、これかなり幅広い支援策が網羅されているわけですね、基準として。あるいは各自治体の裁量で特にこういうふうに使おうと、こういうこともできると、こういうふうに聞いておるんですが、新たな施策として南陽市として新メニューというのは考えているのかどうか、その辺どうでしょうか。

○委員長 白岩市長。

○市長 新たな施策としてというところがちょ

っと分からないんですけども、基本的に今回の交付金を活用した補正予算は、電気・ガス・食料品物価高騰、そうしたところで市民生活とそれから事業者、特にやはり高齢者の皆さんとかあるいは子どもに係るところとか、そういった大変なところへの支援というものを重点に考えております。

○委員長　ほかに歳入についてありませんか。
(発言する声なし)

○委員長　次に、歳出全般及びその他附属資料、11ページから17ページまでについて質疑ございませんか。

6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員　11ページの地域交通総合対策事業費のことでお伺いをしたいと思います。

これについては、測量設計委託料というふうなことで400万円の計上なわけですけども、私この駅のサーマルプラザというか、そこを改修、いい方向にというか、より人が交流あるいは利用できやすいようなものにしていくというふうな発想だと思うので、それに期待をしたいというふうに思っています。この設計に当たりコンセプトとして掲げているのは何なのか、お伺いしたいと思います。

○委員長　嶋貫みらい戦略課長。

○みらい戦略課長　ただいまの委員の御質問にお答えを申し上げます。

このたびの事業につきましては、新たに山形県が県内の鉄道沿線の活性化を図るために助成金を創設して、その助成金を活用して行うものでございます。

このたび県の支援もいただきながら、今回事業を御提案申し上げさせていただいているのは、駅を中心としたまちづくりの推進というふうなことでございますので、駅及び駅周辺施設を活用した駅周辺のにぎわいの創出、あるいは駅からの収入、駅へのアクセスの改善に資する施設整備ということで、こちらを大きなコンセプト

にして考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長　6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員　よく具体的なこと分からないんですが、駅に限った場合、この設計に関しては、当然設計をするということは、その成果品としていただいたものを中心に、今度はハード面で来年度の予算に反映していくというふうになるのかなというふうに思っているんですけども。

そこでお伺いしたいのは、当然ベースにある、例えば赤湯駅の利用者についての例えばデータでありますとか、例えば通学に毎日どのぐらい、あるいは通学以外にどのぐらい、大ざっぱにですね、そういうふうなものは調査になっているのか。あるいはなっていないとすれば、今回の設計のほうにも入っていくのか。要するに利用者数がどうなのかということベースにしないと分からないのかなということが第1点。

それから、いわゆる左側のほうのサーマルプラザというか、そういうふうなところについて改築をしていくというふうなことであれば、今現在、前に観光協会があったところについてはデッドスペースになっているわけですけども、そういったものも例えばオープンにしていくというふうな、そういった見込みでいるのかどうかですね。非常に今現在の利用については、何か左から入って右に出てくるとか、真ん中の活用が出入口がないものですから非常に入りにくいというふうなところがあるんですね、観光客が利用するには。そんなこともありまして、その辺についても見直ししていくというふうな観点があるのかどうか。

先ほどのみらい戦略課長の説明ですと、その駅を中心にしたにぎわいをつくっていくというコンセプトだと、そこを一つの拠点にしていくというふうな話だったようですけれども、その前に駅自身の駅の中身の問題はどういうふう

になるのかなというふうに思ったものですから、その2点ですね、お伺いしたいと思います。

○委員長 嶋貫みらい戦略課長。

○みらい戦略課長 委員の御質問にお答え申し上げます。

まず、前段の利用者数でございます。こちらから申し上げます。

こちらは、JR東日本が各駅の乗車人数ということで2021年度の利用者数を公表しておるデータを参考にさせていただきますが、JR赤湯駅につきまして、定期利用が674人、1日です。定期外利用が1日244人。これにフラワー長井線の利用が東側からの部分もあるものと想定されますので、フラワー長井線の利用を、こちら山形鉄道株式会社からの資料をいただいて、1日当たり132人。合計で赤湯駅の利用者数は推計で1日当たり1,050人ほどの利用があるなというふうに思っております。

その中でも定期利用がかなり、674人、700人弱を占めているということで、今現在、赤湯駅の現状の課題といたしましては、出張者のビジネススペースがないというようなこともございますが、中学生、高校生が集まって学べる場所がない、あるいは物販の部分が、夜とかちよつと開いてない、あるいはお茶を飲めるスペースがないというふうなお声もいただいております。でございますので、その辺の課題を、これからの設計を行う際に、こちらのコンセプトとしてお示しをさせていただいて、サーマルプラザを中心にしたリニューアルを図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

観光協会の部分につきましては、こちらは事前にこのたび、みらい戦略課でこういうふうなことでこの機能強化を図っていきたいというふうなことでお話をさせていただいております。

具体的にどういうふうにしたいというふうなことはまだございませんので、ただ、この駅が

にぎわいをつくって、さらに人が集まるというふうな部分については、大変いいことだということで御理解をいただいているところでございます。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 私の説明が不足しているのかですけれども、観光協会についてのいわゆる問いかけはしたというふうなことは分かりました。でなくて、観光協会があった真ん中の部分というのは、そのままデッドスペースになっていると私は思っているんですけれども、そこを活用したオープン的な考え方をしていくのかというようなことをお聞きしたかったんです。

市長ですね、今までの話、やり取りを聞いて、サーマルプラザの本当の改修に向けていいチャンスだと思っていますので、何か市長としてアイデアを考えているものがあれば、お伺いしたいと思います。

○委員長 白岩市長。

○市長 真ん中のところといいますと、観光協会の事務局が入っているところですよ。そこも課題だなというふうに思っています。ただ、真ん中のところに空調設備が入っているということもあって、どうするかというのは、具体的にはこれから考えていくんですけれども、多分これは委員も同じだと思いますが、とにかく有効活用するんだと。何があるからどうこうということよりも、ゼロベースであそこの左側の市が管理しているところを有効に活用して、利用者の皆さんの憩いの場に、にぎわいの場になるようにしていくということで考えてまいりたいと思います。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 はい、分かりました。

構造的なことに関しては、これ分からないんですけれども、ぜひ今市長がおっしゃったような形で、いわゆる入札に当たってこんなことをぜひオープンで考えてもらいたいみたいな形で

条件として出していただければよろしいのかなというふうに思いますので、よろしくお願いたしたいと思います。

次、要望になるんですけれども、申すまでもなく、駅については南陽市の玄関になります。それは東口も西口も同じですけれども。その場合に、特に正面の東口に関して言えば、以前、例えば窓ガラスであるとか、その汚れであるとか、ツバメの巣があってふんがどうのこうのとかとありました。それ市民の方からいろいろと私宛てに来て、さっそくそれはしっかりと対応していただきましたけれども、定期的にやはりそういったものについては目を凝らして行って、点検していくというふうなことで行っているとは思いますが、なお、そこについてもお伺いをしたいと思います。

- 委員長 要望でしょう。
- 高橋一郎委員 要望なんですけれども、一端お聞きしたいと思います。すみません。
- 委員長 意見を聞きたいのね。
- 高橋一郎委員 そうです。お願いします。
- 委員長 長沢商工観光課長。
- 商工観光課長 お答え申し上げます。

以前から赤湯駅の窓ガラス、さらには鳥のふん等の問題もございまして、我々としては定期的に業者を頼んで窓ガラスの清掃を実施しているところがございます。あと、市だけでなくJRのほうとも今度協議しながら、負担等についても話し合っているところがございます。

あと、我々ができることも、窓ガラス高いんですけれども、結構高窓清掃用の器具なども昨年度購入いたしまして、観光協会の職員または市の職員での対応もしっかりして、本当に委員からございましたとおり市の玄関でございますので、今後もしっかりと管理していきたいと考えてございます。

- 委員長 ほかに質疑ありませんか。
5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 12ページの保健衛生費、その予防費についてお尋ねします。

9番と10番の説明の中に個別接種促進協力金1,300万円、ワクチン接種委託料6,297万7,000円、これあるんですけれども、この内容について、できるだけ詳しく御説明をお願いします。

○委員長 嶋貫ワクチン接種対策主幹。

○ワクチン接種対策主幹(兼)観光振興主幹

それでは、ただいまの御質問のほうにお答えさせていただきますと思います。

まず、先に個別接種促進協力金でございますけれども、こちらにつきましては、昨年まで県のほうが交付をしていたものが、今年度から市のほうから交付するというふうに変更されたものでございまして、規定の回数を超える接種をしていただいた診療所に対して交付する金額となっております。

次にありましたワクチン接種委託料でございますけれども、こちらについてはワクチンを接種した1回当たり2,277円という金額を医療機関等にお支払いするものでございます。

以上です。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 診療所へのこれ単価、どのぐらいになっているか、それから、ワクチン接種委託料、これ今、1,700円とおっしゃった、その人数、何人になってますか。

○委員長 嶋貫ワクチン接種対策主幹。

○ワクチン接種対策主幹(兼)観光振興主幹

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

個別接種促進協力金につきましては、1件2,000円ということで協力金を支払うものになっておりまして、1週間当たり100件の接種を4週間連続して行った診療所のほうに、1件当たり2,000円の協力金を支払うものでございます。

ワクチン接種委託料のほうでございますけれども、接種費用のほうは2,277円となっております。

まして、1回当たり、それに人数ですけれども、2回目接種を終わった方が全部該当に今回秋接種のほうはなるというふうに現在国のほうで言っておりますので、その方と今回の春接種の残りの方というのも若干いらっしゃるということをご想定して、約3万人の方を想定した人数になってございます。

そのほか、細かいことを申し上げますと、6歳未満の加算ですとか時間外接種の加算とか休日の加算とかがございまして、この金額というふうになってございます。

以上です。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 5月の末に財務大臣の諮問機関の財政制度等審議会が財務大臣のほうに意見書を出したと。その意見書の中に、接種を担った医師の時給が、最初は3,404円、平均で1万8,884円で、ところが最大で18万円にもなっていたというふうなことがこの間報道になっていたんですけども、この場合は、その金額が2,277円と見ていいわけですか。その金額とは違う。そこ説明、ちょっとお願いします。

○委員長 嶋貫ワクチン接種対策主幹。

○ワクチン接種対策主幹（兼）観光振興主幹

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

今委員がおっしゃった時給というのは、恐らく集団接種とかに来ていただいた医師に支払う時給というような単価なのかなというふうに思っておるところです。その単価につきましては、やはり一律なものではないということもありまして、国の中でも高いところもありましたし、やはり医師が集まらないというふうになっていったときに、どんどんやっぱりその単価が上がっていったりというような状況はございまして、そちらの単価になっておりますので。

先ほど申し上げました2,277円というのは、各医療機関とかで接種した場合の接種費用というふうにして支払っているものになってござい

ます。

以上です。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 2,277円というのは、これは国で一律に決まっていると考えていいわけですね。はい、分かりました。

市の場合の集団接種の場合の時給というのは、この金額はこれまでの例でどのぐらいの金額だったですか、南陽市の場合、時給。

○委員長 嶋貫ワクチン接種対策主幹。

○ワクチン接種対策主幹（兼）観光振興主幹

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

南陽市の場合の集団接種の場合は、医師の場合は時給というような支払い方はしておりませんで、1クールということで午前だったり午後だったりというようなことで設定をさせていただいておまして、その1クール当たりというようなことでの支払いを行っております。

以上でございます。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 1クール当たりの金額は分かりますか。

○委員長 嶋貫ワクチン接種対策主幹。

○ワクチン接種対策主幹（兼）観光振興主幹

1クール当たり4万円となっております。

以上です。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 今回9,400万円の補正で、この間の一般質問でのお答え聞きますと、令和2年から4年までで4億何がしか、合わせてちょうど5億になる計算なんですけれども。あと、当初2回で済むはずだったワクチンが、ブースター、3回、4回、5回、さらには6回というような、ちょっと最初には考えもつかなかったような回数になっているわけです。

市長に以前それについてお尋ねしたときに、インフルエンザの場合は毎年しなければならぬというような答弁をお聞きしたことがあるん

ですけれども、最初のつもりと今の現状について、市長はどのようにお考えですか。

○委員長 白岩市長。

○市長 以前申しあげましたように、1回打って済む種類の風疹などの予防接種、それから、何回も打たなければいけない、終生の免疫がつかない種類の感染症に対するワクチン、それぞれ違いますので、この新型コロナウイルスに対する開発されたワクチンが、終生免疫がつくものであれば1回でよかったわけでありましてけれども、なかなか1回で済むというふうなまい話にはならないだろうなというふうに思っております。という意味で、インフルエンザのように毎年1回あるいは1年に数回の接種が必要なのかなというふうに思っております、現状そのとおりになっているなというふうに感じております。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 市長のお考えでは、当初思っていたとおりのいうふうな、そういうふうな理解ですか。

私は、もう本当に議会のたびにワクチンの問題言ってきて、もうそろそろ目覚めてほしいなと思っているんですけれども、依然として現状を追認というふうな形でずるずるずるずるといって、さらに今回また9,400万円からの補正、これは国から来るお金だと言ってしまえば、それで何か市は全然傷んでいないというような、そんなふうなあれで、しょうがないかみたいなのでずるずるずる流されて、さらにこれから3万回も接種の予定。いつまでこうやってするつもりなのか。結局は潤っていくのは1件当たり2,277円もらう医療機関、それから製薬会社、そういったふうな構造がもう明らかに見えてきているわけです。

この間12日に衆議院の決算行政監視委員会で原口一博議員、原口議員自身ががんになって、頭、私の頭のようになって、そして、それでも

この頃髪生えてきたというようなことで、ああいいなと思って見ているんですけれども、その原口一博議員がパネルで名古屋大学の小島勢二教授の調べたデータを披露しておられました。それ、私もえっと思って、これスクリーンショットで撮って読み取ってみたら、インフルエンザワクチンとそれからコロナワクチンの比較だったんです。

インフルエンザワクチン、2015年から2020年までの5年間の間2億6,248万回やって、この間に起こった副反応が1,967回、死亡報告が35回ということです。一方のコロナワクチン、これは2021年から2022年までの16か月、これが2億8,274万回、これインフルエンザとコロナと同じように比べるために回数を、片方はインフルエンザのほうは5年間分、それからコロナワクチンのほうは16か月分というふうなことで見たようなんですけれども、それによると、副反応が3万4,120回、17倍です、実に、インフルエンザワクチンの17倍の副反応、これ報告があるだけです。公式に厚労省のほうに医療機関からあった報告が3万4,120回。死亡報告はというと、この間16か月の間の死亡報告が1,761回、実に50倍なんです。インフルエンザのワクチンとコロナのワクチン比べると、こういう実態になっているわけ。

これ、もっと深刻に受け止める必要がある。私から言わせれば、もうそろそろ目を覚ましてほしい。

そもそもワクチンという考え方そのものが、この間HPVの問題で一般質問で言いましたけれども、ワクチンの考え方そのものがおかしいんでないの。やっぱりこれ、そもそもの出発点においてやっぱり議論があったそうです。どういふ議論があったかということ、ワクチンの考え方というのは病原菌、何かウイルス、そういったものがあるがゆえに病気が発症する。それはパスツールが発見したということで、顕微鏡

の世界で発見して、それと同時に議論になったんです。どういう議論があったかと、人間には……

○委員長 高岡委員、一般質問でも十分議論なさったようですし、今日は予算委員会でありますので、同じようなことを繰り返さないで。予算に関する。

○高岡亮一委員 違うこと言っている。この間、聞いてもらえば、ちゃんと違うこと言っている。言い足りないから言っているんだから。

はい、分かりました。委員長の意を酌み取りまして……

○委員長 市長に何を聞きたいのか教えてください。

○高岡亮一委員 分かりました。

そろそろ目を覚ましてほしいというので、私は何をここで言おうとしているかという、そういう実態を市民にしっかり知らせる必要があるんじゃないかということを私は市長にお願いしたいんですけれども、市長、いかがでしょうか。

○委員長 白岩市長。

○市長 必要な情報については、市としても市民の皆様に情報提供してまいりたいと思いますし、国や県に対してもそういった情報発信の重要性を市としても訴えて、必要な対応をまいりたいと、こういうことはこれまでも直接大臣にオンラインではありましたが申し上げてまいりました。今後ともそうしてまいりたいと思っております。

○委員長 高岡委員、まだまだ議論がありますか。

5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 3万回というふうな予定で今回この予算を組んでおられるようですけれども、3万回を、これ国のお金だから3万回でも何万回でもいいんだというのでなくて、やっぱりこういう副反応の実態があるんだというふうな

こと、そういったことを市民にしっかり知らせた上で、今後のワクチン行政というかワクチン接種について取り組んでいただけますか。

○委員長 要望ですか、意見聞きたいんですか。

○高岡亮一委員 意見を聞きたい。

○委員長 白岩市長。

○市長 必要な情報発信については、これまでも行ってまいりましたが、今後とも市としても行ってまいりますし、県や国に対しても、直接大臣にも申し上げてまいりましたが、今後ものように取り扱ってまいりたいと考えております。

○委員長 まだ足りないんですか。

○高岡亮一委員 私の意見をしっかり聞いていただきましたということで、そう私なりに了解しましたので、よろしく願います。

以上です。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

13番板垣致江子委員。

○板垣致江子委員 15ページの10款教育費、体育施設費のところ、先日一般質問で花公園のトイレの洋式化をお願いしたんですが、そのとき最後に市長が、はい、やりますという大変いいお返事いただきました。やはり私、菊まつり会場でもあるしということもお話したんですが、マラソン大会もあって多くの方がいらっしゃる、そして菊まつりもある、そういうことで、できればその辺ぐらいいまでは洋式化お願いしたいと思うんですが、市長のお考えの中ではどのような感じでしょうか。

○委員長 ただいま質疑中ですけれども、答弁についてはゆっくと休憩後にお聞きをすることで、暫時休憩といたします。

再開は11時15分といたします。

午前11時01分 休 憩

午前11時15分 再 開

○委員長 再開いたします。

当局の答弁をお願いします。

白岩市長。

○市長 さわやかワインマラソン、あるいは菊まつりまでにできるだけということですが、例えば9月補正ですとちょっとそれには間に合いませんので、ちょっとどういったことで、どういったやり方で早めにできるかというのは、今後ちょっと内部で検討させていただきたいと思います。

○委員長 13番板垣致江子委員。

○板垣致江子委員 いろいろ大変なところもあるとは思いますが、ぜひ多くの方が出入りする前にぜひお願いしたいと思います。要望とさせていただきます。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 14ページの中学校部活動の地域移行準備事業費に関してお伺いをしたいと思います。これは教育長になるんですかね。

いわゆる国の実施事業の採択になったというふうなことでこの予算が上程になったわけですが、具体的にどのようなことでやっていくのかというのを、第1点お聞きしたい。

それから、この指定になった、実施事業の採択になったというのは、県内で何か所ぐらいあるのか。

第3点目は、地域移行に関しては、現場に入りながら実際に今模索しているというふうなところなわけですが、いわゆる土日の地域移行から進んで、いわゆる平日も含めたものになっていくんじゃないかなというふうには思っているところです。

そういうふうな中で、というのは中学校の部活動、全員部活動制ではなくてそもそも任意なんですけれども、はっきりといわゆる学校の生徒にもしっかりと任意ですよというふうなアナウンスをして、そこで決めていくというふうなスタイルに変わってまいりましたので、今年度

はそんなに部活動に入らないというようなことはなかったとは聞いていますが、それがどういうふうになるかも分からない。ただ、具体的に部活動に入らないという子も出てくるかもしれない。

そういった場合に地域移行して受け皿がしっかりあるところについては、運動、芸術、文化を問わずに、これはしていく必要があるなというふうには思っているところです。なので、そこについて、3点目はそのいわゆる平日にまで行くというふうなことについての考え方をお伺いしたいと思います。

○委員長 長濱教育長。

○教育長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

今回予算のほうをお認めいただければ、具体的に対応できるような形で事業を進めてまいりたいということで考えているところでございます。

あと、県内での箇所でございますけれども、私ちょっとはっきりした記憶ございませんが、よその県に比べて山形県ちょっと多かったのかなというふうには認識しております。

それから、3点目の土日からやがて行く行く平日もというふうな考えに関しましてですが、やはり現在は休日の部活動の移行ということで、ここ数年かけて環境をつくるのが肝要であると思っておりますし、やはり任意加入に関わるそれぞれ一人一人生徒の意思を尊重していくということも大事だと思っておりますし、その生徒の意思の中では、既存の部活動で頑張りたいという生徒もいらっしゃる、あるいはほかの習い事とかほかの活動、地域に貢献したいというふうな活動をしたいという生徒もいらっしゃるというお話も聞いておりますので、そういった主体的な活動を支える、部活動のみなならず様々な環境づくりを模索していく必要があるなというふうには捉えているところでございます。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 教育長からの今答弁ですけれども、学校教育課長あたり、県内での採択なんというの分かるでしょうか。

それから、今教育長から具体的にやっていきたいというようなことで、その具体的なことの内容についてもお伺いをしたいと思います。

○委員長 佐野学校教育課長。

○学校教育課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

本年度当初予算では、学校と地域をつなぐ役割のコーディネーターを担う役割の方を配置するという予算だけを計上していたところですが、先ほど財政課長からも御説明いただいた、国の環境の一体的な整備に関する部活動の地域移行等に向けた実証検証のメニューが示されたところです。そこで、本市では県の補助を活用しながら、コーディネーターの業務も含めて、例えば指導者の育成、研修であるとか、新たな受け皿の創出といった包括的な取組を通して実証検証を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

続いて、2点目の県内のこの実証検証に手を挙げた市町村の数ということでございますが、その形態が様々ございますけれども、23の市町村が手を挙げているというふうに把握しているところでございます。

以上でございます。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 いわゆる現場での模索が続くわけですけれども、当然地域の担い手、受け皿との関わり方もありますので、なかなか一朝一夕にはいかないことだと思います。

ただ、やっぱり保護者も含め、それから受け皿を含め、どうしてもやっぱりお金のことが出てきます。保護者負担が当然クラブ移行になれば、クラブに移行になれば増えていかざるを得ない。そうでないと、やっぱり持続可能なこと

はできない。

とすれば、そういったものについて、やっぱり予算が要するというふうなこととすれば、そこについて国がそこを配慮して予算化するというふうなこともないようです、現在もないようですので、そこについて何か、例えば市として、これは市長になるんですかね、何かそういった市の予算をつけていくとか、何かそんな形を考えていきたいとか、そういったものは現時点で何かあればお伺いをしたいと思います。

○委員長 白岩市長。

○市長 必要な予算の件に関して申し上げます。

先日、山形県庁におきまして県及び市町村長、議長の会議がございまして、県の施策、今年度の施策を伺って、それから市町村あるいは議会の意見を県と交換するという会議がありまして、南陽市から事前に4月中に通告した上で申し上げましたのは、部活動の地域移行に関して、例えば教えていただけるコーチの人件費であるとかあるいは保険代であるとか、一番大きいのは人件費とあと施設使用料の面について、国から指し示しているこの取組に関する予算措置が不十分であるということで、県も市町村と一緒に、これに必要な予算の確保を働きかけていただきたいというお話を申し上げました。知事からは、そのようにしていくという御回答がございました。

ですので、市独自でということはまだ考えておりませんが、やはり国全体で行うことであれば、それは国が責任を持って財源確保していただくことが大切であると考えております。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 市長がそういうような形でそういう集まりの中で話を事前に出しているというふうなことで、分かりました。

ぜひアンテナを張りながら積極的にこのことについては、本当に現場としては必要なことですので、ぜひその姿勢でアンテナをめぐらして、

よろしくお願いをしたいと思います。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

(発言する声なし)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終
結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 討論の希望がありませんので、討論
を終結いたします。

お諮りいたします。議第29号 令和5年度南
陽市一般会計補正予算(第3号)は、原案のと
おり可決すべきものと決するに御異議ございま
せんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 御異議なしと認めます。よって、議
第29号は原案のとおり可決すべきものと決しま
した。

以上で、本委員会に付託されました補正予算
1件の審査は終了いたしました。慎重な御審議
を賜り、誠にありがとうございました。委員各
位の御協力に対し、深く感謝申し上げます。

散 会

○委員長 これをもちまして予算特別委員会を
散会いたします。

御起立願います。

御苦労さまでした。

午前11時26分 散 会

令和 5 年 6 月 定例会
6 月 2 1 日（水曜日）

予算特別委員会

令和5年6月21日（水）午前10時45分開議



殿 岡 和 郎 委員長

島 津 善 衛 門 副委員長

出 欠 席 委 員 氏 名

◎出席委員（16名）

1番	伊 藤 英 司	委員	2番	佐 藤 憲 一	委員
3番	山 口 裕 昭	委員	4番	島 津 善 衛 門	委員
5番	高 岡 亮 一	委員	6番	高 橋 一 郎	委員
8番	山 口 正 雄	委員	9番	片 平 志 朗	委員
10番	梅 川 信 治	委員	11番	川 合 猛	委員
12番	高 橋 弘	委員	13番	板 垣 致 江 子	委員
14番	高 橋 篤	委員	15番	遠 藤 榮 吉	委員
16番	佐 藤 明	委員	17番	殿 岡 和 郎	委員

◎欠席委員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

白岩孝夫	市長	大沼豊広	副市長
穀野純子	総務課長	嶋貫憲仁	みらい戦略課長
佐野毅	情報デジタル 推進主幹	高橋直昭	財政課長
板垣幸広	税務課長	高野祐次	総合防災課長
竹田啓子	市民課長	尾形久代	福祉課長
大沼清隆	すこやか子育て 課長	嶋貫幹子	ワクチン接種 対策主幹（兼） 観光振興主幹
寒河江英明	農林課長	長沢俊博	商工観光課長
川合俊一	建設課長	佐藤和宏	上下水道課長
高橋宏治	会計管理者	長濱洋美	教育長
鈴木博明	管理課長	佐野浩士	学校教育課長
山口広昭	社会教育課長	土屋雄治	選挙管理委員会 事務局長
矢澤文明	監査委員事務局長	山内美穂	農業委員会 事務局長

事務局職員出席者

安部真由美	事務局長	太田徹	局長補佐
小阪郁子	庶務係長	丸川勝久	書記

本日の会議に付した事件

議第33号 令和5年度南陽市一般会計補正予算
(第4号)

~~~~~

**開 議**

- 委員長(殿岡和郎委員) これより予算特別委員会を開会いたします。  
ただいま出席されている委員は16名全員であります。  
これより予算の審査に入ります。

~~~~~

**議第33号 令和5年度南陽市一般会計補正
予算(第4号)**

- 委員長 本定例会最終日において本委員会に付託されました案件は、議第33号 令和5年度南陽市一般会計補正予算(第4号) 1件であります。
当局の説明を求めます。高橋直昭財政課長。
〔財政課長 高橋直昭 登壇〕
- 財政課長 〔令和5年6月定例会 予算に関する説明書により 議第33号について説明〕省略別冊参照。
- 委員長 ただいま予算の質疑中ですが、ここで暫時休憩といたします。
再開は11時5分といたします。
午前10時50分 休 憩

午前11時05分 再 開

- 委員長 再開いたします。
この際、委員各位並びに当局にお願い申し上げます。
質疑、答弁は、ページ数、款項目を明示し、簡明に行い、議事進行に特段の御協力をお願い

いたします。

これより質疑に入ります。

補正予算書の予算に関する説明書により行います。

歳入歳出全般、8ページから10ページまでについて質疑ありませんか。

6番高橋一郎委員。

- 高橋一郎委員 全般的に係るものですから、何点かお伺いをしたいと思います。

まず、それぞれの事業補助金について、これは基本的にクーポン以外は申請事業だと思うんですけども、申請の期限、それから支払い方法、特に支払い方法については、農業者である配合飼料の高騰対策緊急事業補助金に関して農業者に関しては、いわゆる今問題になっているマイナカード等を利用している公的給付の金融機関というふうなことになっていくのかどうか。

それから、クーポンについてお伺いします。

クーポンについては、利用可能なお店あるいは事業者については、今までどおりに同じようなことなのか。

それから、もう一点ですね。高齢者等の入所者、いわゆる住民票が南陽市にある、あるいは入所の施設に住民票があるような場合、あるいは障害者で入所している方ですね、そのような場合は、その住所地あるいは施設のほうに配送になっていくのか。その場合、実際、高齢者の方で使用できるのかどうか、その場合はいわゆる後見人みたいな形の方になるのかどうか、その辺をお伺いをしたいと思います。

- 委員長 寒河江農林課長。

- 農林課長 お答えいたします。

今ちょっと前半でありました農業のほうから御報告、説明させていただきます。

今回計上した部分につきましては、昨年度も第1から第3四半期まで実施しております。その中で配合飼料については、購入及び実使用数、これについて把握できますので、その分を把握

し次第、直接農家の方の口座に振り込むことになってございます。

以上です。

○委員長 長沢商工観光課長。

○商工観光課長 お答え申し上げます。

商工観光課のほうとしては、10ページのほうの道路貨物運送事業者、地域交通事業者等燃料高騰対策給付金でございますけれども、対象となる事業者はこちらのほうで把握しているものですから、今月中に事業者のほうに書類等をお送りさせていただきまして、7月3日月曜日から申請受付をする予定となっております。

以上でございます。

○委員長 長沢商工観光課長。

○商工観光課長 失礼いたしました。

2点目のクーポンのほうの利用店舗でございますけれども、こちらについては、前回クーポンを取り扱っていただきました事業所、店舗のほうに、こちらのほうで照会をさせていただきます。それで、希望があれば、継続して登録させていただきます。

さらには、新規の事業所、お店等についても募集をいたしまして、希望があれば追加いたします。これまでおよそ400前後ぐらいの事業所で行っていただきました。

クーポンのほうの送付先でございますけれども、基本的には住民登録されているところに、こちらのほうではお送りする形になります。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 まず、第1点の農業者の把握次第に申請でなくてやるということでしたが、先ほどお聞きしたのは、その場合、いわゆるマイナカードというものを使用するのかどうかということをお聞きしたんです。その件についてお伺いします、もう一度。

それから、高齢者等の入所の方に行くというふうに理解したわけですが、今、施設のほうにですね。そういった場合の利用というの

は、現実的にどういうものなのかなというふうに思ったものですから、その辺ですね。今までもそうだと思うんですけども、ちょっとそこは盲点だったなというふうに私自身は思っていたものですから、その辺についてもう少しですね。その利用も含めて、せっかくのいわゆるクーポンですので利用して何ぼですから、ぜひその辺について、もうちょっと具体的にお話しいただければと思います。

○委員長 寒河江農林課長。

○農林課長 お答えします。

マイナンバーカードは使用していないので、ひもづけさせた口座とは関わりなく、指定の口座に振り込むこととなります。

以上です。

○委員長 長沢商工観光課長。

○商工観光課長 お答え申し上げます。

高齢者施設に限って我々個別等に調査とかしていないものですから詳細までは把握はしてないんですけども、例えば御家族の方が代わりに利用されたりとか、または状況によってはその施設のほうに事業者のほうが行っていただいて、そこで使っていただく、施設内で使っていただく、そういったことも聞いてございます。

なお、クーポンの換金率といいますか利用率といいますか、前は98.1%でございました。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 分かりました。

1つ、農業者の配合飼料の関係、これは件数というのは分かるでしょうか、それが1つ。

それから、今あった高齢者等の入所の場合は、うまく利用しているんだなというふうに、現実的にはですね、というふうに思ったわけですが、その辺ですね。なおこれ要望ですけども、そこについてはどのようになっているか、ちょっと実態をもうちょっと見ていただきながら、とにかくうまく使っていただくというふうなことにお願いをしたいというふうに思います。

- 委員長 寒河江農林課長。
- 農林課長 お答えいたします。
畜種全合計は23戸が対象となります。
以上です。
- 委員長 ほかに質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 委員長 質疑がないようですので、質疑を終
結いたします。
これより討論に入ります。
討論の希望ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 委員長 討論の希望がありませんので、討論
を終結いたします。
お諮りいたします。議第33号 令和5年度南
陽市一般会計補正予算（第4号）は、原案のと
おり可決すべきものと決するに御異議ございま
せんか。
（「異議なし」の声あり）
- 委員長 御異議なしと認めます。よって、議
第33号は原案のとおり可決すべきものと決しま
した。
以上で、本定例会最終日において本委員会に
付託されました令和5年度補正予算1件の審査
は終了いたしました。慎重な御審議を賜り、誠
にありがとうございました。委員各位の御協力
に対し、深く感謝申し上げます。

閉 会

- 委員長 これをもちまして予算特別委員会を
閉会いたします。
どうも御苦勞さまでした。
午前11時14分 閉 会

予算特別委員長 殿 岡 和 郎

議 案 等

(令 和 5 年 6 月 定 例 会)